

平成 26 年 第 3 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 26 年第 3 回東彼杵町議会定例会は、平成 26 年 9 月 10 日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 堀 進一郎君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田正一 君	建 設 課 長 松尾 幸彦 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 構 浩光 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (原田 尚登 君)	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 松山 昭 君
教 育 次 長 岡木 徳人 君	税 務 課 長 三根 貞彦 君
会 計 課 長 峯 広美 君	

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有浦 幸治 君	書 記 山下 美華 君
----------------	-------------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 36 号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 発議第 3 号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 請願第 1 号 町有地 (旧千綿紡績跡地 許可番号東彼管第 15 号 東彼杵町瀬戸郷字寺田 734 番地ほか 7 筆 5,083.87 m²) の継続使用及び測量設計業務差し止めの請願 の取り下げについて
- 日程第 7 議案第 37 号 東彼杵町ふるさとの水を守る条例の制定について
- 日程第 8 議案第 38 号 東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 39 号 東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 10 議案第 40 号 東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 11 議案第 41 号 東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第 12 議案第 42 号 東彼地区保健福祉組合規約の一部を変更する規約について

日程第 13 議案第 43 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 14 議案第 44 号 平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

開 会（午前 9 時 30 分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。只今の出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 26 年第 3 回東彼杵町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これから諸般の報告をします。初めに議長報告ですが、皆さんのお手元に配付しておりますので朗読は省略致します。

次に地方自治法 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されておりますが朗読は省略致します。

次に議員派遣結果報告書が 2 件。まず、岡田議員から県下議員研修報告書、次に樋口議員から委員長研修報告書がそれぞれ提出されておりますが、提出者の報告は省略し、配付のみとします。

次に町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。本日は第 3 回の定例会を招集を致しましたところ、皆様方には大変ご多忙の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございました。そしてまた、全国的に見てみますと、広島が大変な土砂災害が発生致しまして、多数の方がお亡くなりになり、また犠牲になられた方、それから避難されている方沢山いらっしゃいますけれども、お悔やみとお見舞い申し上げたいと思います。

本町におきましては、特に 8 月の天候、これが一ヶ月間で 6 日間しか晴れ間がなかったという事で、非常に農作業物等への影響等が懸念されますけれども。雨量的には今年の 25 年度と全く一緒の 480mm でございまして、異常気象と言えども、東彼杵町はどうかなという疑問を持っております。

そういう中、お手元の行政報告につきましてご説明致します。まず、6 月 21 日でございます。これにつきましては、県下全域から東彼杵町へお出でになられまして、消費者トラブル啓発講演会という事で弁護士の方を交えて 185 名の参加で講演会を開催致しております。

それから 6 月 25 日、これにつきましては国政県政に対する要望活動という事で、知事と県議会議長に 18 項目の要望を行っております。

それから6月27日、そのぎ茶啓発活動という事で、長崎空港で、これは日本航空のご協力をいただきまして、6月27日から7月18日まで、最初の日だけなのですが、我々職員等も行きました、東京行き、それから大阪から着の便に約6,000パックをお客様にそういうお茶の啓発活動等を行っております。

それから7月2日、これは町村会の国政陳情という事で行政町村含めまして参っております。これも同じく18項目になろうかと思っております。

次に7月11日、これは株式会社九州たまがわを訪問を致しております。これは度重なる火災の発生、これに対しますところの申し入れ等を行っております。特に顕著なものは、天然ガス、LNGと言いますけれども天然ガスのタンク、大きなタンクが出来上がっております。これは非常に地域にとっては脅威なものでありまして、その辺の安全性が大丈夫かと、これは橋ノ詰自治会からの申し入れがあったものですから、敢えて私の方から火災の再度災害等の発生の撲滅等も含めまして、説明を含めまして申し入れを行っております。

それから7月17日、これは大村湾の全国閉鎖性海域環境保全連絡会解散総会としておりますけれども、何故今解散なのかですが、色んな団体がございまして、全国の団体が入っている訳ですけども、閉鎖性海域が全部で、全国で今入っているのが9つの海域が入っております。それぞれ取り組みをやって、それぞれの地域で取り組みが違ふという事で、ある程度特別措置法あたりも国政の方をお願いしてきましたけれども、なかなかうだつが上がらないという事で旅費等の財政負担もある中、とにかく発展的な解散をしようという事で、これは大村湾を守る会の会員として解散を致しております。

次、裏のページですけども、7月24日水資源保全全国自治体連絡会設立総会でございます。これは東京で行われましたけれども、ちょうど3月に国の方で水循環基本法というのが出来ております。これは水を守る条例という事で全国の149団体で組織をしまして設立総会を行っております。長崎県では東彼杵町だけが加盟いたしております。それは一応国の方へ要望致しておりますけれども、地下水と湧水等、他源流等がありますけど、水の収支の指針というのが今出来上がっておりません。どの位水が流れてどの位水を使っているのかという、そういう事もやっておりません。それをやる為には費用が要りますので、その財政支援も国の方をお願い致してしております。それから3点目に、8月1日を水の日に定めようという事で、これは既に国の方で決まりましたけれども、来年から8月1日が国民の祝日に入るような話を聴いております。

それから7月27日、映画「闘茶×一揆」ワークショップとしておりますけれども、これは東彼杵町の方に8月5日、6日ワークショップで来られまして、衣装合わせ等をされております。そして9月20、21日に映画のロケがあります。90名近くお集まりになられましたけれども、どういう風なロケになるのかという説明を致しまして、服装の準備とか、そういうものを打合せを行ったところでございます。

それから28日、コミュニティFM放送という事でオフトークに替わるものということで今検討しておりますけれども、熊本に行きまして視察をしております。

それから8月6日、東彼杵道路中央要望活動でございます。これは敢えて東京の方へ行きましたけれども、知事と佐世保市長と川棚町長と私と実際関わるところが中心になってかなり強い要望活動をして参りました。なかなか予算化、或いは実行というのは難しゅうございますけれども、この

今の東彼杵の 205 号の渋滞状況を見ますと、かなり強い口調で言わないとなかなか出来ないような状況でございますので、こういう措置になりました。

それから 8 月 8 日、これは議員定数の削減等に伴います条例改正による直接請求でございまして、代表者の大石俊郎さん以下お出でになりまして、請求書を受理を致しております。

それから 16 日、大村湾サミット。これは 5 市 5 町の大村湾沿岸の首長が集まりましてサミットを行っております。それぞれ後程また新聞等でも報道があっているかと思っておりますけれども、色々アイデア等が出ております。

それから 8 月 20 日、千綿中学校女子剣道部が県大会でも優勝いたしまして、次は全国大会に出場するという事で、特にこれは個人戦で行くのだらうと思うのですが、非常に嬉しい知らせが入りまして、9 月 14 日にまた全国大会に行くのではないかと考えております。

それから 21 日、町村会町村長行政調査という事で台湾に視察へ行っております。この内容につきましては、台湾市の観光局等の視察と台北市の日本で言えば商工会ですけれども、日本の商工会議所と色々な貿易とか観光とかの面につきまして話をしております。

それから 29 日、これは消防団を中核とした地域防災力充実強化に関する法律というのが昨年 12 月に成立をいたしております。特に今、命を守る行動に移るわけでございますけれども、その中核となるのはどうしても消防団が一番要でございますので、如何にして消防団を中核としながら地域を守っていくかという色々な全国の大会に町村会の会長代理として出席させていただきましたけれども、本町からは消防団長もお出でになりまして、色々な研究発表等が行われておりました。

それから 9 月 2 日でございます。町地域公共交通会議と言いまして、町バスの 3 年毎の免許更新で、これが 9 月 30 日までの期限になっておりますから、国土交通省あたりから来ていただきましてそれぞれ会議等を行っております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

以上で町長の行政報告を終わります。

ここで 2 番議員、橋村孝彦君から発言を求められておりますので、これを許可します。

2 番議員、橋村孝彦君。

○2 番（橋村孝彦君）

おはようございます。

去る 8 月 18 日、第 2 回臨時議会で審査の過程において、私は議員として不適切な言葉を使い、町民及び議会の皆様方に多大なご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。ここで改めて陳謝申し上げます。

9 月 5 日の長崎新聞に記載されました事は、皆様既にご承知の事と思いますが、我が議会にとりましても誠に不名誉な事であり、深く反省しております。私は町長に衆愚政治という言葉をご存知ですかと投げかけましたところ、町長は手を振り知らないとのジェスチャーをされました。そこで私は一般論として用語解説をしたつもりで、そういった思いが強くと述べました。私の本意は議会制民主主義を大事にしたいという思いでございました。もとよりかかる町民を愚弄するつもりではありませんでした。しかしその後の発言を検証してみますと、そのように受け止められるのは当然であります。まさしく私の不徳の致すところであります。今後公人として言動に

注意し、かかる失言がないよう精進し、東彼杵町のためにがんばる所存であります。誠に申し訳ございませんでした。

○——△——

議長、暫時休憩の動議を提出します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

賛成者がありますので、暫時休憩致します。

暫時休憩（午前 9 時 43 分）

再 開（午前 9 時 53 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

これより議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（森敏則君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、6 番議員、吉永秀俊君、7 番議員、佐藤隆善君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（森敏則君）

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から 9 月 24 日までの 15 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って会期は本日から 9 月 24 日までの 15 日間に決定しました。

日程第 3 一般質問

○議長（森敏則君）

次に日程第 3、一般質問を行います。

質問形式は、一問一答方式。

質問時間は、執行部答弁を含めて 60 分以内。

制限時間の 2 分前には、警告ベルを鳴らします。

なお、質問、答弁とも簡潔明解をお願いします。

順番に発言を許します。

9 番議員、岡田伊一郎君。

○9 番（岡田伊一郎君）

それでは一般質問致します。

先に通告を致しておりました 3 点について質問致します。

まず一点目でございますが、土砂災害対策について。

最近の異常気象は予測が出来ないくらいの降雨量が観測されています。8 月 19 日から 20 日にかけての大雨により、広島県では尊い人命が奪われました。本町では、地形的に厳しい条件ではありますが、24 時間雨量が何百 mm という情報が報道される中、今後の対策をどのように考えておられるのか、次の点について伺います。

①過去の土砂災害状況と、当時の降雨量について。

②地域防災計画書に記載されている、急傾斜地崩壊対策箇所以外の土砂災害危険箇所についての対応はどのようにされているのか。

③町道などの事前の通行止めはいつ、どのような方法でやられるのか。

④各地区の裏山などの危険箇所に隣接する民家を、その集落の安全な場所に集積する施策はやれないか。

次に二番目であります。今後の財政状況の見通しについてお尋ね致します。

今後予測される総合会館、町営住宅、町道、橋梁、水道管敷設替えなどの維持補修費などの支出について、どのくらい考えておられるのか。

特に簡易水道は、統合計画と基幹改良を含め莫大な金額を要するし、地方公営企業法適用後は補助対象外となり、平成 28 年度以降の対応については、町単独でいかざるを得ないのか。

その財源確保のために、予算については、選択と集中がますます必要であり、基金設置など考えていかなければならないと思いますが、どうでしょう。

また水道の企業会計化に伴う独立採算性と将来の使用料金の値上げなど危惧されるが、この点について伺います。

三点目。次期町長選挙の再出馬についてお尋ね致します。

来年 4 月の統一地方選挙の町長選挙再出馬について、町長自身どう考えておられるのか、お尋ね致します。

以上登壇しての質問を終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

岡田議員の質問に対しまして回答致します。

一点目の土砂災害対策でございます。

過去の土砂災害状況と当時の降雨量につきましてでございます。過去に大きな災害がかなりありますけれども、一番大きかったのは、昭和 37 年 7 月 8 日の台風 17 号による災害でございます。こ

の時は土砂災害だけは 120 箇所。地滑りも含めまして 120 箇所でございます。小さいのがいっぱいありますので、がけ崩れが 378 箇所とかあります。その他色々ありますけれども、負傷者が 3 名です、この時。そういう災害で雨量はどうかという事ですがございますけれども、累計雨量が 300mm でございます。これは朝の 2 時から 5 時まで。山間部の方の雨量で 300mm が降っているわけです、3 時間で、1 時間に 100mm。これが今言われております記録的豪雨の 50 年に一度の雨がこれなのです。まさに今から 53 年前に、東彼杵町が既にこの雨で被災致しております。そしてこの時に平地の方が、3 時間で 200mm でございます。

そして二点目が昭和 45 年の台風 9 号でございます。この時が雨量が 187mm、これは日雨量でございます。時間雨量としましては 63mm で、残念ながらこの時は負傷者が 3 名出ております。地滑り等、土砂災害等につきましては、10 箇所でございます。それからがけ崩れがこの時 278 箇所ございます。

それから三点目が昭和 51 年 9 月 13 日の台風 17 号。これが日雨量が 302mm、時間雨量 125mm でございます。負傷者は全くありません。土砂災害と地滑りにつきましては、2 箇所。それからがけ崩れが 125 箇所ございます。

四番目が昭和 57 年 7 月 23 日の長崎大水害の時ですけれども、日雨量が 222mm。これは夕方の 5 時くらいから降り始めております。1 時間に 60mm です。負傷者は 0 でございます。この時には、数値が記録としては、土砂災害としては、農林災害等ははっきりしておりますけれども、土砂災害、がけ崩れという報告は記録が残っておりません。

それから五点目が平成 2 年 7 月 2 日の集中豪雨でございまして、これが累計雨量が 212mm で、時間雨量が 49mm でございます。この時負傷者が 1 名です。これはまさに土砂災害、土石流が 3 箇所発生致しております。勿論一番大きいのは、37 災が土石流が一番多くございますけれども、特に大きかったのはこの時ではないかなと思っております。この時は小音琴地区でおばあさんが、400m くらい上流から土石流が発生しまして、その土石流と一緒に流されまして 30m 下の河川まで流されて、奇跡的に田んぼにありました柿の木に掴まって、一命をとりとめたというドラマ的なすばらしいのがありますけれども、この時が一番大きな災害、人的被害の大きなあれがあったわけでございます。

それから最近では平成 26 年 7 月 3 日です。テレビでも報道されましたけれども、時間当たり 92mm です。これは 57 年の災害と同じような雨くらいでありました。あと 1 時間降ったら大変な事になるだろうと思っておりました。これは 1 時 13 分から 15 時 30 分までの日雨量が 226mm くらい降っております。茶業センターでも 95.5mm ということになっております。この時がテレビで出ましたけれども、これは遠目付近か蕪付近の 1 箇所だけの 5km メッシュの一つだけが記録的大雨にひっかかったものですからテレビであがったそうでございまして、特に報道とあれとは若干違う所があるかなと思っております。

次に地域防災計画書に記載されている、急傾斜地崩壊対策箇所以外の土砂危険箇所についての対応はでございますけれども。これにつきましては、平成 21 年度に防災マップ、これは洪水、土砂災害ハザードマップというのを各家庭に配布いたしております。保存版として今現在各家庭にあるかと思っておりますけれども。これは 15 年度に長崎県が、急傾斜地、地滑り地、土石流、溪流の調査結果をもとに作成をされております。この防災マップは、とても場所あたりが特定できません。そうい

うことで現在、土石流が先程申しましたとおり広島等でも色んなところで、栃木県とか発生をしておりますので、この防災マップの基礎となっております図面が2,500分の1の地図が役場の方にございますので、これ平成16年くらいに出来上がっておりますけれども、町民の皆様には全く知らせていなかったのではないかと思います。そういうことでそれは7月の区長会で配布をしました。これは建物が、誰の家と誰の家が避難をしなければならないかという図示をしております。そういうことでより具体的に地域の方に知っていただいて、そういう意識を変えてもらおうということで取組んでおります。しかし内容を聞いてみますと、それぞれ自治会で温度差がありまして、全く地域の方に知らせていないところもあります。従いましてこれは役場の方のエリア担当制あたりを決めておりますので、是非9月の区長会等も予定しておりますので、ここでもう少し防災意識の高揚ということで具体的に、そうしたらどこに逃げるかという位まで話をしてもらうような計画をしております。

三点目の、町道などの事前の通行止めはいつ、どのような方法でやるのかということでございますけれども、非常に町道の場合はどうしても地元からの通報とか、或いは職員によりますパトロールとか、或いは消防団からのパトロールで、それぞれ災害警戒本部等に寄せられた情報をもとに、巡回、監視活動を行っております、その都度そういう通行止め等を行っております。勿論急傾斜地辺りがあります常明園の下付近は、必ずそういうあれが出たら看板等を設置するように意識付けが進んでおりまして、そういう対応をその都度場所場所にに応じてやるように致しております。

それから次に各地区の裏山などの危険箇所隣接する民家を、その集落の安全な場所に集積する施策はやれないかでございますけれども、色々な意見がございますけれども、この場合は多額の費用が要ります。多分解体して引越してもらって作るとなれば、安く見積もっても50,000千円近くは1棟当たり掛かるのではないかと思います。特に農家等になれば、その7割増くらい要りますので、非常に多額の金額になります。そういうことであれば、現在の財政状況ではちょっと無理かなと考えております。ただし国の制度がございます、これは利子補給ですけれども、がけ地接近等危険住宅移転事業というのがあります。これは、額的には8,000千円近くが限度になっておりますけれども、これはなかなか8,000千円も利息を払うというのはまず無いかなと思っておりますので、該当するのがあまり無いかなと思っております。しかしこれは制度として国の方でありますので、当然そういう県の方から土砂災害特別警戒区域ということで指定があって、どうしても移転しなければならない時には、その利息相当分の2分の1を国が出しますので、後の2分の1はこれは制度上利子補給という形で町の方も半分は出さなければならないかなと思っております。

次に今後の財政状況の見通しでございますけれども、ご質問の順序で行きますと総合会館。総合会館につきましては10年に1回ということで、舞台装置の更新を行っております。来年が最終年度で総額54,800千円です。非常に多額の金額を要します。今後はこの辺の外壁とか、屋根とかの点検が長寿命化に対しましての補修が必要になってくるかなと思っております。

それから町営住宅につきましては、平成23年度に長寿命化計画を策定致しております。これは平成24年度から平成33年度までの10年間で350,000千円くらいの計画を致しております。当然補助がきますので補助残となりますと、約190,000千円になりますので、これを10で割りますと20,000千円くらい。これは当然出てきます。やらなければどうしても雨漏りとかという事がありますので、出来ませんので。極力団地が分割している所は、年度内は20,000千円でいいですけれど

も、どうしてもできない所は集中的にやりますので、もっと負担が増えてくるかなと思っております。

町道につきましては、毎年最低でも 30,000 千円、維持補修が 30,000 千円要ります。あと町の単独の改良工事が 70,000 千円くらい要りますので、この 30,000 千円はどうしても落とすわけにはいかないだろうと。路面のデコボコとか陥没とかどうしてもありますので、これは避けて通れないだろうと思っております。ただし、今地域の方にも大分お願いしまして、原材料支給とかということで極力請負にかけずに自分達が出来た事は自分達でやっていただくという事で、かなりの面で、地域の方で大変なのですけども協力を頂いております。そういうことで経費削減を図りながら、この 30,000 千円を有効に使うと考えております。従いまして今から先の財政状況によりましては、残りの 70,000 千円、この辺が所謂財源不足になった場合の事業が出来なくなる恐れがあります。こんなのを、所謂投資的な経費ですね、これを使わざるを得ないような事に見込まれております。

それから橋梁につきましては、これも 24 年から 33 年までの計画を予定しておりますけれども、31 の橋梁を修繕或いは補修とかということで、90,000 千円を予定致しております。本年度は水神橋を、本来ならば 3 年計画だったのですけれども、3 年でその橋をしていてもどうにもなりませんので、経費の面もありますので、一気に今年仕上げようかと思っております。そういうことでこれ以外につきましては、大きな問題等がある橋はございません。特に橋梁の場合は、橋を受ける所を支承部と言いますけれども、ここの所のひび割れ等がございますので、この辺の補修をすれば何とか大規模な補修は必要ないかなと思っております。従いまして、年平均 10,000 千円程度あれば何とか出来るかなと考えております。

簡易水道につきましては、本年度から 3 ヶ年間で基幹改良という工事と統合事業を行います。これは 1,400,000 千円という今までにない大きな工事でございます。これは今、漏水とか水道管破裂とか老朽化等で、ますます今後増えてくるだろうと思っております。

そういうことでお尋ねの件は、28 年度と書いておられますが 29 年度になります。29 年度以降は町単独でいかざるを得ないのかということでございますけれども、当面単独になります。仮にしなければ 1,400,000 千円がすべて単独ですから、これ以降の単独がどのくらい出てくるか、当分出てきます。出てきますけれど、これは 29 年度以降は国の方針がまだ決まっておりません。国の方が今考えているのは、例えば極端に大きい工事、例えば 200m 以上くらいの更新事業とか何とかするようなもの。これにつきましては、国が決める水道料金ですが、供給単価ですけれども、この辺の単価を一定決めて、これよりも例えばそういう工事をする為に上げなければならないという基準を作って、オーバー分につきましては、そういう団体に補助金をやろうというような考え方もあるようでございますので、これがまだ今から 29 年度に、適切な時期に設定を行うという回答しか頂いておりませんので、非常にフアジーな所がありますけれども、そういうことをやらざるを得ないかなと思っております。繰り返しになりますけれども、これを単独で行った場合は、1,400,000 千円を単独で行うというのはとても無理でございますので、これは水道というのは生活に欠かせない重要なものがございますので、どうしてもこの際にやらざるを得ないだろうと思っております。当然その場合は人件費等も、とても 1,400,000 千円の事業となりますと現員の体制では無理でございますので、職員の体制の経費等も大幅に増えるのではないかと考えております。

そしてそういう場合に水道料金はどうなるのかということでございます。その時は勿論、財源確保と水道使用料でございますけれども、公営企業会計になります。これになりますと、収益的支出ですか。これは所謂複式簿記の関係で取得した資産。これは減価償却の計算をしなければなりません。そしてまた、そういう準備金みたいなのも貯めなければなりません。そういう会計上の政令がございまして。当然純益、現在の所は赤字でございますので、何とかプラスでやっておりますけれども、支出で減価償却費を上げた場合は必ずマイナスになります、赤字に、その分は。絶対なりません。それはもう絶対そういう、会計上そういう風になりますから、当然それはしかるべき改定をしなければなりません、水道料金の。ちなみに試行的に計算をしておりますけれども、供給単価が1 m³あたり 167 円になります。現在水道料金は 160 円でしています。実際供給単価というのは 167 円、今度の決算書を見てもらえばわかりますけれども、なっております。まだこれは試算の段階でございますので、減価償却費が 100,000 千円仮にあったとしますと、当然 100,000 千円はそのまま赤字になります。この時に赤字を解消する為にどれだけ上げればいいのかと言いますと、1 m³あたり 267 円です。61%くらい上げなければいけないわけです。とてもそういう上げては町民の皆様方も大変な事になります。こういうことは出来ませんので、段階的な引き上げを当然 29 年度くらいから考えていかなければならないと思っております。それから公営企業というのは独立採算でございますので、その収入を以って充てないといけないのですけれども、これは地方財政法で限定がありまして、どうしても災害とか特別な事情の場合には、一般会計から繰出しをしてもいいという方法がございまして、当然こちらから、一般財源から持っていかなければいけないのです。だからその分がまた増えてきます、一般財源が。ですから大変その辺のやりくりが厳しいものと考えております。

以上のように維持管理によるもの以外に東彼地区の保健福祉組合のゴミ処理の問題です。これは 27 年度から 30 年度にかけて、4,600,000 千円を掛けてやるというように、もう決定を致しております。起債償還が完了いたします平成 33 年度、償還と言いますか、所謂据置き期間が終わる段階になります、33 年度頃になりますけれども、その時に試算でいきますと、20,000 千円位ずつ毎年分担金が増えるかなと思っております。これも今からそういう基金の面とか手立てをしなければならぬと考えております。

他の公共施設の長寿命化対策。これはいっぱい出てくると思います。役場だってどこの施設だっていっぱい出てくると思います。

それからオフトークに代わる施設整備。これがどのようなスタイルに持っていくのか。これも防衛辺りの事業で行くのか、起債だけを借りて全部交付税で頼っていくのか、非常に選択が厳しい所でございます。

それと下水道、これは当初 228ha、全町で計画しておりまして、160ha、70%に落としての運営になります。30%、瀬戸地区から里地区までは計画変更いたしております。これを入れますと、仮にそれを入れた財政計画は成り立ちません、はっきり言いまして。現在の下水道の償還、これが 33 年くらいから膨大に上がって参ります。そこに水道が入ってきます。更に千綿地区の 30%の分を、今から平成 40 年くらいまでやっていたら、とてもその、財政破綻になりますので、どうしてもこれは大変地区の方には申し訳ないですけれども、断念せざるを得なかったということで、その分の浮いたお金、その辺を工夫しなければならぬかなと思っております。

それから光ファイバー。私も就任当時からこれは、光ファイバーはしなければならないと考えておりましたが、今の状況では、どうしても議員がおっしゃる選択と集中になりますけれども、言葉ではしたいのですけれども、非常にここまで入っていけるかなという厳しい財政運営になるかと思っております。今後とも国、県などの依存財源の確保と知恵を出して、更なるコスト削減を図ってまい進すべきと考えております。

最後の次期町長選挙の再出馬についてでございますけれども、これは大変申し訳ございませんが、今の時期に私がどうこうという答弁は控させていただこうかと思っております。大変申し訳ございません。登壇の説明を以上で終わります。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

答弁されましたけれども、広島市の土砂災害の引き金となったのは、狭い地域に集中して降った豪雨です。これは町長もおっしゃいましたように、いくらメッシュをきいても、気象庁も想定できなかったと、あれだけの豪雨が。だから私が今回質問しておりますのは、雨とか台風を想定して、町長がいつもおっしゃるように安全と安心のまちづくりのためにお金を投資すべきではないかと思っております。

お尋ねを致します。町内 168 箇所の土砂災害危険箇所、新聞に載っていましたが、その中でも住宅が隣接している所はどのくらいあるのでしょうか、168 箇所の中で。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

168 箇所は全て人家が入った所でございます。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

そうしますと今度は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定などについての、県の調査は今どのようなになっているのでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは新聞等でも報道されておりますけれどもまだまだ、7 月現在で長崎市、それから諫早市、大村市、佐世保市、新上五島町、対馬市、五島市、壱岐市、合計で 10,192 箇所が警戒区域になっております。それで今、県内全体では、16,231 ですけども、東彼杵町は 168 箇所です。まだ予算の関係があって、平成 15 年に先程私が申しました調査をやっております。しかし再調査をして警戒区域にするのですけれど、全くまだ予算等がありましてされておきませんので、これからこういう現在の状況に鑑みて県の方もそういう措置に出るのではないかと考えておりますけれども。そう言いながらもかなりの予算を要しますので逐次整備をされるものと考えております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

町長が先程言われたのと重複すると思うのですが、長崎県は 2003 年に公表した図面上などで土砂災害が想定できる土砂災害危険箇所 16,231 箇所を基に、防災対策を取るように進めましたよね。その後町としてこれにどう対応してこられたのか、その辺をちょっとお尋ねしたいのですが。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは今までは全く対応していないと思います。平成 16 年の 3 月に 2,500 分の 1 の図面で、明らかにどの家までが被害に掛かりますよということであったわけですが、それは住民の方には、ハザードマップという、あれは 10,000 分の 1 ですかね、図面で、保存版という事で各家庭に配っておりますけれども、これしかしていません。それで勿論それはそれだけしているのではないかなと言われればそうかもしれませんが、それはしています。しかしそれではとても出来ませんので、私もその図面があるということを確認しましたので、再度区長さんに 7 月にあえてそうしようということで、ようやく取組んだばかりでございます。ですからこれからそういう土砂災害の場合は、この場合はどこに避難すればいいのかというのを議論しながら、まずは地域でも十分議論をして頂いて、そして役場も入りまして手立てが要るならば、そういう対策を講じて行くしか方法は無いかなと思っておりますけれども。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

それと気象庁の数値予報だけでは、ゲリラ豪雨などの予測はまだまだ困難でありますので、連続日降雨量などを考慮すると、その地質、崖の地質の事前把握をするべきという事で、それが調査の対象になっているのか。地質の調査、崖の。広島が表層地すべりみたいになっているものですから、その辺はどうでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

土石流、溪流の箇所 168 箇所。これにつきましては、多分していないと思います。地図上で傾斜が大きい所だけを指定をしていると思います。ただし地すべり地区は地質をしております。地すべりが全部で 9 箇所ですか、東彼杵町はありますけれども、ここは、勿論データーがあります。昭和 37 年からのデーターがありますので、県の方もしっかり持っていますので。国の指定された地すべり区域でございますので、すべて土質まで把握していると思います。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

そうしますと先程町長もおっしゃっているように、住民が周囲の危険を日頃から考える為の方策を行政としてどう取られているのか、日頃からの危険、その点についてお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

要するに区長会でまず流します。今流して7月にやっておりますので、さっきとダブりますけれども、地域では全くそれが届いておりませんでした。だから今回9月の区長会でもう1回各地域で話をしましょうという事で、足りない場合は職員も、地域エリア担当制で決めておりますので、職員も入りまして、具体的にこの家とこの家が潰れるという事で指導をしながら、是非土砂警戒警報とか出た時は、避難準備ではなくすでに避難するような、どこに逃げようかということでやろうかと思っております。それから女性対話集会ではなくて、特に敬老会辺りで聞かれる場合があるのですけれども、中尾でおばあさんから聞かれましたけれども、どこに逃げればいいのかと言われるわけです。確かにああいう中尾の地形で公民館に逃げたら、公民館は沢のど真ん中みたいな所にあるのです。ですから、どう住民の意識を変えて、日頃からやっていくかというのは、地域で何回も今自主避難の避難計画をやっていますけれども、それを真剣に真面目にやってもらうしかないだろうと思います。訓練をしないと本番だけでは絶対失敗します。今度の広島でもどこでもですけれども、訓練した所は何か助かります。津波でも子供達は訓練したわけですから助かっているわけですから。やっぱり大人も真面目にそういうことをしないと危険な目に遭いますので、日頃から自主避難の計画とか立てて、真面目に町民の方に呼びかけをして防災対策を努めていこうと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

台風などの大雨に対する対策として、72 時間前から緊急事態宣言。48 時間前、避難所の開設。36 時間前、避難勧告。12 時間前、強制避難などを折り込んだタイムライン、これを防災計画書に載せるという計画はどうでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今指示をしまして、タイムラインの。これはアメリカが一番先端でございますので、今国交省の方がそういうのを作っております。何市町村か作っておりますので、ここら辺をもっていければと思っております。ですからこれは私も、たまたま警戒警報が出た時に役場に来ました。町長は来なくていいのしょうけれども、たまたまどうしているのかと見に行ったら、やはり職員の体制が不備でございます。従いまして前回の台風からは、職員もそういうタイムライン的なものを作ろうということで、これは先程議員がおっしゃったように、具体的に誰が何をするという決め方をして、ただ警報が出たから集まるだけではなくて、それぞれ役割を決めて、あなたは何処分団との連携とか、消防団ともし、早急にタイムラインを町の方でもどういう形で出来るのか作ったほうがいいと思いますので、是非防災計画に挙げるかを今後あわせて検討していきたいと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

そうしますと、土砂災害の危険性が高まった時の避難勧告の数値基準。これは町長はどうお考えになりますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは警戒警報が出たら避難する事です。そういうふうに考えております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

そしたらその数値、例えば3日連続の日雨量とか考慮せずに、警戒が出たら避難という事ですね。これはほとんどの県下の市町村でも数値基準が定めてないという報道がなされていたものですから、この点いかがでしょう。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

避難勧告というのが非常に私も気になっておりますけれども、土砂災害と通常の洪水災害がありますね。その時どういう風な形で出せばいいかというのがあるのですよ。ですから数値基準というのは中々連続雨量でくれば基準は決められると思います。長与町みたいに、今まで降った雨量が例えば100mmを超えて更に30mmを超えるような時には、避難をしようと考えておりますけれども、そういう基準を決めていいのですけれども、あまり基準、基準といいますと、住民の方が逆に、このくらいなら逃げなくてもいいということになりますので、これはオフトークの話、或いは緊急放送、そこら辺にも関連しますけれども、そういう数値的なものを出しても非常に危険性がございしますので、気象庁が出しますところの土砂災害警戒警報、その時にはやはり避難という事で決めるべきだと思います。準備というのは前もっていきますので。だからどこでも言われております、空振りにはしていいですよというくらいで区長さんをお願いしておりますけれども、本当に空振りでも命が助かれば、何回やっても実際の災害で助かれば一番いいわけですから、やっていければと思っております。

特に土砂災害につきましては、千綿地区はほとんど該当しないのです、八反田と一部くらいで。他はほとんどのところが上に上がりますと平坦的なもので、土砂災害の箇所もあまりありません。ですからそういう地形的なものがありまして、彼杵地区のほうが沢山ございしますので、オフトークの普及状況等も考え合わせながら、緊急避難の避難勧告が出たらどうするべきかというのを、数値基準も合せまして検討して参ろうと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

もう1点お尋ねを致しますが、東彼杵町は地形的にハードを整備して防御するのは、財政面から見ても非常に困難です、こういう地形でございしますので。そこで、居住地の法規制、その辺のソフ

ト対策も今後重要になってくると思うのですが。国もまだ法律は無いと思うのですが、この辺の将来の動きに対して町長はどうお考えられますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まずハードの方はもうしなくていいだろうということで、まさに 37 年災害以降、東彼杵町みたいに砂防ダムあたりが入っている所は逆にございません。これは逆に河川に対しては、魚辺りにとっては本当にバリアになっております。だからそうなのですけど、非常に何処を見ても砂防ダムが綺麗に出来上がっております。防衛省事業とか大きな河川には全部入っておりますので、そういうハードの必要というのはあまりないかと思っております。

それと居住地の規制ですけれども、これが平成 15 年度にそういう危険箇所がわかっているのに、今もどんどん家を造っておられます。これはインターネットでも出ております。インターネットで危険ですよという事が出ているわけですけど、そこに家を造られております。ですから非常にこの辺の規制が、町ももっと推進すべきではないかと思うのですけれども、なかなかその辺が後々になって、ソフト対策が、そういう規制が出来るかどうか、ですから今後は出来ないとするものか検討はしたいと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

これは町自体では多分無理だと思うので、国に、県を経由してでも、そういう話を持っていかれて推進していかれてはどうかと思います。

最後に、町長は職員体制もおっしゃいましたので、職員の防災に係る研修、こういう防災。どのようなものがあり、年間の研修日数はどのくらいやられているのかお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

職員につきましては、全く防災研修は行っておりません。従いまして色々な機会色々な講演会がある時に聞くくらいではないかと思っております。ただ職員の男性職員、女性職員合せまして消防団員がかなり、20 名近く、女性が 1 名。すみません、職員につきましては研修会がありまして、特に消防を担当している職員、これは当然ございますので指導を受けております。それ以外は消防で団員になっておりますので、そういう防災意識は常に言っておりますので理解してくれているものと思いますけれども、今後とも管理職に限らず、そういう東彼杵町の場合も災害発生の場合は、体制を防災計画で決めておりますので、その辺の遵守は指導しておりますけれども、中々現実的なあれはしておりません。ですから、いざという時には例えば 20 名以上町外に住んでおりますので、いざ災害の時にこっちに来れるかという問題もありまして、実際携帯あたりで一気に訓練をしてみようかという意見も持っております。従って昼間の災害の場合は、平日の場合は役場にいますけれども、これが夜とかなった時、土日になった時に職員の体制が整うかというのもあります。しかし職員がどんな防災が出来るかということでございますけれども、それはどっちかというと防災より

も災害発生後の対応に追われるのではないかと考えておりますので、今後とも議員がおっしゃるようあらゆる機会を捉えながら、職員の防災意識の高揚に努めて参りたいと考えております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

それでは次の二点目でございますけれども、町道補修など地区要望が上がってきている額。この未執行額と件数は、今どのくらいになっているのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（松尾幸彦君）

地区からの要望、毎年ヒアリングでお聞き致しておりますけれども、平成 16 年からですけども、今までの積み残しの件数で言いますと 211 件ございます。内訳で言いますと道路が 178 件、河川が 16 件、それと支障木が 4 件ということになっております。

額につきましては、実際積上げは致しておりません。今のところ把握しているのは件数のみでございます。と言いますのは、要望につきましては、ある一定路線の長い区間の改良、あるいは一部分的な側溝の改良、様々な要望がございます。概算の積上げにつきましてもなかなか困難がございますので、現年につきましては件数のみの把握ということで致しております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

先程町長は町道も原材料支給で、なるべく経費を安く対応したいとおっしゃいましたが、町道の道路構造令上との関連はどうなるのですか。もしそういうので事故が起きたとか、何とか、かなった場合の対応。やはり建設会社だったらピシッと出来るが、いくら地区にお願いして原材料だけをやって。その辺はどのように考えておられるのか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは例えば 1 級、2 級町道で、そういうところの例えば路面とかは無理です。それは町の方でしなければいけません。ただし 1、2 級であっても、路肩の崩れとか何とか発生します。その時には、請負は掛けなくても、自分達でそこら辺にある石を持ってきて積むとかという、そういう方法です。それとあと、その他町道です、主にやっているのは。それはもともと過去を辿れば地域の方でコンクリートを全部張った訳ですので、確かに構造令を言えば全部アウトです。そういう全部今でも、今やっているのがアウトです。今出来ているのが舗装厚はそんなに 12cm とかありません。それから路盤ありませんので全部やり換えです。そんな事をしていたら町が潰れますので、それ

はそれとしてそんなに交通量も多くない、危険性がない所で、自分達が出来た事は自分達でやろうという事で、側溝整備とか、路面の割れを全部剥いでしまっただけ舗装し直すとか、それは昔町民の方が自分でやった所でございまして、そういう箇所を選択してやるように致しております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

私が申しあげますのは、例えば道路の事故、あった時に町の責任と言うのが来ますよね。だからいくらその他の町道であっても、例えば舗装前に鉄筋を入れるとか何とかというのは、その地区とか建設会社の人に、請負ではないですが、出ていただく経費くらいは多めにみてでも、そういう対策を取っていくべきではないかと思うのですが、如何でしょう。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

本当に地域の方に無理にお願いして、大音琴地区あたりではどんなことをしているのかと言いますと、今地域の方で土羽の方を、法面の方をやっていただいておりますけれども、全く人件費は見ません。しかしそれはあまりにもという事で、原材料に掛かった 10%相当分ということで、施工管理という名義で、その分で人件費をみております。わずかな金額ですけれども、その程度しか財政的に無理でございまして、あまり無理をなさらずに自分達が出来るところをお願いしながら、極力危なくないようにやっていければと思っております。特に今は色々な経験者が、技術者がいらっしゃいますので高度なブロック積みあたりも全部自分達でやるというところもあります。川内地区で一地区ありましたけれども。これはあまり、それをしますと今度業者さんとのトラブルだと思っておりますので、さっき言われた構造令が出てきますので、あまり無理な構造は好ましくないと思っておりますので、簡単な維持・修繕とかというものをやっていただければと思っております。

すいません。私も大風呂敷をひろげまして、10%と言いましたけれども 3%でございまして。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

それでは水道管についてちょっとお尋ね致しますが、今本町の水道管はポリエチレン水道管というのをどのくらい採用しているのか、お尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

現在の水道管は、水道用の高質ポリ塩化ビニル管、VP 管ですね、これを使っております。それで今回、28 年度まで整備する予定の所につきましては、同じ塩化ビニル管ですけれども、HIVP 管と言いまして、耐衝撃性に優れているこの管を使う予定であります。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

このポリエチレン水道管というのは、かなり単価は上がるのですが、さびも出ないし耐久性もものすごく優れているという事で、今開発をされているところでございまして、今後は是非、長期的に見ればこういう物も採用してもいいのではないかと思って質問をしている訳でございます。

それともう 1 点。全会計の起債残高。今本町が、借金が 8,546,000 千円くらいと言われておりますが、この内の交付税措置がどのくらいになるのか。8,546,000 千円のときの将来負担額として。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

平成 25 年度末の債務残高の 63.1%が交付税措置でございます。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

ということは、3,100,000 千円くらいは借金として残っているのですね。全くこれは町単独なのです。だから町長がおっしゃるように、財政は本町はかなり厳しい。今の人口も減っていく、1 年間にやはり年度ですれば 130 人くらい減少されています。だから、やはり交付税も人口によって、今日の新聞にも載っていましたが、長崎県もそうですよね。人口が 1 万人くらい減る。だから他所の地区も減る、日本全国減るのに何で東彼杵町だけ人口を増やせる、増やせると言われるのか全く疑問に思うのです。全体が沈下しているのだから、うちだけ突出して人口が増えるわけではない、私はそう断言できます、はっきり言いまして。だからその財源が厳しいというのも、議員自ら捉えていただきたいと思うのですよ、本質的に。町長もおっしゃるように。これは私が言いたかった本文になります、今後の財政状況の見通しで。

次に町長は今、ちょっと発言できないと町長選挙再出馬、おっしゃいましたが、例えば 12 月に新しい政策や継続的な政策を取りまとめられた後なら、発言が出来るということで捉えていいですかね。町長選再出馬について、再度質疑を致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだ任期半ばであと半年くらいありますので、精一杯頑張っていきますので、12月くらいにはそういう表明をしなければならないかと思っております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

やはり町長は東彼杵町民の代表でありますから、12月には是非自分の意思で、もう1回やりたいという事を表明するなり、将来の人口と財政状況をよく町長ご存知でございますから、町の方向性として、将来とも町単独でいけるのか、あるいは別の方向性もあるのか、その辺もやっぱり町長としては将来の構想、私はそのときに是非お聞きしたいと思っております。以上で私の質問を終わります。

○議長（森敏則君）

以上で9番議員、岡田伊一郎君の質問を終わります。

ここで暫時休憩致します。

暫時休憩（午前10時44分）

再 開（午前10時54分）

○議長（森敏則君）

全員おそろいですので休憩前に戻り会議を続けます。

次に10番議員、後城一雄君の質問を許します。

10番議員、後城君。

○10 番（後城一雄君）

私が常日頃より考えておることと、思惑を踏まえ、先に質問の通告に従って町長に尋ねます。

まず女性対話集会の件について、町民の半分は女性であるとの考えから、女性から見た町、行政のあり方等、思いをお聞きして行政に活かしていきたいとの町長の思惑で、行政区34地区で取組まれたかと思いますが、昨年の議会報告会の折、女性対話集会はどうだったのかとの問いかけに、まだ集いの最中だったので最中は控えたい、終了されてからお聞きしたいと申し上げておりましたし、私もお聞きしたいと思っておりました。そこで次の点をお聞きします。

①女性対話集会の検証をなされ、初期の目的は達成されたのか。

②女性対話集会の検証結果を職員にどの様に周知されたのか。

③達成されたのであれば、どの様にまちづくり行政に活かされていくのか。

行政執行の代表者としての資質に対する考え方について、2番目としてお聞きします。

少子高齢化で、人口の減少が顕著に表れ、町の経済にも影を落とす状況の中、何としても活性化を図りながら町行政に取り組んで行きたいとの町長の姿勢は、動きの中で十分理解しておるつもりであります、がむしやらに取組む姿勢だけが前面に出て、どの様に船の舵を取り、何処にどの様に船をつけようとされておるのか、今一つ見えてこない観点から、次の項目でお尋ねを致します。

①その人の能力と町民のサービスに適うことを見据えた職員の人事でしょうか。職員は、十分理解をしていると考えておられますか。

②職員と町長の信頼関係の構築はしっかりあると考えておられますか。

③職員と町民皆様との信頼関係は十分構築されていると思われませんか。

④町長と町民皆様との信頼関係は十分構築されていると思われませんか。

⑤に先程岡田議員よりお聞きされた町長の立候補についてですが、先程答弁いただいておりますので取り下げを致します。以上で登壇での質問を終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それではお答えします。

まず1点目の女性対話集会の件についてでございますが、検証をなされ、初期の目的が達成されたのかでございますが、まだ検証までは至っておりません。対話集会の目的というのが、女性の方のご意見をお聴きしながら、そういうお聴きする機会がございましたので、是非やろうということで計画をいたしております。全34地区、1年11ヶ月を要しまして完了いたしました。初の試みでございますけれども、参加者が509名あったわけでございます。対話集会の進め方につきましては、ワークショップ方式ということで行っております。これは東彼杵町で各地域に住んでいる所の気に入っているところとか、或いは良いところとか、逆に好ましくないところとか気に入らないところなどを、言葉で喋れば皆さんいらっしゃるので言いにくくございますので、付箋紙を貼って、何枚でも書いていただく事を繰り返し行う事で、女性の皆様方が徐々に町の将来について考えるようなプロセスと言いますか、そういう過程が行くのではないかという事で、そういう手法を執らせて頂きました。次に、その意見を今度グループ化しまして、そしてアイデアを出していく手法でございます。しかし、これはアイデアを出すからには責任を持って、町民の方、住民の女性の方が中心になってやる責任もございますので、そういう仕掛けと言いますか、そういう方向でこれからもまたドンドン進めていかなければなりません。まだ緒に就いたばかりでございますので、これからやらなければならないという事になります。区長会で今年もまたお願いしておりますけれど、まだまだ希望をそろえるまで至っておりません。

それから、女性対話集会の検証結果を職員にどのように周知されたのかでございますが、職員にまだ周知をするようなあれはございません。ただ、町道とか、特に挨拶、職員の挨拶が非常に悪いと。例えば各係の名前、氏名まで誰々さんがという言い方までされまして、挨拶をしないと厳しいご意見等がありましたものですから、それはその都度、役場に戻りましてから指摘をしております。特に窓口対応につきましては、良くなったと云う方もおられる反面、まだまだ不十分と云う事で、かなり各係を町長室に呼びまして、是非そういうおもてなしの心で挨拶をなさいという事で指導をしております。それから職員で地域担当制を行っております。これも今、時間外手当の対象にしておりましたけれども、職員からは時間外手当はいらないという事になっておりますので。そういう職員のまちづくりに対する考え方、自分達の位置付け、その辺の意識がかなり変わってきているという事で、これは大変有り難い事だと思っております。そういう意味でいけば、職員に対してのそういう、女性対話集会によるところも含めまして、これは女性対話集

会とは関係ございませんけれども、そういう職員の意識も女性対話集会と合わせながら、色々な考え方を言っておりますので、少し意識が変わったという事で考えております。どうしても女性対話集会の課題の掘り起こしになる訳ですけども、要望とか批判あたり色々な事が寄せられておりますので、これはやはり職員の周知の面ではかなりの改善策になったのかなと思っております。

それから３点目の、達成されたのであればどの様にまちづくり行政に活かされたのかということでございますけれども、先程も言いましたとおり今後も集会は進めていくわけですけども、最初から考えておりました、何とか集会と同じでございまして、そういう皆さん方の色々な意見を聴きながら持続させて、更に進化させていくというのがまちづくりでございますので、先程言いました女性の方が自分達でこの町を何とかしようという意気込みになってもらうというのが一番の狙いでございますので、これからそういうまちづくりを進めていこうと思っております。

それから、行政執行の代表者としての資質に対する考え方について、質問内容について考えたりするのでございますけど、なかなか質問が分かりにくくございますけれども、確かに私がこういう総合計画を作るのが遅れております。ですから最初からそういうビジョン的なものをポンと挙げればよかったのですけれども、総合計画あたりを重ねながら住民本意の総合計画を作ろうというのが本来の趣旨でございますので、ようやく総合基本計画が出てきました。これが全てではございませんけれども、こういう町民の貴重な意見を主にしながら考え方をまとめられておりますので、それに若干手を加えながら今後も進めていこうと思っております。

その中で、その人の能力と町民のサービスに適う事を見据えた職員の人事でしょうか、職員は十分理解していると考えておられますかということでございますけれども、職員というのは、行政事務につきましては、採用試験をしての職員であります。誰でも基本的な能力は備えていると思っておりますので、職員一人ひとりの能力が、それぞれそれは個人差があることは当然事実です、それはあると思います。そしてまた町民サービスに適うかというご質問ですけども、当然人事異動以前に、職員として職能給として給料を払っている訳ですから、そういうことは働く事はそういうおもてなしをするとか、町民サービスをするというのは当たり前ですので。それは基本ですので、職務遂行能力に基づいて決められた給料でございますので、是非そういうサービスはやらなければいけないと思っております。そういう事が出来るものという事で人事等も行っております。

それから、職員と町長の信頼関係は確りあると考えておられますかでございますけれども、これは信頼関係がないとやっていけませんので、当然信頼関係はあるものと思っております。しかし、構築まではどうかと思います。私も非常に無理難題を職員には課しておりますので、色々なところで不信感等もあるかと思いますが、その辺は私の説明が拙くございますので、時間をかけてやっていくしかないだろうと思っております。それ以外の行政事務は、法令等に従ってやりますので、これは信頼関係以前の問題で、それは粛々とやらなければならないと思っております。

それから、職員と町民皆様との信頼関係は十分構築されていると思われませんかでございますが、これは構築をされなければならないと思っております。そしてまた、そのような努力を職員

として当然やるべきと思っております。ですから、構築については十分ではないと思っております。

それから4点目の、町長と町民皆様との信頼関係は十分構築されていると思われますかですが、これは十分ではないと思っております。もっと丁寧な説明とか、住民の方々のご理解をいただきながら町政運営をしなければならないと思っておりますので、これからもそういう構築に向けては努力をしたいと思っております。

5番目につきましては、取り下げということでございますので答弁は控えさせていただきます。
登壇での答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

後城君。

○10番（後城一雄君）

只今町長からご回答いただきました。私も大変失礼とは思っておりましたが、職員、執行者、議会それぞれの信頼、合せて町民皆様との信頼関係の構築があれば物事が80%以上、おのずと達成するのではないかと考えておりますので、そういう事でお聞きしたわけですが。例えば対話集会。女性との対話集会とか、今、移動町長室等をしておられますが、その中で、現場で約束されて、職員とうまくその辺の約束されたものがあるのかどうか、その点をお聞きします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、その都度職員には女性対話集会等が終った後には、すぐやるという事で伝えております。中には伝えても、しっかりやっているかというフォローはしておりませんので、多分やってくれていると思いますけれども、そういう至らない点があれば今後とも是正したいと思っております。

○議長（森敏則君）

後城君。

○10番（後城一雄君）

今まで発言していただきましたとおり、一旦態度を表明され、執行者として各々最高責任を持たなければならない者として、給与は定められているものと考えますが、給与の削減を止める気はあられませんか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは議会で議決されておりますので、任期中はもう削減ということで、よろしいでしょうか。

○議長（森敏則君）

後城君。

○10番（後城一雄君）

失礼しました。全体的に今後はさっきおっしゃった12月の時点での件もございますので、先程おっしゃった様に3月までの議会の決議でございます。それは十分承知はしております。

今後の施策についてお尋ねしますが、通告はしておりませんが、先程申し上げたとおり、町長が次の段階においても出られるということを想定した質問になりますが、ご了解を頂きたいと。町民皆様から相談事が上がってきて、係から上部、課長へ届いていない時が見受けられるので徹底指導をお願いしたいと思いますが、その辺について町長の考えをお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これが、私も常に副町長も含めまして、上司に報告をなささいという事で、勿論上司からも部下の方にも報告なささいということでやっておりますけれども、なかなか本当に指摘があるように徹底はされていないと思います。小さな事で、特に悪い事は特に早く報告せよと、良い事は遅れてもいいですよという事でやっているのですけれども、なかなか色々なセクション、所謂課長の段階、係長の段階の価値観的なものと色々あるものですから、どうしても滞っているのが現状でございます。私の方も常にそういう失態があった時には、職員にも副町長の方からそういう教示をしながら、メモあたりとかを配信しながら、インターネットあたりでも毎朝情報掲示板でありますので、そんなところでも諭しながら報告だけはしてくださいということでしているのですけれども、なかなか大事なことが挙がってこないのが残念でございます。そういう不備があれば是正をしたいと思っております。

○議長（森敏則君）

後城君。

○10番（後城一雄君）

それと課を人事で異動された時に、今度後で来られた課長さんが、所謂周知されていないと言いますか、前の人の申し合わせが出来ていないという、これも多々見受けられるという事で、町民からも声が出ておりますので。また新しく代わられたら新しく話をしないと通じないという事も言われておりますので、その辺に対しましても町長の考えを尋ねます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、それぞれ異動する場合は、引継ぎ書みたいなものを作っていると思うのですけれども、それに挙げておけばそういう懸案事項、それは当然、常に管理している管理職というのは懸案事項の処理をしておかなければいけません。いつ何時そういう懸案事項があると確認をしておかないと、なかなか部下に対しての適切な指導も出来ませんので、それは当然だと思っております。課長会等がありますので、そういう事が無いよう十分、これは課長に限らずです。担当の係長とか職員もそういう事務引継ぎを作っておけば、マニュアル化しておけば、担当がくればそれをマニュアル通りやっておけばいい訳ですから。その中でマニュアルでもおかしいところがあれば改善していくという、そういう事務手続きを基本としておりますので、是非改めてその辺は注意をしたいと思っております。

○議長（森敏則君）

後城君。

○10 番（後城一雄君）

それと所謂町民から色々の苦情と言いますか、道路関係、水道関係、水漏れかれこれが話があるわけですが、私が考えるとこれだけの職員の人数がおられる中で、所謂自分の課ではないからという事で、見て見ぬふりと言いますか、やはり見たら、例えば土木の方に関係があれば、こういうことで、あそこがこうだからちょっと見ておいた方がいいよというような、この伝えもかなり出来てないなという考えがあります。その辺のお互いに勤めている所の縄張り意識ではなく、お互いがそういった中で教えあうと言いますか、そういう事で安全安心のまちづくりという、そういう事になるかと思うのですが。そういった横のつながり等については、町長どうお考えですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かにご指摘のとおり、担当者次第では出来ているところもあるのですが、中にはやっぱりそういう横の連絡しないところもあると思っております。所謂、東彼杵町として考えればいい訳ですから、何々課ではございません。町として考えなければなりませんので、それは逆に、分からなければ持ち帰って、また担当から連絡させますという、そこら辺は責任を持ってやるべきと思います。それは職員として基本的なことです。今時、そういう自分の課じゃないからと逃げるといふ職員はいないかと思ったのですが、そういう事実があるとすれば、是非そういう町民皆様へのサービス向上に常に努めていかなければならないと思っております。

○議長（森敏則君）

後城君。

○10 番（後城一雄君）

他の件でもお聞きしますが、マスコミ等々の中で人口が、先程も同僚議員が話しましたが、そういった状況の中で、増えないというような状況の中で、町長もそういった発言等が多々出ておりますが、実質は町長は、何と言いますか行政マンのプロとして、所謂政治家であろうと言うふうに見えて、町民の皆様方には夢を見られるような施策の提供が義務であろうと考えておりますが、具体的に先程、基本の計画書に従ってとおっしゃいましたが、従う場合の前準備としては、具体的に言いますと、町長、副町長、総務課長、若しくは財政等をふまえた中で十分もまれて、職員に周知徹底を図ると言うような事をしていただければ、もう少し職員もやる気を起すのではなかろうかという考えを致しておりますが、町長の考えをお聞きします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず中段位で、町民の方に夢を与える、所謂人口減というのが非常に暗い話ですから、町民へは教えるべきでないとおっしゃいましたが、それは私は逆だと思います。何故、今まで国は人口減を言わなかったかということなのです。50 年前から分かっていたのです、日本の人口が

減るというのは。それはもっと早くすべきだったのです。それを住民に伝えなかったからこうなっただと思っています。それは私は全く逆ではないかと思っておりますので。是非、政治家はやはりどうしてもそういう夢のある、東彼杵町をこうしよう、ああしようと言うのが一番理想的です。しかし現実的に見た時、財政が逼迫してくる、その辺を言わないと、町は何もしてくれないと逆に言われますので、事実をやはり教えて、何でも人口減少だということと言わないと、この町が潰れますよということと言わないと、確かに危機意識が全くありません。住民の方はそれなりに自分達の夢があって、ああしてくれ、こうしてくれと要望がある訳ですから。これはもう本当に適いません。ですから、これは逆に政治がもっと、私は言うべきだったという事で考えております。だから色んな考えがありますけれども、あんまり人口減少は言わない方が良いのではないかという話もありますけれども、私は全く逆だと思っております。

それから、総合計画を作るとき、まず骨子につきましては、まちづくり会議あたりを開きまして、住民の意見を聴きながら、今まで町が作っていたのですけども、住民の方に作ってもらおうというパターンに変えたのですね。それは貴重な時間、60名くらいの方に来ていただいて、ようやく出来上がりました。確かに、今考えているところの一番町の在り方、後でも喋らないといけません、守る・攻める・繋ぐというような話をしておりますけれども、単純な話なのですけれども、正に今の東彼杵町の在り方を物語っているのではないかと思っております。そんな極端な夢なんかは描けないようなことになっております。勿論これは住民参加でございますので、止むを得ないところがございます。その後の付随する具体的な施策というのは、職員同士或いはコンサルも含めたところの、所謂ヒアリングをやりながら、どういう施策をやった方が良いのかという町長の施策と交えて議論をしておりますので、そこで十分とはいきませんけれども、そういう意見があって総合計画を作っておりますので。なかなか、まだまだ力は足りませんけれども、今後とも職員共々そういう今の状況を踏まえた上で、総合計画は総合計画であって、更にまたそれを上回るような施策を展開出来るように知恵を出していかなければならないと思っております。

○議長（森敏則君）

後城君。

○10番（後城一雄君）

只今おっしゃるように、現実には現実としていいのですが、やはりそっちのほうが酷く聞こえると言いますか、そういうことで施策の方も同等の状況の中でお話いただければというそれがございまして、我々も新聞等で減るという事は十分承知しておりますが、だからこそ、こういう風なこうというような状況の中でという考えもございまして、なにも現実を無視せろという考えではございません。その辺は、おとり間違いのないようによろしくお願い致します。

例えば江頭より34号線、高尾ガソリンスタンド、具体的に言いますとその給油所の下から町道蔵本2号線。勿論持ち主の皆様のご承諾の上ではございますが、いつかもお話申し上げましたが、都市計画と活性化の人口増のために、これは農振地域から外す。勿論住民の持ち物でございまして、持ち主の承諾を得たというようなことであれば、そういった努力をされる気は無いのかお聞きします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは今おっしゃるように企業誘致とか住宅用地とか、非常に千綿地区の方が平坦部が無いものですから、やはりどうしてもこういう平坦になっていく訳なのですけれども、そこで非常に用地がに少ないですので、企業を呼ぶにしてもなかなか来れないという事で。是非、例えば彼杵駅裏付近を農振地から外して、貴重な土地でありますけれども、企業誘致あたりの用地にしたいという希望は持っております。それは今農振地の見直し、これをやっておりますので、今後地権者の皆さんとか地域の皆さんにアンケートあたりで、これから10年間は どうしますかということで希望を採ります。どうしてもそういうことで同意いただけない場合もあるかと思っております。ですからそこはやはり我々も今の町の浮揚策で企業誘致、非常に厳しいですけれども、どこかにそういうスペースを取らなければならないので、企業に限らず、工場でも何でも結構です。店舗でも結構ですから、ドンドンそういう事をしていかないとですね、疲弊してしまいますので、そういう意味では今後とも地域にも説明に回りながら、農振地域の整備を3月末で終りたいのですけれども、なかなか今の進度で行けばどうかと考えております。是非3月末で終るような方法で行かないと、繰越までしてやっているわけですから、今後農振地域の区域設定につきましては、住民の皆さんに説明会をして、ご理解が得られるような努力をしなければならないかと思っております。

○議長（森敏則君）

後城君。

○10番（後城一雄君）

そういった状況の中で住民の理解を得られるように、ひとつよろしくお願ひしたいという風に考えます。

それと広域農道の近辺なのですが、これもこの頃老人会等でも話がございまして、上の方にも農振地域を外して、あるところは外して、そういう工業団地のあれをををしてもらったらどうかという声もございまして、農振地域についてはどうか、広域農道の関係ですが。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

多分、農業振興地域の見直しとなりますと、県の審議会とか、或いは面積規模に応じますけれども、国の農林省の許可まで必要になる可能性もございます。したがって、どこでも、いたるところに農振地除外をして、工業・企業誘致をやろうという計画にした時に、国県の許可が下りるものかどうかです。ですから、その辺はやはり集約をしなければならないと思っておりますので、何箇所も造るというのはどうかと思っております。勿論、農振地域で補助金を貰っておりますので、蔵本も然りです。だから、広域農道沿いの水田というのは、殆んど圃場整備が済んだところは、国の補助金が入っておりますので、簡単に除外できないと思っております。ただし、町の施策でここだけは何とか町の発展のために除外をしてくれという所が集約できれば、何とか許可が下りるかなと思っております。

○議長（森敏則君）

後城君。

○10 番（後城一雄君）

最後にお聞きしたいのですが、これも通告外でございます。この頃、町の土地の有効利用という事で許可条件を基にそれぞれの地区に町の土地を貸しておりますが、返還をしていただくときにトラブルになるような状況もございます。ですから、私はその代表者との契約の時に2人くらいという様な状況になって、1人よりも2人の方がいいのではなかろうかと思うのですが、今後貸される時の考え方として町長はどうお考えでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは特に町有地の貸付の場合は、複数で契約をしなければならない時は複数でしなければならないと思っております。ただし、代表1名でも構わない場合は代表1名で結構だと思います。それは、代表者が不安だからあと1名追加するというのは、それはありえないと思います。それは、代表者1名で全く問題ないかと思っております。それから、トラブルというか町との契約というのは、それはトラブルに入りませんので、それはそういう約束事ですので。それをどうこうと言われるのはちょっと問題かなと思っておりますので。契約者は2人にしなくても、必要な場合は2人で良いのですけれども、基本的に1人で良いかと思っております。

○議長（森敏則君）

後城君。

○10 番（後城一雄君）

只今私が通告外で何箇所かお聞きしました。そのことについてはご理解をいただきたいと思いますが、もう少し横からも大きな風呂敷で通告しておれば良かったのという声がございましたが、勿論私の失態でございます。ただ、今おっしゃったように、私はこういった状況の中で持ち上がってきたりしているものですから、所謂お互いにした者同士が理解をして、話し合うというものも必要なのかなという考え方から、2人くらいされたら、した人同士が話し合っただけという、これもあるのかなと思いましたがものでお聞きした訳ですけれども。これにて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森敏則君）

以上で10番議員、後城一雄君の質問を終わります。

ここで昼食の為、ちょっと早いようですが暫時休憩し、再開を13時15分から行います。

暫時休憩（午前11時27分）

再 開（午後 1時15分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

それでは一般質問を続けます。

次に、3番議員、浪瀬真吾君の質問を許します。

3番議員、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

私は先に通告しておりました次の2点についてお尋ねを致します。

まず1点目として、ふるさと納税制度の現状と今後の課題はという事で、2008年度に始まったふるさと納税制度は、応援したい自治体や故郷に寄付をして、確定申告をすれば寄付した金額から2千円を除く金額が翌年度の所得税、個人住民税などから控除される仕組みとなっており、軽減額は寄付額や年収などにより異なりますが、自治体にとっては新たな財源確保として重宝されているところでございます。自治体によっては、色々な戦略でこの制度を活用し、多額の寄付金を受けておられる所もあるようです。このことについては、色々な方策を取っておられると思いますが、我が町のこれまでの寄付金の推移と、今後の寄付者の拡大を図る意味でこういった方策をとられるのか、その課題についてお尋ねを致します。

2点目でございます。政策の実施評価と今後の課題についてということで。

町長に就任されてから、早3年4ヶ月になろうとしておりますが、この町を何とかしたいという思いから、まちづくり課を設置され、公約どおり報酬を50%カットし、その金額をまちづくり交付金に充て、各地域の要望が少しでも叶うような施策を執ってこられました。また、地権者の理解を得ながら空き家を活用した定住促進などの施策も功を得ているように思います。しかしながら、我が町の人口は減少傾向にあり、65歳以上の高齢化率は30%を超え、地域によっては約半数の人が65歳以上といった所もあるようです。少子高齢化社会のあり方、またその方策については、国などの交付金等によりその拡充を図られているところでもあります。道路網、河川、水路の整備や維持管理対策はどのようにされるのか。

先般本町で発生した7月3日の集中豪雨により、川内地区で起きた民家の土砂災害。また皆さんご承知のように、8月20日に広島で発生した土砂災害で、70人を超える方が亡くなっておられますが、そういった災害を未然に防ぐための防災対策はどのように考えておられるのか。

そして、小中学校の学校統廃合の問題も現在は一部進行中ではありますが、進捗状況を踏まえたところの統廃合の問題。

また、地場産業の活性化等課題は山積しております。総合計画でも色々な問題について施策の方針は考えられておられるようですが、これまでの実績を踏まえ良かった点と反省点、また今後の課題等について。

更に、来年度の統一地方選に向けての町長自身の考え方、あるいは方向性をお尋ねします。

登壇での質問を終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

お答えします。まず1点目のふるさと納税制度の現状と今後の課題ですけれども、寄付金の推移でございます。平成20年度からこのふるさと納税制度を行っておりまして、20年度が4件で100千円寄付を頂いております。21年度が4件で220千円頂いております。平成22年が5件で410千円、平成23年が9件で580千円、平成24年が5件で520千円です。それから平成25年が65件で936千円、本年度、8月末ですけれども204件の1,160千円ということになっております。そういうことで推移はそういう感じでございます。

それから寄付金に対してのその課題ですか、課題の前に昨年度からパンフレットあたりを作りまして、区長会でもふるさと納税あたりに協力してくださいという事でお願いを致しました。そして昨年度の10月からはポータルサイトと言いまして、インターネットで商業用のウェブサイトになりますけれども、そこで最も宣伝の効果が高いと言われておりますふるさとチョイスというのに加入をしまして、そこで回収を致しております。従いまして25年後半からはいきなり寄付金等が増えております。それと本年の3月から、インターネット上でクレジットの決済が出来る制度。これはヤフーの指定代理になるわけですがけれども、お願いしまして、これも功を奏して色々な所から寄付等が来るようになっております。

今日の新聞でも見てますとおり、平戸あたりがかなりの金額で上がっておりますけれども。その課題でございまして、寄付に対しての贈答品ですね。これが東彼杵町の場合は、お茶は勿論ですが、農産物とか、或いは長崎和牛とかですね。それから焼酎あたりも入れるようにしておりますけれども、これが全国的に非常にヒットしまして、競争が激化になって、なかなか総務省あたりからも話がありますけれども、あまり目的を逸しているのではないかと話があります。その中で我々も色々検討しなければなりませんけれども、例えばかなう場合は食べ物だけではなくて、旅行券みたいなのを給するとか、或いは農家に泊まって農業体験が出来ますよとか、漁業体験が出来ますよとか、そういう風なものを商品化してやれないかなと思っております。例えばハウステンボスまでの5日間の無料券をやるとか、多額の金額の場合とか。それからあとコースを考えておりましたけれども、今までは結構小さい、例えば50千円以上、100千円以上くらいで決めておりましたけれども、もう1,000千円以上とか、極端に言えば10,000千円以上とかしていただければ、どういうサービスが出来ますという事にも変えて検討していこうかなと思っております。

そして先程議員もおっしゃるように、税額の申告手続きが27年度から簡素化される予定です、今度の通常国会に挙がっていきますので。税制改正が認められれば、今までは所得税と住民税から引いておりましたけれども、もう一本で、所得税は引かずに、住民税から一本で引くようになるかと思えます。そして本人さんたちは、勿論インターネットで決済をする、或いはコンビニで寄付をするとかします。そしたらわざわざ役場に行くとか、自分が住んでいる所の市役所に行くとかという手続きはいりません。役場の方に寄付してもらえば、役場から、東彼杵町から例えば東京の何々市の方に書類を送りますので、それで税控除出来ますので、非常に人さんたちの負担が軽くなりますので、もっと増えるかなと思っております。そういうことでもっと違う角度でやれないかなと思っております。例えば今、愛媛県と伊予銀行あたりがしておりますクラウドファンディングと言いますか、所謂そういう事ではなくて、目的を絞らずに、例えば夕張市のサッカーゴールが何百万か掛かりましたけれども、これはそういう小口出資をしてもらって、行政を通しません。地方自治法も改正がありまして、多分、第三者に寄付金徴収を委託する事が出来るという制度になっておりますので、その第三者が銀行と例えば役場がタッグを組んでファンドを作って、そこに小口資金を集めるような制度が出来ております。それで例えば東彼杵町のサッカーゴールを1,000千円掛かるのを行政がせずに、そういうその第三者に頼んだファンドでして貰う。そういう方法がどんどん出ておりますので、それは会社も作れます、何でも出来ますので。例えば人形浄瑠璃あたりが途絶えようとしておりますので、人形浄瑠璃を復活させようとかとい

う、そういうファンドあたりを作っていけば、金も寄付してくれる方が沢山いますので、行政がわざわざお金を使わなくても、そういう取り組みですね。正式にはクラウドファンディングという方式ですけれども、税金に頼らずそういう施策を実行できる事ということで、色々な方法が出来ますので、そんな事をやっていけたら一番いいかなと思っております。

それから2点目の政策の実施評価と今後の課題についてですけれども。学校統合の問題につきましては教育長の方にお問い合わせしようかと思っております。それから防災対策につきましては、先程岡田議員の方から質問がっておりますので、具体的に何か質問がありましたら説明したいと思っております。

まずそういう事で私も3年4ヶ月を過ぎようとしているわけですが、良かったというよりも、良かった悪かったではなくて、反省を込めながらちょっと振り返ってみたいと思いますけれども。

まずまちづくり支援交付金という事で、平均500千円各地区にやりました。これは、まちづくりを何とかしようという事で、何もせずに皆さんで考えてくださいと言ってもなかなか動いてくれません。ですから地域の方に動いてもらおうということで、本当に申し訳なかったですが、平均500千円くらいのお金をやって何とかしませんかと。まちづくりというのは何でもいい訳ですが、前回吉永議員かどなたかの質問があった時に答えましたが、要するに町長も本来のまちづくりになっていないのではないかと指摘もいただきました。確かにそこら辺もあります。しかし多分もっと文句を言われるかなと思っておりまして、女性あたりから。2箇所くらいの女性から言われました、町長もう少し考えなればと。何でわざわざ500千円ずつ配って、何でカラオケを買わなければならないのかとか、スピーカーを買わなければならないのかとありました。それはしかし、私は地域で考えてくださいという事で、地域にお願いしましたと。地域にお願いして地域が決めたことですから、責任もってやれるわけですから、そういう地域に、正に地方自治、住民自治ですが、そこら辺をするために動かそうと思ってしたわけですが、それはやはり初期の目的は出来たのではないかなと思っております。結果はどうあれ、皆さんが今まではまちづくりと言いながらそういう話はしません。勿論内容を見ればただ単に集まって、エアコンを買おうかとなったかも知りません。それはそれぞれ話合いがあつての上の自治会活動ですので、それは当然評価をしなければならないと思っております。しかしまちづくりについて話し合う機会などはあまりなかったと思いますので、一つのきっかけ作りになれば良かったかなと思っております。それから先程言った女性からの不満などはもっと実は出て、本当にまちづくりをどうしようという考えになって欲しかったなという不満も若干あります。

それから女性対話集会ですが、これも検証はまだしておりませんが、色々な話が聞けて良かったかなと思っております。特に役場の情報発信、議会からの情報発信。それが全く女性には伝わっていないという事がわかりました。ほとんど知られておりません。私から行政報告なり、議会の状況なり、今の役場の補助制度あたりの説明をしますと、全く知らなかったと言われるものですから、もっとよく広報などを見てくださいよと言うくらいで、本当にそこだけは私も驚いております。そして、その中の出席状況ですが、大きい地区になればなるほど参加者は少なくなります。小さな地区は100%に近いほど集まられます。ですからその辺の情報伝達の仕方、或いは考え方あたりがどうかなと思っておりますけど、やっぱり一番大きな問題と言うの

は、婦人会の減少、会員等が減っていますので、この辺の考え方ももう少し詰めたかったのですが、そこら辺の話は部分的に出来なかったのではないかと反省を致しております。

それからさっきも言いました町民の皆様伝えていくわけですが、町民の皆様も含めまして職員に対しても、やはり私の説明が不足していたなということで、私の主旨をもう少し具体的にすれば良かったかなと思っております。

それからまちづくりというのはハード、ソフトあるのですが、住民の方はハードをひどくまだ期待されておりますけれども、午前中も話がありますように、やはり人口減少が、減って財政が厳しくなっていけば、見方を変えて、少し考え方を改めてもらいたいという気持ちは十分あります。

それからまちづくりの支援交付金制度の、所謂 5,000 千円の方なのですが、こっちの方につきましては、ようやく 2 件くらい今要望が挙がってきてまして、先日も昨日も若い方から色々プレゼンテーションを頂きまして、自分達は農協の米倉庫を借りてこういうことをしたいですよということでプレゼンテーションをされました。非常に素晴らしい計画が出来ておりますので、是非ここら辺を町民の皆様と一体的になって支援をしていければ、このプロジェクトが先導的な役割になっていくのではないかなと思っております。そういう気持ちを持っております。

それから確かに後城議員から質問があったように、人口減少というのはあまり言わない方が一番いいのですが、人口減少が避けられないということは、やはり町民の方はしっかり伝えていかなければならないと思っております。そうしないと今までのまちづくりと一線を画していかないと、考え方を改めてもらわないと、なかなかこの人口減対策にどんな事をしていけばいいのかというのが見えてきません。ですから、今からそういう消滅の可能性がありますと言われておりますので、それがならないようにするためにはどうすればいいかというのを、みんなで知恵を絞ってやっていくという事で、町民の皆さんにもお一人お一人真剣に考えて欲しいなと思っております。

それから最後の課題ですが、一番課題は町民参加だと思っております。色々な政策等を決める場合に、常に徹底して町民の皆様の意見を聞かなければならない訳です。多様な町民の方と対話をいたしますけれども、その上で決めることがとても重要だと考えております。これがまさに町民参加だと思っておりますけれども、例えばイベントあたりをします。或いは議員報告会などをされたでしょう。その中で参加者が非常に少ないです。私の説明が足りないとなればもっと工夫して、町民の皆様に分かってほしいということもしなければなりませんけれども、なかなか厳しい事だと思っております。私はまちづくりというのは、町民の皆様方の課題解決だと思っております。町民一人一人、私はこう行きたいとか、こんな町にしたいという思いから、あらゆることに今後もまた取組んで行こうと思っております。その地域の課題を本気で解決しようと、必死になって町民の課題を解決した場合は、やがて結果としては住民自治が生まれて来るものと強く考えております。

登壇での説明を以上で終わります。

それから来年の統一地方選に向けての町長自身の考え方は、先程もお答え致しましたので省略をさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

次に教育長。

○教育長（今道大祐君）

学校統廃合に関わる件についてお答えします。

学校統廃合については、地域、保護者への説明会等を実施いたしております。既にそのことについては、ご回答致しているとおりでございます。

教育委員会としての基本方針について、保護者や地域の方々に説明し、ご意見等々伺ったところでございます。その後当該地区の区長様等から、地区に出向いて教育委員会としての再検討した基本方針を説明し、地域の皆様のご意見や要望等を聞いてくれとの要請がありましたので、町長部局及び教育委員会事務局のスタッフ、教育長、教育次長、教育総務係長の方で出向き、地域の皆さまのご理解を頂くべく努力いたしているところでございます。またその中で、地域の皆さまのご要望等も頂いております。現在、彼杵地区、大楠地区を終了し、音琴地区を回っているところでございます。その後区長様方からの最終的なご承諾を頂き、町長部局の方へ内申を行いたいと思っております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

このふるさと納税制度、先程推移についてを町長からご説明がございましたけれども、その中で性別などは大概分かりますか、男女のですね。そういったまた年代層あたりまで分かればお願いしたいと思いますが。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

性別は調べれば分かりますけれども、ほとんどインターネットで来ますので、インターネットを使える人、以外と若い人が多いと思います。もしかしたら中にはそういう年配の方もいらっしゃるかと思いますけれども、年齢別には把握致しておりません。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

周知方法としては、先程町長からも答弁の折にありましたけれども、インターネットの拡充によって色々な方策を取ったので、24 年、25 年度は増額が出来たという話でございましたけれども。しかしながら世の中には、インターネットあたりをよく使えない人あたりもおられるのではなかろうかと。また町内出身者の方なんか、そういった人に伝える為に、町民の皆さんに、或いはそういったシステムとかもありますけれども、そういったパンフレットあたりを町民の方から自分の知り合いとかに伝える手段、そういった方法がありますよというような、そういったものを考えられなかったのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは平成 25 年度に区長さんに全戸配布で配りまして、知人友人の方にそういうのを勧めてくださいという方策を致しております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

先程もありました様に、自治体によってはこのふるさと納税の収入金額が 100,000 千円を越すというような所もあるようでございますが、そういった所のシステムとかを参考にしながらされているのかお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程申しましたとおり、平戸市あたりを例に取れば、農産物から海産物、それから旅行、全て、例えば中には牛 1 頭とか豚 1 頭とか、或いはダイビングとか色々な多種多様あります。そしてパンフレットを作ってやっております。そこまで東彼杵町はしておりませんので、ふるさとチョイスというホームページだけでございますので、そこにまだ私も注意しておりますけれど、見ましたところ、インパクトがございません。川棚町はよくわかります。ですから直ぐ変えろということで今しております、これが 11 月とか節目節目しか変えられませんので、是非そういうパッと見た瞬間わかるようにしなさいという事で今指示をしております。

それとパンフレットを作った方がいいのか、どうなのか。それと後、今考えているのが、この後補正予算でもお願いしておりますけれども、今年は東京の方で物産フェアを計画しております。そしてその物産フェアも成功させるために、東彼杵町の中学校の同窓会の方がそれぞれいらっしゃいます。同窓会の事務局をされている方がいらっしゃいますので、その方々をお願いをしまして、全員、例えば東京でも横浜でもいいですから、全員そういうふるさと納税システムあたりを発信してもらおうと。それを紹介してもらうのは、その事務局から紹介してもらえばプライバシーになりませんので、町がこういう事をしているよという事を、お金は出していいだろうと思っています、町の費用で出して、そして全国に発信をして、いくらかでもやってくださいという方法をとろうかと思っています。それをやがては東京の物産フェアあたりの、東京都の近辺に、首都圏にお住まいの方を来て頂いて、東彼杵町の盛り上げに一役かっていただければ、ふるさと納税でも全て効果が出るかなと思っています。以上です。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

感謝の気持ちとして色々な品物を送っておられると思いますが。そういった中で平戸市あたりもポイント制をされております。10 千円した場合は 4,000 ポイント、4 千円くらいのお返しをするとか、100 千円以上から 500 千円は 45%とか色々システムを取っておられるようですが、東彼杵町の場合はどのくらいの品物をお返しをされているのか。それとそういった現在の感謝の気持ちでお返しをされているところを、もう少しワンランクアップさせてお返しをするとか、複数の品物を返すとか、そういったお考えはないのかお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ポイント制につきましては、確かに多い場合はポイント制も、ポイント制の制度そのものを作らなければいけないので、それに莫大な金も要りますので。まず、数が今 180 幾ら来ていますので、その中ではちょっとそこまでポイント制にはいかないかなと思っております。但し、逆にそういうお返しですけれども、25 年度の決算でいけば概ね 15%。収入に対して 936 千円くらい頂いておりますので、今度それに 120 千円くらいのお返しをしておりますので、結果的に 790 千円、800 千円近くの利益になる訳ですけれども、もっと上げろという事で、今考えていますのは、例えば一律 2 千円とかしておりますけれども、勿論 50 千円までは 2 千円が変わっておりません。次のランクが 100 千円までが 5 千円とか、300 千円が 10 千円としております。この辺をもっと見直していくべきと思っております。ですから今後そこら辺のコースごとに決めて、例えば、和牛と果物とのセットで出来ますとか、A コースとか決めておりますので、B コースはどういう物だとか、A と B と組み合わせしていくとか、或いは先程申しました旅行のツアーの分とか、農家民泊、漁業民泊とかそこら辺を組み合わせながら検討して行こうと思っております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

先程私が何故ポイント制にした方がいいのかと言うのは、やはり 1 年に例えば 10 千円、20 千円とした人がお返しを直ぐ貰わないで、ポイント制で貯めておくとしします。3、4 年したらもっと豪華な、先程町長が言われた旅行とかそういった招待、そういったものが逆に積み重ねてポイントを貯めれば、楽しみが増えるのではなかろうかと。そういった企画あたりでそういったものを考えて、楽しみのある納税制度にしていいただければと思っておりますが、そういったことで再度ご質問を致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ポイント制もそういう今アイデアを頂きましたので、検討をしながらいい方向でされれば取組んで行きたいと思っております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

本町のネットでは、情報公開の承認を頂いた方のみ名前が掲載されておられますが、本町の職員さんで町外に住んでおられる方は何人くらいおられますか。それとまたそういった方の協力はどの程度得られているのかお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町外からは19名おります。昨年の実績でいけば職員も12名ですかね、職員が寄付をしております。このふるさと納税に入って寄付をしております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

そういった納税制度についての、町民の皆様とか他の皆様もそうでしょうけれども、こういった時に理解を得られておられるのかお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

さっきも言いましたとおりに、町民の方には全戸配布しているわけですから、こういった形ではなくて、町民のパンフレットを作って、納税制度とかシステムを全部書いて、知人友人に家族の方も含めまして、どんどん拡大をしてくださいとお願いをしております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

先程私が言ったのは、もう少し掘り下げて言えば良かったわけですが、町の職員の方にはこういった機会ですといったことを伝えておられるのかというのを質問したつもりでございましたけれども。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは私が町長に就任しましてまもなく調べたら、ほとんどの方がやっていませんでした、ふるさと納税が。それで気付かしまして、当然やはり町外から来ている人はふるさと納税をしてくれないだろうかという事で、全員にお願いして回りました。確か初年度くらいは全員、19名、確か1名だけ入りませんでしたけれども、100%近く払ってくれました。2年目は私も請求しませんでしたので、結果的に25年の決算は先程言ったとおりでございます。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

それと町長からも先程画面を開いた時にインパクトが無いと、他所のホームページあたりとすれば。そういった所のパッと見た瞬間興味を引くような画面にしないと、また次を開いていかないという風なのが一般的にあるのではなかろうかと思しますので、そういったところを町の若い職員さんとかプロジェクトチームあたりを作って、もっと見やすい画面あたりにされるような考えも、先程言われましたけれども、再度お尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはやはり今見る限りでは文字が多すぎますので、写真を添付しながら。意外としかしインパクトがあるやつがあれですから。例えば和牛あたりも川棚町が優勝しましたけれども、すべてが長崎和牛でございますので、東彼杵町も和牛も特産でございますので、そのまま上げてインパクトのある画面を今から検討してまいろうと思っております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

この寄付金の使い道としては、ホームページあたりでは5項目程挙げておられますけれども、これまでに主なこの寄付金を使ったところの事業はどういったものがあったのかお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

寄付金の使途でございますけれども、教育文化施設、特に備品、図書とかじげもんコンサートとかそういった経費。或いはイベント活動、その他のまちづくり活動、環境美化運動、そういったのが主でございます。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

先程言いましたまちづくり交付金によってどんな、今のはふるさと納税の使途でございましたけれども、まちづくり交付金によって出来たのはどんな事業ができたのか。また申請件数と実際行われた事案件数あたりはどのようにあったのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは25年でいいでしょうか。24年度もまちづくり支援交付金ありますので、24年度に始まっておりますので、その成果も含めてですか。25年度でよろしゅうございますか。それではまちづくり課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

25年度のまちづくり支援交付金につきましては、ソフト事業に17件、3,929千円の事業費の内、補助金として2,269千円。それとハード事業が2件ございまして、蕪地区のふれあい農村交流広場造成事業等に補助金として3,040千円。橋の詰ふれあい農園の農機具購入に69千円。以上です。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

空き家対策については、実際の空き家件数と借用された件数あたりはどのようになっていますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（松山昭君）

平成 25 年度の実績として、空き家バンクの登録奨励金の件数が 9 件ございます。3 年目を迎えておりまして、登録件数ははっきりとちょっと正確ではございませんが、15、6 件ほどの登録件数があっております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

次に道路の維持管理についてでございますが、高齢社会の中で道路や河川、水路等の草払い、維持管理が特に困難になっている地区等もあるようでございますので。以前、私も道路の路肩あたりを 1m か 1.5m くらい舗装を地域の人に協力してもらってした方が、今後のそういった高齢化社会を迎えるにあたっては、そういった作業等が軽減できるのではなかろうかと以前申しておりましたが、また改めて町長にこの件について伺いたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはまだまだそこまで私も考え方変えておりませずに。是非、大変でしょうけれども、コンクリートをしてしまえば、その時はいいですけども、その後が全く所謂利便性を求めてそういう近代的なものをすれば後をみる人が誰もおりませんので、本当に大変ですけども是非そういうことをせずに、私はやった方が一番だと思います。生態系にもいいと思います、大変です。

大変な地区があれば、例えば隣接する地区あたりと連携をしながら、一番いいのは、例えば飯盛地区あたりは特に高齢化がひどいのですので、川内地区と統合して川内地区になるという方法もあるでしょう。しかしどうしても自治会というのは、色々な組織が違いますので合併はなかなか出来ないと思います。出来ないならば地区と地区が連携するとか、そういう努力をまずはした方がいいと思います。そうしないと全部コンクリートで押えてしまえばそれでいいのですけれども、楽になりますけれども、その時はいいですけども、それを見た子供達は全くしなくなります。そういう利便性ばかり一途にこだわるとか言われれば厳しいですが、まだまだそこまでせずに、何とかそういう自然をそのまま活かすような方法で。昔これより人口が少なかった江戸時代から考えれば、全部自分達が明治時代でも機械が無くて自分達の周りの草は刈っていた訳ですから、それがやれない

事は無いと思いますので、是非私からも強く町民の皆様にもお願いしたいし、環境破壊にならないように。それが全てが悪いとは言いませんけれども、何とかお互いに知恵を出し合って、地域の環境美化をお願いしたいなと思っております。答弁にはなっていないかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

私が言っているのは、結局集会あたりに行きますと、もうこれは町でやってもらわないと自治体ではやれなくなるぞという声を聞くものですから、やはり私は各自治体にいっぺんにやれと言うのは無理だと思います。しかし年にいくらか予算を、例えば 100 千円なら 100 千円の材料費の中で各自治体にやって、自治体の中で話し合いをしてもらって、一番手がある箇所を少しずつでもしていけば将来的にも。もう若い人もそういった今、昔のように家にいて、農業をしていたらそういった共同作業なども上手くいっていた訳ですけども、今はほとんど農家のあたりも勤めに出たりして、そういう事が段々出来なくなりつつあるので、そういう提案をしているところでございますので、今後検討していただければなと思っております。

それから先程も同僚議員からもあっておりましたが、本町の平成 22 年の 3 月に策定されましたハザードマップでは、一時避難箇所が 2 箇所、総合会館と農村環境改善センターになっておりますが、2 次避難施設が学校や各地区の公民館や研修施設等でございますけれども、その中で見直すような地区はないのか、これも完全に示されている所でいいのか、その辺の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ご指摘のとおり、避難所につきましては全国どこでも問題になっておりますけれども、どういう災害の時どこに逃げる。こういう災害の時はここに逃げるという事を具体的に明示出来ればいいのですけれども、どうしてもそこまでは出来ません、はっきり言いまして。どういう災害が来るかわかりませんので。

それでは今告訴をされております。避難場所を決めていなかったから、行政は裁判で今告訴されておりますけれども。そういう事態にもなりかねますけれども。災害というのは最終的に自己責任になります。行政が仮に遅れたにしても、極端な瑕疵があれば別ですけども、通常ではどうしても出来ないという判断があったりした時は、瑕疵担保までは行政はやっていけないので。

確かにご指摘のとおり、どういう災害をした時にここは不備ですよ。勿論どんどん河川が氾濫する時に向こう側に渡っていかなければというのはありえません。それはそこで判断するしかありません。例えば地区の集会所がそこしかない所、まさか個人の家を避難場所とするわけにはいきませんので、そういう場所もあります。確かに午前中に言いました土石流溪流の危険箇所当たっている所で、公民館あたりがもし入っているとすればそれはやはり見直しをして、遠くても学校とか何とかに逃げてもらうようになります。遠くにしますと遠くに逃げている時に災害にやられる場合がありますので、そのケースバイケースというのが非常に難しくございますので。それは決して変え

ないわけではございませんけれども、もう一度やはり防災会議あたりで真剣に、やはりタイムラインの話もあってましたけれども、その辺も含めて移動手段はどうすればいいのか、誰がするのかという事を、それは自主避難をやっていますね、各地区で。そこで点検して欲しいのです、特に。本当に各地区で避難をしてみると、本当に出来るかということなのです。それを日頃から訓練をしていないと駄目だと思いますので。あと2年で終わるそうですけれども、是非そういう実行してもらって、そのノウハウを出してもらって是正をして、そして町と話をしながら場所を変えていこうかという取り組みをしていこうかと思っております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

と言いますのは、先程そういった所で不備があるのかとお尋ねをしましたけれども、その点については答弁がございましたが、私の地域なんかは公民館が第2次の避難場所になっておりますけれども、その上には老朽化した堤等がある訳です。もし集中豪雨の際そこが決壊してということもございますので。それは地元でもよく協議しながらそういった再点検をしなければならないというところがございますが、そういったところも含めてもう1度ハザードマップあたりを点検していただきたいなという思いで質問をしたところでございます。

そういった事で広島でも、先程町長からもおっしゃいましたが、そういった警戒区域の指定あたりをもっと早くしておいて、そういった砂防ダムあたりの建設をしておけば、難を逃れたのではなかろうかと、そういったのも報道等でもされておりましたが、先程の同僚議員の質問でも町内68か所あるという答弁でございましたが、そういったところの再度確認をして、県とか国にそういった調査の要請や指定の働きかけ、そういうのをどの様に考えておられるのか再度お尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ハザードマップは多分、私は間違いないと思いますけれども、県の方でも多分各市町をハザードマップの作成をやろうということで、補助事業あたりも付けるということで言っております。

それから溜池の方は、今小規模の溜池は入っておりませんけれども、ある程度大きな溜池は今作成中でございます。ですからそういうハザードマップの作成なんかはどしどしやっていこうと思っております。

それから要請につきましては、今こういう災害が発生しておりますので、新聞でも書いておりますとおり、予算が無いからもう出来ないというような県が言っておりますので、努力はすると言っておりますので、県の事業でそこら辺は指定をされる訳ですから、我々がなかなかそこまで調査をしてするのはいかななものかと思っております。今平成15年の成果があるわけですから、それを見て出来るわけですから、今のところはそれでも十分やっていけますので。併せてそういう危険箇所等につきましては、例えば特に気にしているのが、もみの木荘あたりがあります。あそこの背後地の山があります。ここは非常に急傾斜になっておりますので、こういう施設の背後あたりは出来るだけ早く取り組みをしなければならないかと思っております。

そういう危険箇所がまだまだありますので、ハザードマップを作る事は大事だと思っております。それから他の所もこういう機会を捉えながらやらなければならないと思っております。但しこれをするに当たりまして、色々な地すべり対策あたりでも、坂本、それから菅無田とやっておりますけれども、これも事業費が掛かりまして個人さんの負担もありますので、なかなか町の予算も潤沢にございませんので、全てが出来るという訳にはいきません。そういう危険があったら早く避難をするような体制作りとかも当分の間は続けていかなければならないと思っております。以上です。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

今そういったところで集中豪雨のときに、水路等に寄って結局そこからどんどんまた増大して水量が増えるわけですが、山間部あたりでは特に今問題になっております猪の被害によってその水路等が壊されて、その水が流れる方向が変わってきていて、そこからまた大きな土砂等に水分を含んで土砂災害等が起こると、そういったことも想定されるわけですが、そういったものの啓発、或いは地域との連携をどのように今後考えていかなければならないと思いますが、その辺りはどのように考えておられますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その辺は地域で自主防災あたりをやっていますね。その時でも、これはある地区ですけれども、全くそういう地形があって水路が、所謂地形がありまして、急傾斜がありまして中腹に全部水路が入っているのですよ、昔水害が来ているからと。そこにその水路を全く掃除してないわけです。本来なら1年に2回くらいは掃除をしなければならないのです。だからそれは先程言われた猪あたりが全部崩れますので、それが埋まって、それで水がどんどん来るわけです。実際若干小さな災害がきましたけれども。それもやはり全く維持管理が出来ていないわけですね。だからその辺も含めてやはり役場の方でも大きな仕事というのはなかなか地区でも出来ないでしょうけれども、自分達が出来た事は自分達でやはり守ってもらわないと、行政だけで全てをどうしろというのは非常に無理ですので、そういう流域的な変更があるときには、町の方にも連絡していただいて、大災害に繋がるようであれば、何らかの対策を講じていかなければなりませんので。基本はやはり地域の方でくまなくやはりその辺は。大変でしょうけれども、地形が変わった場合は察知してほしいなと思っております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

それから道路網の整備についてでございますが、大きなものとして取り掛かっておられるのが里一ツ石線、或いは木場本線、駄地本線、或いはまた大野原高原線等でございますが、今後のその取り組みの方向性、或いは時期等について説明を伺いたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

すみません。時期というのは具体的にはどういう。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

設計あたりの予算は議会でも承認をしておりますが、掛かられる時期、竣工時期も併せて、着工時期とか。そういった目途はどのようになるのかお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今町道で主なものは、平似田太ノ浦線とそれから大野原高原線、中尾本線、里一ッ石線、遠目中央線、木場本線とありますけれども、この中で遠目中央線が平成 27 年度に完了いたします。それから木場本線が、平成 28 年度に完了予定でございます。里一ッ石線はまだ掛かったばかりですから、まだ 30 年か 31 年くらいまで掛かろうかと思っております。それから中尾本線と大野原高原線は、今ようやく地元の了解を頂いて、測量に入れる状態でございますので、年度内で設計が完了致しまして、並行しながら用地買収に掛かります。それからそれぞれ橋梁等もございますので、もしかしたら 10 年位掛かる可能性がございます。橋梁がある場合は結構長く掛かりますので、10 年まではいきませんが、それぞれ 5 年ないし 8 年程度掛かるのではないかと考えております。それから平似田太ノ浦線は、平成 28 年度で完了予定でございます。以上でございます。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

学校統廃合の問題については先程教育長から答弁がありましたけれども、当初の計画では 28 年の 4 月から 3 校を統合してやっていくという風な基本計画でございましたけれども、中学校の方はちょっとまだ問題等もあるようでございますが、地域の説明会あたりを今後あと 2 か所をやられるという風な話を聞いておりますが、地域住民の皆さんの了解を得られた後直ぐ条例の改廃を上程してそれから間に合うのか、基本通りにスケジュール通りに間に合うのか、その辺の見解をお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

基本方針通りということでございますので、28 年の 4 月 1 日を目途にということで進めております。

あと実務的なものが、それに間に合うかどうかということでもありますけれども、今回は彼杵小の方に吸収という形の統廃合になりますので、その辺は我々の方としても間に合うという事で準備を進めているところでございます。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

例えば説明会等が終わられて、なるべく早くその準備に掛かった方が、私も事務上もスムーズにいくのではないかと思います。12月定例会あたりまで待たずに、例えばそういった準備が済み次第、臨時議会あたりをこう、それは町長が招集してされる訳ですが、そこまでの考えはあられるのかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

臨時議会につきましては町長の方でということであります。私の方と致しましては、先程言いましたように最終的に区長さんの承諾を取るという、これが最終的なご理解を得たという事で捉えておりますので、その辺につきましては手順を踏んできちっととやって行きたいという風に考えております。ただ今まで説明等々をやる時に、行政の方で会場等を設定致しまして、地域の方に来て頂いて説明をという事でありましたけれども、各地域に出向く場合に、なかなかこの統廃合の件だけで地区の方が集まるというのは難しいという事があります。従いまして色々な連絡事項等々がある時に同時にさせてくれないかというような、そういうご要望も区長さんの方からありまして、なかなかスケジュール的に我々の思いとはちょっとずれるところがございます。ただ各地区には十分ご理解をいただくという事が私たちにとっては非常に重要な事ですので、その辺のところはきちっとしながら進めていくということでございます。従いまして最終的にどのくらいになるかということにつきましては、明確なお答えは出来ませんが、なるべく早くということで考えています。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

最後に町長、来年度の統一選挙については、現段階ではまだ申し上げる時期では無いという風な同僚議員の質問でもありましたけれども。

この安倍2次内閣で設けられた地域活性化のための地方創生ということで、今後東彼杵町も活性化を図っていかなければならないという点について、町長は具体的にどのように考えておられるのか、この点を1点お聞きしておきます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今第2次安倍内閣のまた改造があったわけですが、具体的に地方創生が出ておりますけれども、まだ内容はなかなか分かっておりません。ただし、我々の組織してます全国町村会というのがありますけれども、ここで一応要望書はあげております。その中では特に交付税のそういう財政基盤が揺るがないような方策、或いは権限移譲を特にお願いしております。農地転用の許可を町の方に持ってくるような方法。特にここは強くお願いをしていこうと思っております。その位で、あとは話があります人口減少対策。これが手厚くどこら辺まで、隅々まで、各市町村まで行きわたるのか、それが一番問題かと思っております。

○議長（森敏則君）

それではこれで3番議員、浪瀬真吾君の質問を終わります。

それでは次に5番議員、滝川初夫君の質問を許します。

5番議員、滝川君。

○5番（滝川初夫君）

今回は、広域農道の安全性についてと、都市計画マスタープランの見直しについての2点をご質問させていただきます。

始めに広域農道の安全性についてですが、広域農道大村東彼杵は平成12年に12km、12,000,000千円で採択され、平成25年に全線開通したところであります。法音寺の起点からレインボーロードへと農業の物流に大いに利用されております。しかしながらバイパス的な利用が多いのも事実であります。

そこで次の点について質問致します。

千綿地区の町道、幹線が何本もある町道を横切って広域農道が通りました。その交差点に感応式、或いは点滅の信号機の設置はできないか。主に千綿宿のグリーンテクノパーク下、それから平似田薬師堂様前、それに木場の木場本線の交差点です。これは公安委員会の判断とはわかっておりますが、地元から町、町から公安委員会へと働きかけをしないと始まらないように思います。これは何回となく働きかけをしないといけないと思います。

それから②広域農道は車速50km/hで設計してあります。50km/h制限の標識は出来ないかという事でお尋ねですが、他の広域農道はほとんどのところが50の制限の標識があるようでございます。このグリーンロード大村東彼杵は何もないという所は、今のところは50km/h制限というふうな取扱いになるのではないかと思います。

この蔵本2号線も一緒ですけれども、便利になった反面、バイパス的になって、地元は非常に危険度を増しております、広域農道もちょうど同じような関係でありまして、私も何回となく走りに行きますけれども、そういう感が致します。

この2点は地元の要望もあり、私も係として長い間関係しておりましたのでご質問させていただきました。

それから③起点部の町道と広域農道の取付部の計画の進捗はということで、この点につきましては、この通告文を出した後、地元との調整が取れつつあるということを知りまして、私も町政を混乱させる気は毛頭ありませんので、計画に支障がない程度でお答え下さい。

それから2番、都市計画マスタープランの見直しについて。

平成5年に都市計画区域の指定を受け、平成9年に都市計画マスタープランの策定をされました。その中で人口推計では右肩上がりが増える予測になっておりましたが、まさかこんな人口減少になるうとは思ってもおりませんでした。この人口減少の一番の要因はどのような原因かとお考えをお尋ねします。

②町長は各種団体の総会等に来賓でよく出席されますが、挨拶の中では、もう通常聞いております、東彼杵町も将来は消滅する自治体に入っているという挨拶をよく聞きますが、そうならないための対策としてどのような施策をお考えでしょうか。

③都市マスには都市計画事業として公共下水道が想定されており、里地区まで公共下水道区域として、蔵本の処理場までパイプで結び処理する計画でした。計画変更の最大の要因は経費も考えられますが、その他にも要因があればお答え下さい。

④公共下水道区域と区域外の合併処理区域との経費の格差が出てくると思いますが、不公平にならないように格差解消をどのようにされるのかお伺いします。これは関係する地区には説明をされており、私たちも説明を受けておりますが、まだ周知されていない方もおられますので、確認の意味も含めましてご質問致します。

以上登壇での質問を終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それではお答え致します。

広域農道の安全性でございますけれども、確かにこれはまだ県の方から、ここはもう譲与できていますけれども、完成して管理委託を受けた時から、完成してから間もなくそういう危険性があったものですから、公安委員会には直接申し入れが出来ません。これは県の方でされております。何度となくお願いをしておりますけれども、どうしても交通量によってしか出来ないという事なのです。我々も交通安全母の会とかという交通会議をしますけれども、その時にも要望があつて川棚署にもお願いをしますけれども、なかなかまだ設置まで至っておりません。

そういうことで感応式、或いは点滅式も全く同じでございますして、話をしておりますけれども、なかなか完成してかなりなりますけれども、全く優先順位が落ちるということで出来ておりません。

確かに事故等も何件かあっておりますけれども、交差点での事故というのは今3件くらいあっているようでございます。木場の交差点では全く事故はあっておりません。あと千綿宿の工業団地入り口ですか、ここと平似田のところでそれぞれ2回、1回ということで事故があったそうですが、人命までいっておりませんけれども、かなりびっくりするような事故等がっております。中身は法令遵守でいけば事故が発生しないような案件ばかりでございますして、警察としても取締りは、この前の日曜日でもパトカーがずっと、駐在さんですけれども、上の方におられて一旦停止義務違反の取締りをかなりされております。そういう中でお願いはしておりますがけども、なかなか信号機が要望のとおりは進んでおりません。

そういうことで先日住民の方あたりと話をしてしながら色々な要望があつておりまして、例えば工業団地に行くとき、あそこが片方の方は東宿の方から上りまして右に行く場合は、おかげで補正予算でさせて頂きました、山を切り取りましたのでよく見えますので、こっち側は問題は無いのですが、左側が切り取りの面からポツと出てくるものですから非常に危ないです。ですから一旦停止をしてもらえば全く、問題無いわけではないのですが、事故の危険性は十分塞がるかと思っております。そこに例えば町道側に一旦停止の所にガタガタという衝撃のシートあたりが何か出来ないかなど。それを川棚署にお願いをしましたところ、それは協議をしてもらわないといけなけれども、出来ない事はないということでございますので、出来たらそこら辺をやっていければ、僅かな金額で出来ますので、そういうことを取組んでいけたらどうかなと思っております。

それから２点目につきましては、車道の 50km/h で設計されて標識をお願いできないかということでございますけれども、お願いはするわけですから、50km/h の制限というのがなかなか、今すぐやってくれるかわかりませんけれども、考え方がちょっと議員さんも間違っておられますけれども、設計速度が 50km/h だから 50km/h のスピードしか出せないのではないのです。それは大きな間違いです。すべて 60km/h で走っていいわけです。設計速度の 50km/h というのは、あくまでも道路のカーブとか道路の勾配をつけますけれども、その時の構造基準の目安でしているものですから、それは全く関係ございませんのでご理解をしていただきたいと思います。一応公安委員会のこれも所管事務でございますので、交通事故防止に 50km/h で出来ないかという申し出はやっていこうと思っております。

それから起点部の町道と広域農道の取付け部の計画の進捗はということでございますけれども、先程浪瀬議員の方から質問がありましており、大野原高原線と中尾本線がございます。大野原高原線が谷口から川内方面に行く道路でございます。それから中尾本線が現在の中尾本線、ニノ瀬橋ですか、あれで。クランクに曲がっておりますけれども、それを真っ直ぐ広域農道に付けようという路線が中尾本線ですけれども、２路線とも概ね地権者の了解を頂きましたので詳細測量に入ります。これは水田が、稲刈りが終わった後に入る訳ですけれども、出来ましたら年度内で設計等も完了しますけれども、併せまして今年には用地買収をいくらかしなければなりませんので。そういう用地買収とか橋梁の設計等に入らなければいけませんので、おかげさまで用地交渉もこの後上手い具合にいけば、進捗どおり進んでいくかなと思っております。

それから都市計画マスタープランの見直しについてでございますけれども、人口減少の一番の要因というのはなかなか難しいわけですが、色々な減少要因があります。

自然減というのがございますけれども、これは戦後女性の人口の減少とか或いは未婚化、結婚をしない。晩婚化、遅くなる。それから夫婦の出生力の低下と言いますか、そんなこともあります。逆に減るのは高齢社会になりましての死亡数の増減。これは今高齢化が逆に増えておりますので、150 名近く亡くなっておられますけれども、高齢者がどんどん、年々団塊の世代あたりが増えてきますので、実質高齢化は今増えております。まあそういう事になっております。

それから社会減という事でいけば、やはり若者の県外流出、これが一番顕著だと思っております。

そういう色々ありますが、一番問題は平成 7 年に 10,349 人の人口が、平成 22 年で 8,903 人。1,400 名くらい減っておりますけれども、この辺からはやはり仕事が無い訳ですね、働く場所がない。若い人が働く場所が無いという事が一番ではないかと思っております。

平成 4 年ごろは、例えば合計特殊出生率、ここを見ますと昭和 58 年から 62 年くらいは 2.01 です。全く減る要素がございません、昭和 62 年くらいまでは。それから平成 24 年まで急激に下がってきております。特に下がっているのが平成 15 年から 19 年が 1.5。そして平成 20 年から 24 年が 1.37 です。これが県下で最下位から 2 番目の出生率ですので、これが一番の減る原因でございます。ですから結婚をしない人はもちろんですけど、職場がないということが一番大きな問題ではないかなと考えております。

それから町長はいつも人口が減る、消滅する自治体に入っているという挨拶ばかりするということでございますけれども、これは後城議員の時も説明しましたが、これは事実でしっかり議員さん自らも、色々な今報道がされておりますので、しっかり見てください。この前議長さんにも

お渡ししましたがけれども、長崎県で 21 市町村ありますけれども、13 番目までが消滅可能性のある町ということで、諫早市が 13 番目ですけれども、14 番目くらい波佐見とか川棚町、この辺が入っていないではないかというのがありますけれども、これが例えば 14 番目が川棚、18 番目くらいが波佐見ですけれども、やはりそこは 50.1%。20 歳から 39 歳の女性が減る所が消滅するだろうと言われています。東彼杵町は 69.7%くらいの率で減るのではないかとされていますけれども、川棚でも諫早でも、諫早が 50.1%でぎりぎり潰れるだろうと言われています。しかし 48.6%くらいの川棚は潰れない、そういうことになりません。新聞報道あたりはそういう風になっていますけれども、学者も言っておりますけれども、50%切ったからそういう話なのです。ですから全国的に減るというのははっきりしていますので、是非誤解のないようにお願いしたいと思っております。

そういうことで何をすべきかという事でございますけれども、これは先程話があっております安陪内閣の対策等もありますので、この辺も十分取組んでいかなければなりませんけれども、まず地域の個性ある創意と工夫を実現出来るように、地方分権も徹底的にしなければならないと思っております。

それから自主性を尊重する事は当たり前でございますけれども、やはり農地転用あたりが町に権限がありますと企業誘致でも、宅地造成でも条件のいい所に開発出来ますので、この辺をやはりこの地の利を利用して、便利な町ですので、何か人が集まってくるような施策も平坦でないと出来ませんので、この辺の農振見直しなども含めまして、転用の許可も是非町の方にあればもっといいかなと思っております。

それと基本的な東彼杵町は農業或いは漁業の町でございますので、これは観光振興も合わせまして農業をしっかり守らなければならないと思っております。農業が潰れるという事は東彼杵町が潰れるという事でございますので、農業をしっかり捉えてもらって、今のところ色々な部会に出席しますけれども、ほとんど農家は世襲の農家です。しかしこの世襲が多分出来ていかないと思います。周りの色々なお話を聞いて未来はわかりますけれども、もう次は専業農家とかアスパラ農家、みかん農家もう子供にはさせないということで、それでは誰がするかという事です。ですからその辺の誰がするかとなった時に、これはやはり都会からでもやる気がある人、そういう若者を入れて、企業あたりも入れなければならないと思っております。本格的に農業を守らなければとても東彼杵町は潰れてしまうというのは歴然としていますので、これは事実として認めてもらって、議員さん自らそういう発想を皆さんにどんどん、町長だけ言うのではなく、皆さん方もしっかり宣伝をしてほしいというのが希望でございます。

次に里地区までの下水道。それからこれの計画変更の最大の要因は何ですかということでございますけれども、これは人口減少と、財政負担、それから今からやる仕事になります。平成 22 年に東彼杵町は第 3 期の計画地区を拡大しました。それは、東宿、西宿、それから八反田まで。勿論彼杵地区の残もありますけれども、その 3 地区を第 3 期として拡大をして今認可を貰っているところでございます。そこまでをして皆さん方も色々な議論をされまして、特別委員会等を作られまして下水道の検討をされております。その中でも、どうしても合併浄化槽でいった方がいいのではないかという結論に達しております。勿論、個人設置型とか市町村設営型、議論がありましたけれども、合併浄化槽にした方がいいという意見もあります。私も就任前に職員の研究班もありまして、職員或いは紙谷町長も含めまして検討がなされております。その中でもやはり合併浄化槽がいいだ

ろうという答申が出ておりますので、私も本当に瀬戸地区から里地区までの方の海岸線に面した方は大変残念でしょうけれども、やむなくこれは計画変更をして、財政の健全化を図るべきだろうということでやっております。そういうことで、整備スピードが遅れるという事で、今から取り組みますと今の3期地区が30年までの計画になっておりますけれども、本当にそれまでに終われるのか出来るのかも疑問があります。そうしますと更にまた10年くらい掛かりますので、平成40年或いは45年とかいう時期まで掛かって公共下水道を整備するわけでございますので、とても財政的には午前中話しましたとおり起債の償還がとても無理です、はっきり言いまして。それは資料を渡し、説明したいくらいですけれども、いくら国から交付税或いは補助金を貰ったにしても、この起債償還だけはやっていけませんので、どうしても合併浄化槽でやってもらって、そしてこれが全町のやるようにしております。だから今年間70基の計画をしておりますけれども、おかげ様で50基くらいはあがってきております。それはもっと本来あがってこなければならぬのですが、今までの計画地区よりも周りの地区がどんどん今申請をされておりますので、大村湾の水質浄化のためにもスピードを上げて行けるのではないかなと考えております。

それから4点目の公共下水道の区域外の合併処理区域との経費の較差解消はということで。これは議員さんも知っているという事で、これは町民の皆様が知らないからもう少し具体的に説明をしてくれないかということですが、基本的には下水道の場合は150千円の負担をします。150千円を合併浄化槽と比較した場合にどうかということがあるわけですが、150千円を多分合併浄化槽は出します。出しますけれどもそれでも追いつきませんので、あと補助率を上げるようにしております。補助率を国の補助金に上積みをして、この150千円相当分くらいに合うように補助率を上げております。具体的に町民生活課長の方から説明をするようにしております。更に維持管理が7人槽くらいで18千円くらい実際掛かっております。その辺の下水道の負担金あたりと比較をしながら足りない分は、そういう維持管理の分が足りないだろうという事で18千円をプラスして、それは下水道計画地区だけではなくて、全ての合併浄化槽の家庭に今年から補助をしております。完璧に公平ということはいきませんが、概ねそういう負担が大きく較差がないように努力をしていこうと考えております。登壇での説明を終わります。

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

平成26年度から合併処理浄化槽に対する補助額をアップしております。25年度までは、合併浄化槽5人槽につきましては、332千円の補助でございましたけれども、これを高度処理型の場合697千円に引上げております。また7人槽につきましては、平成25年度まで414千円でしたけれども、802千円に引上げております。また10人槽につきましては、25年度までが548千円の補助でしたが、1,046千円に改定を致しております。また設置補助は今言ったものですが、維持管理に係る補助を新たに26年度から設けておまして、5人槽につきましては年間12千円、7人槽につきましては18千円、10人槽は22千円の補助金で改定を致しております。

今申し上げました補助の改定につきましては、見直し等につきましては平成25年2月号の町の広報及び今年4月の広報に掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上です。

○議長（森敏則君）

滝川君。

○5 番（滝川初夫君）

広域農道の1番と2番は交通量が少ないからといって事故は起きないということは無いと私も思っております。

それと早速50km/hというのは、私達はずっと各地区説明会で回って50km/h、50km/hと毎回言ってきましたものですからちょっと勘違いもあったかもしれませんが、もう一つ先のレインボーロード、他の広域農道はすべて50km/hのマークが付いているわけです。その整合性も取れないではないかと思ひもしまして、再度申請をしていただくということです。この点はこれでいいとしまして。

そして起点部の件です。この起点部の取り付けは非常に困難な作業であると私は思っている訳です。と言いますのは、3年前にもお話をしましたけれども、当初設計を前町長が白紙に戻すという事で、無常にも変更されました。当初計画は、地元、地権者、町、この町というのは前々町長時代ですけれども、県、すべてがこれ以上ないというような設計で、皆さんに提示したところでありました。しかし首長というものは強いもので、他の進言にも及ばず変更された経緯があります。この時点である意味私は、ちょっと取り返しが付かない格好になってしまうのではないかという思いがしていたわけです。その時白紙に戻された時に、町長も多分関係する所におられたと思いますが、白紙に戻った時にはどういう、町長か副町長ですね、担当課長はですね、白紙に戻った時にどういう風な感じを受けられたか。私はもう取り返しが付かないという思いがその時しました。いかがでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

この白紙に戻ったというのはあれでしょう、広域農道が無い状態で大野原高原線が今の谷口方面に繋げるコースでしょう、その計画でしょう。議員さんが議員になられて最初に質問された、10,000千円が無駄になったという紙谷町長の時の課長ではありません、私は。私は産業振興課長ですので、建設課長ではありませんので誤解が無いようお願い致します。

○議長（森敏則君）

滝川君。

○5 番（滝川初夫君）

この管轄は建設課ではなくて産経ではなかったですか、広域農道。建設ではなかったと思いますが。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

広域農道は私が、産業振興課が担当です。町道は建設課長ですから。その当時私は産業振興課長ですので、全くそっちの方は。立会いに行ってみたことはあります。図面も見たことはありますけれども、そういう路線の変更とか白紙とかの問題は、私はタッチ致しておりません。

○議長（森敏則君）

滝川君。

○5 番（滝川初夫君）

本来は広域農道、起点終点は町道、県道、市道の幹線道路に広域農道がTの字に付くような形が原則です。今の所はもう変な格好になっています。広域農道が変な格好に出来た所に今度は無理して町道が付くような格好になっているのではなかろうかと私は思うのです。

その当時、そこから町道を改良するのを最初にして、その町道にTの字に広域農道を付けようという計画が撤回されて、今のように何処から何処までが広域農道か、何処から何処までが町道か分からないような形になってしまった訳です。それに今度は大楠小学校からきた中尾本線、町道がどういう風に取り付くか非常に困難な作業では無かつたろうかと、私は係を引いてもそういう風な感じで今までしております。もう大分なりますので、なかなかその取り付けが出来ないという思いがしてこの質問をしておりますが、取り付けに困難な形になってしまったという覚えはありませんか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

取り付けに困難は全くございません。

その当時は広域農道が出来ておりませんでした。今は広域農道が出来ておりますので、橋を渡った段階で何処に付ければいいのかと言うのは、最短で広域農道に行くのがベストだと思っておりますので、そのコースが当たり前ですから。それをわざわざずっと下の方に迂回するとかということは考えられません。そこに道路があるわけですから、例えばそこに何も無かつたらその町道に取り付けるためにぐるっと向こうに持っていくでしょうけれども、そこに道路が出来たわけですから、広域農道があるわけですから、そこに付ける場合にわざわざ遠くまで持っていく必要はありません。近くに持っていった方が一番早いですから。橋を渡ってすぐ広域農道に最短で行った方がベストという事で考えております。そしてまたそういうことで若干修正はしますけれども、ほぼそういう形で地元と合意が出来ておりますので、議会で私が色々言って、逆にまた用地交渉が変になったら困りますので、答弁はこのくらいにしておきます。

○議長（森敏則君）

滝川君。

○5 番（滝川初夫君）

今の調整がそのようになっているということで、その点については色々言いませんけれども、とにかく勾配がついた広域農道に町道が取り付くというのは難しいということをちょっと危惧したものですから。今後より良い接続が出来ますように努力してください。

次に都市マスの方ですけれども、人口減少の件ですね。我々の時代は青年団というものがありまして、全地区に支部があり、200名を越す団員で交流をしたものです。これは或る意味男女間のパートナー探しの場でもあったと言ってもは過言では無いと思います。今の青年層にはこういう出会いの場がありません。それに代わるものと言えば、やはり婚活支援をしてやらないとどうにもなら

ないのではないかと思いますけれども、これについてはまだ今後とも推進をされるつもりかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これも重要な人口減少対策ですので、今年も間もなく取り組みを致しております。

○議長（森敏則君）

滝川君。

○5 番（滝川初夫君）

人口減少はほとんどの自治体で深刻な問題でございますが、今年 1 月に武雄市長の講演会を拝聴させていただきました。町長もお出でで聞いておられましたが、地域再生のヒントを紹介されました。人口も順調に増えているとの事でありまして、樋渡市長は、市立図書館運営や全国自治体と共同で地元産品のネット販売に取り組んでいるとのことでした。樋渡市長は良いものはパクる、組むという事を強調されました。町長もこの講演を聞かれて東彼杵町の一つの対策の一助となるようなヒントがあったものかどうかお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そのとおり、今おっしゃったとおりネット販売を今年から予算化をしまして既に取り組んでおります。

○議長（森敏則君）

滝川君。

○5 番（滝川初夫君）

それから②の消滅しない自治体になるよう、こういう施策で頑張るという言葉、消滅するという挨拶の後に聞きたくて、ちょっとこういう風な質問を致しておりました。

これはみんなで人口減少、消滅するような自治体から脱するために努力していかなければならないというお言葉でしたので、これはみんなで共有したいと思います。

それから都市マスで里地区まで公共下水道区域としていたので、都市マスの変更がいるのではないかと思います、下水道が変わったものですから、県の都市計画課にお尋ね致しました。千綿から向こうは変更しなくてはいけないのではないかとお尋ね致しましたけれども、これは下水道でなくても何らかの形で排水をすれば、排水施設として見ましょうということでございましたので、これは問題ありませんでした。

それから千綿川から向こうはもう、今の町長の答弁では合併処理浄化槽ということですが、全て合併処理浄化槽で行かれるものか、或いは農集、漁集、集落排水というものはもう考えられないものかお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

全て集合方式も検討しなければならないのですが、なかなかまた費用等も要りますので、里地区だけは漁業集落で非常に面積が狭いので、それぞれ合併浄化槽を設置するというのは無理でございますので、それは例えば1か所に10軒なら10軒分を共同で使うような方策はありますけれども、全て個人個人の合併浄化槽方式でいくように考えております。

○議長（森敏則君）

滝川君。

○5番（滝川初夫君）

分かりました。

4番目の較差解消については、説明会の確認でしたので、以上で終わります。

○議長（森敏則君）

以上で5番議員、滝川初夫君の質問を終わります。

以上で4名の一般質問をこれで終了致しました。

ここで暫時休憩し、再開を15時から行います。

暫時休憩（午後2時50分）

再 開（午後3時00分）

○議長（森敏則君）

全員お揃いですので休憩前に戻り会議を続けます。

日程第 4 議案第 36 号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 （委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に日程第4、議案第36号、東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

議員定数問題特別委員長、橋村君。

○議員定数問題特別委員長（橋村孝彦君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定より報告致します。

記

1 付託された事件

議案第36号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

2 審査年月日

平成26年8月18日、9月4日

3 審査の経過及びその結果

第2回臨時会で付託された事件について審査を行いました。

本案は地方自治法第74条1項の規定により、条例改正について住民からの直接請求によって第2回臨時会において提出された議案であります。

同条第4項の規定により、直接請求代表者の大石俊郎氏に参考人として出席していただき、意見を伺いました。

その後、参考人に対し議員からの質問にお答え頂きました。

参考人の請求の要旨は、人口問題、財政問題等が主であり、東彼杵町の現状と将来を鑑みると12名では多い。よって10名が適正数であるとの論調でした。

また、議員削減に賛成した議員も人口問題、財政問題等同様の論調で、多数の民意を尊重すべきであり、議会機能についても10名で機能出来ると主張されました。

一方、定数削減に反対した議員からは、佐々町の例などを説明され、10名では議会の機能が十分果たせない、多様な民意の汲み上げが出来ない、地方自治法改正により人口割による議員定数の上限枠が撤廃された意味等主張されました。

お互いの理論に同調する部分もありましたが、結果として約3時間に及ぶ会議でした。

以上のように賛否、様々な意見がありました。

慎重に審査し採決した結果、賛成少数で本案は否決すべきものと決定致しました。

なお、本特別委員会には傍聴者も多く、町民の関心度が高いと感じました。以上です。

○議長（森敏則君）

それではこれより委員長に対する質疑を行います。

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

ここに地方自治法の改正による、人口割による議員定数の上限枠が撤廃されたと主張されましたということでございますが、この上限を撤廃した事と議員の定数を減らす事にどういう関係があるのか。その分権で仕事量が増えるのは執行部なのです。行政側なのです。議員の定数が何故それに関連してくるのか。仕事をしたのを批判監視したり、政策を決定付けるのが議会でしょう。それをさも分権で上限が撤廃されたからとおっしゃったのはどういう意味なのか私はちょっとわからないし、もう1点、なお本特別委員会には傍聴者も多く、町民の関心度が高いと感じましたというのは、これは個人の意見ですか。個人の意見を書いてはいけないのですよ、報告書に。加えてはならないとなっているのではないですか。ありのままを公平、公正に書くのが委員長報告なのですよ。個人の意見は加えてはならないとなっているのですよ、報告書では。この点については如何ですか。

○議長（森敏則君）

橋村委員長。

○議員定数問題特別委員長（橋村孝彦君）

定数の上限枠が撤廃された意味等が主張されましたと言いましたごとく、私はその時は委員長でしたので、采配役でございましたので、そういったことがされましたとご報告したのみでございます。

なお、最後の、町民の関心度が高いという風に書いたのは、全くおっしゃるとおり私の感じたものを書いたものでございます。そこについて私が感じた事を書いていけないという規定があったと

いう事を私がたまたま知らなかったという事でございますので、その点についてはお詫び申し上げます。

○議長（森敏則君）

他に。

7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

この報告書の中にあります、定数削減に反対した議員からは佐々町の例など説明されてという文
言で書いてありますが、佐々町の何が説明があったのですか。佐々町の議長の所に尋ねに行った、
定数を削減したら駄目だと、その後に 10 名で佐々町はしていて、議会の機能が十分果せないとお
っしゃったという事を言いたいのですか。そこのところどういう繋がりを持てばいいのですか。

○議長（森敏則君）

橋村委員長。

○議員定数問題特別委員長（橋村孝彦君）

ご承知のように私はその時は委員長ですから、進行役でございました。それは皆様方も当然お聞
きだったと思いますよ。ですから行った事を説明されて、私が今覚えている範囲でいけば、やっぱ
り 10 名では議会機能等がかなり厳しくなるという事を主張されたように覚えております。

○議長（森敏則君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですので、委員長に対する質疑をこれで終わります。

○議長（森敏則君）

次にこれより討論を行います。

まず原案に賛成者の発言を許します。

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

私これ同じ事を何回も言うようですけれども、とにかく議員定数の基本はやはり自治法あたりを
見てもやはり人口なのです。それで今日午前中、午後ずっとこの人口問題、町長との一般質問の
やり取りがありましたけれども、やはり全国的に人口が減少している中で、この東彼杵町だけを特
別人口が増えるというのはこれは無理です。急激な人口減少に歯止めが出来る、これは色々な施策
を持ってすれば可能かも知れませんが、全国的に人口が減る中で東彼杵町だけ人口が増える
というのはそれはちょっと無理な話しではないかという風に思います。

そういうことからやはり東彼杵町の人口は現在 8,600 人を切った状況でありますから、やはりそ
の人口規模にふさわしい議員定数 10 名が私は必要と、ふさわしいという風に思います。

またこれも一般質問のやり取りの中で数多く今日聞かれたわけですが、2 番目にやはり東
彼杵町の今後の厳しい財政状況を考えると、やはり議員も自ら議員定数を削減して、少数精鋭で行
くべきではないかという風に思います。

また3番目に、民意の汲み上げがやはり我々議員の一番必要な事でございまして、今回代表者のお話によりますと、どう考えても、ひいき目に見ても、町民の8割の方はこの議員定数削減に賛成をしておられるということでございます。先程委員長の報告を見ますと、反対された議員は多様な民意の汲み上げが出来ないとの理由ですけれども、8割の民意の汲み上げが出来ない議員が、そんな議会がありますか。多様な民意の汲み上げが出来ないって、そういうことあるわけがないではないですか。8割の住民の方が議員の定数を減らせとおっしゃるのですよ。この民意を汲み上げなくて何が議会でしょうか。

私はそういう事で、この3点から原案に賛成の立場の意見を申し上げたつもりでございます。

○議長（森敏則君）

それでは次に原案に反対者の発言を許します。

5番議員、滝川君。

○5番（滝川初夫君）

私も何回も言うようですが、今回の定数削減の請求によりますと、佐々町を今回も取り上げられておりまして、しかしながら佐々町の10人は減らし過ぎたという佐々町議長の話しもありましたように、議会運営上支障があるので元の数に戻したいとのことでありました。

また小値賀町の人口2,600代で10人という事を考えますと、人口論にはどうかなという思いもありますし、それと後世にあまりにも狭き門を残しても良くないと思い10名には反対です。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは次に原案に賛成者の討論を許します。

7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

賛成の立場から申し上げます。今もおっしゃいましたが、東彼杵町の議員の定数を決めるわけですね。それに佐々町や小値賀町は関係ないでしょう。現状を見て、そこまでノコノコノコノコお尋ねに行くくらいなら、町民の皆さんの声を聞いてくださいよ。町民の皆さんの声で我々は判断すべきでしょう。他所の大学教授が何とか言ったから、何が何と言ったからといって定数を決める人がいますか。自分達の町ですよ、他所の町ではないのです。自分達の町の町民の皆さんの声を聞く、当たり前のことではないですか。だから私は、町民の皆さんの声を聞いて、自分達が来年4月の選挙で困るかもしれません。これはわかりません。でもそうなっても、ここの皆さんの町民の意思を汲んで、今回2名削減ということで如何かなと思いますが。以上で賛成の意見を述べさせていただきました。

○議長（森敏則君）

それでは次に反対者の発言を許します。

3番議員、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

今回上程された議案第36号の、議員定数を12名から10名に削減する事には反対であります。町の発展のためには、様々な職種、様々な意見を持った人が沢山いて論議する事が望ましく、委員

会の役割としても、農業、漁業、商工業などあらゆる分野においても、調査機能を充実させ能動的に働き、機能することが肝要であります。

私は委員会構成を、2委員会制でいく事が望ましいとも思っております。もし10人ともなれば、委員会構成は議長を除く9名で構成した場合、委員会では5人と4人になり、4人の委員会では1名が委員長となり、3名で採決をすることになり、2対1の場合少数意見が委員長報告では反映されません。

また、重複して所属すると日程調整が難しくなり、運営上も厳しくなっております。

先程も同僚議員からも話しがございましたように、佐々町の場合を取ってみましてもそのとおりの様な佐々町の議長さんの発言でありましたし、そしてまた仮に10名で議長が委員会に所属した場合、委員会採決では議長の判断が賛成或いは反対で可決または否決となっても、本会議の採決では反映されず逆になる場合も出てきます。議長も住民の代表として選ばれた議員の1人でありますので、自分の意思表示をはっきりさせる、カウントさせるということは、望ましいことだと思っております。

また、人口が減れば地方交付税が減ってくるとよく言われますが、実際にはそうではありません。平成16年度の3月31日現在の住民基本台帳では9,810人おりましたが、地方交付税は1,940,000千円。平成20年度は9,359人で交付税が1,080,000千円。平成25年度は8,745人で交付税が2,170,000千円といった具合で、必ずしも人口が減ったからといって交付税が減ったわけではありません。むしろ反比例して増えています。ちなみに川棚、波佐見両町を見ても25年度の決算では、人口が15,000人前後で川棚町が2,131,000千円、波佐見町が1,960,000千円でした。これは基準財政需要額というものがあり、地方交付税が各地方団体の財源不足を公平に補填する事を目的として交付されるもので、地方団体における個々具体的な財政支出の実態を捨象して、その地方団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対する合理的でかつ妥当な水準における財政需要として算定されるものです。

したがって、基準財政需要額の個別算定経費の中では、消防費、道路橋梁費、港湾費、都市計画費、下水道などの土木費。小中学校、その他の教育費。生活保護費、社会福祉費、保健衛生費などの厚生費。農林水産、商工業などの産業経済費。徴税費、戸籍住民基本台帳費、地域振興費などの総務費。地域経済・雇用対策などがあり、また包括算定経費では人口や面積を算定の基準とされています。

我が町の現状を見ると、何としても人口減少に歯止めをかけ、一人でも多くの議員が知恵を出し合って取り組む事が、今後の活気ある東彼杵町の発展に繋がるのではないかと思います。

以上のような理由で反対であります。

○議長（森敏則君）

それでは次に賛成者の発言を許します。

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

私は議案第36号、東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部改正については賛成であります。

先程浪瀬議員は地方交付税の事を申し上げられましたが、今日の長崎新聞に載っています。長崎県も毎年10,000人ずつ減少していることに鑑み、あれは国勢調査が基準になるのですよ、5年に1

度。来年度は国勢調査があり、現在の減少率から見ると 16 年度に交付税が 2,800,000 千円減り、その後も数億円単位で減少する見通しとなっているのです。だから人口は関係ないということはないのです、交付税が減るのに。長崎新聞に長崎県のことを書いてあるのですから間違いはないと思いますよ。

私も今から長々と賛成討論をさせていただきます。

2,807 名という民意を重く受け止めるべきだと思います。町長も意見書の中で、有権者総数の 39% にあたる方々の連署をもって請求がなされたものであり、請求の持つ意義の重さを真摯に受け止め、町議会議員の定数削減は肯定されるべきものと判断すると述べられています。

昨年 6 月 20 日に故福田修議員を賛成者に議員削減を発議しましたが、12 月 20 日の本会議において賛成少数で否決された経緯がございます。議案を提出した時に私に本気度を尋ねられた議員もおられます。お流れになった場合には単なるジェスチャーでしかない、民意をバックに付けようとしているか、言論活動等を行う、そこまで考えているかという質疑があったのです。私はその時、住民の請求、長与みたいにそういう住民運動もしたいと考えていると回答しています。今回それを実現するために署名活動等を支えていただいた皆様と、署名にご協力いただいた町民皆様方に、厚く感謝申し上げる次第であります。

12 月 20 日の反対討論で、議員自ら議員定数を削減する様な行為は、自分で自分をいらないと否定するようなもので、自己否定、議会制民主主義の否定、それ以外何ものでもないと思っているとの発言がありました。しかし東彼杵町議会も、過去 22 名から 20 名、18 名、16 名、12 名と議員自ら削減されてきた経緯もございます。それは今ご出席の 3 期以上されている方もご存知だと思うのです。それらをも否定されるような発言は、先輩議員に対する否定にも繋がると思われ承服しかねます。また議員必携にも議員提案によるべきであると書いてあります。

次に、委員会の構成問題ですが、10 名に削減して何故わざわざ少ない人数を 2 委員会に分割しなければならないのか。町村議会の多くは本会議中心主義なのです、全国でも。それを採用されているのです。郡内の波佐見町でも本会議中心主義なのです。現状では予算も新規条例なども連合審査会、決算審査も特別委員会で審議をしています。実質 1 委員会運営している。そのとおりではないですか、現在が。何故 10 名になったら委員会の構成が困難になったり、町民の意見が反映されなくなるのか。前回も申し上げましたが、以前佐藤議員も発言されました、東彼 3 町合併の時、議員定数は 3 町で 26 名で異議なく了承され、3 町合併を推進された方々が議員を減らしたら意見が反映出来なくなるとおっしゃる、全く分かりません。先日の選挙人名簿登録者数は、川棚町 11,776 名、波佐見町 12,370 名、東彼杵町 7,161 名ですよ。有権者数から推測しても、当時本町から市会議員が選出されるのは、数は押して知るべきです。10 名も当選できるとは到底考えられません。それでも民意を反映できるというて、3 町一生懸命推進されされたのですよ、私もしましたけれども。

次に、委員会構成はわざわざ 2 委員会にしなくても出来るのです。2 委員会でも年間 40 日くらいしか出席日数がないではないですか。2 名減になってもそれを補うために 2 倍出ればいいのです。委員会を開催する前の事前打ち合わせや、自宅研修は当然の責務であり、仮にその日数を足してもそれ程の日数にはなりません。自分自身が手を挙げて意思表示をして議員に当選したわけですから、それ位するのは当然であります。議員は住民全体の代表者であり、奉仕者であるという本質を忘れてはなりません。町民の意見反映についても、12 名の時より落ちないようにするためには、議員が

今まで以上に反映させるために努力すべきだと思います。反対される理由が議会内部の事情ばかりのような気がします。まだ 10 名で議会運営をする前から出来ないと言うのではなく、他町が厳しい議会とおっしゃるなら、正しく東彼杵町議会では創意工夫により 10 名でもやれるのだという気概を見せてみようではありませんか。

次に、単なる人口減において議員を減らすという事についても異議を唱えられておりますが、議員必携にも議員数を定める要素は、議会が住民の代表機関である事に鑑み、その選出母体である住民の数を考慮しと記載されていますし、裁判所も人口によって 1 票の重さを判決で出しています。よって、人口が議員定数を決定する重要な判断材料であると思います。自治法にも特例として配置分合または境界変更に基づき著しく人口に増減があった場合は、議員の任期中でも条例により定数を増減する事が出来るとしてあるのです。法律でも人口をきちんとすると明確に記載されています。自治法の一部改正も定数の上限数が撤廃され、条例により自由に定める事が出来ますが、その根幹にあるのは人口であることは変わらないのです。

最後に、特に必要なものは議会制民主主義を大事にという議員があるなら、直接民主制も大事にすべきであって、今回の町民の方の行動は、現在の議員に全てを投票する時に白紙委任したわけではないという意思表示であり、2,807 名という多くの署名で直接請求が出されているのです。それでも反対される議員は、定数を定める根拠を人口で決めることではないと主張されるなら、今まで述べました、1、町民の意見の反映が減少する問題点。2、議会運営の支障。3、2 つの委員会が望ましいというこの 3 点について是非反論して頂き、町民の方に納得していただける明確な根拠を示す責務があると考えます。

最後にこの署名が、有権者総数の 39% で納得できないと言われるなら、是非住民投票でも実施出来たらと私は考えておりますので、よろしくご協力お願いしたいと思います。以上で賛成討論終わります。

○議長（森敏則君）

つぎに原案に反対者の討論を許します。

8 番議員、樋口君。

○8 番（樋口庄次郎君）

私はこの定数削減に関しまして反対でございます。委員会の席でもずっと申し上げておりますけれども、まず始めに、この東彼杵町の位置、場所、非常に便利のいい所。先程も町長は滝川議員の質問に答えておられます。非常に便利な町だという風なことを言っておられます。私も長崎県におきましては、この東彼杵町は非常に便利がいい所でございます。

そういった中で先程から佐々町の問題が出ておりますけれども、佐々町の現場で定数を減らしたから非常に今不便だ、そういう議員さん、全議員さんおられる訳です。そういう事を考えた場合、ここでもし 10 名に減らすならば、そういう後悔やみするような事が発生するのではないかという風な気持ちでおるわけでございます。

そういったことから、私はあまり長くしゃべりませんが、そういった中から東彼杵町の場合は、特に何回も言うようでございますけれども、非常に便利のいい町でございます。そこを深く考えれば、お互いが行政と議員が一緒になってこの人口を増やす施策、そういうものを打ち出していけば、必ずや他の町に負けない人口、現状維持か或いはそれに見合った人口の増に繋がるという

ような気持ちを持っておりますので、私はこの定数削減に関しましては反対でございます。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは次に賛成者の発言を許します。

11 番議員、本下君。

○11 番（本下利之君）

賛成議員の 3 名の方がすべてをお話されたものですから、私も全くそのとおりだと解釈をしております。今度のこの直接請求にあたっては、議員たる者はどういう風な仕事をするべきかという事について一言お話をしたいなと思います。

やはりこの有権者数の、選挙があった場合の、有権者数の約 80%の方が今度の直接請求の署名をされたということは、町民が 100 人おる中で 80 人の人が 10 人に減らしてもいいのではと言っておられます。80 人の方の意見を吸い上げるのが町会議員ではないですか。選挙の時に民意を反映します。皆さんのために福祉増進をやります。利益のために頑張ります。全くその逆を言っている人もおるわけですから。そういうところを考えた時に、我々町会議員というのはまず民意をしっかり聞いて、そして民意の意見がそういうふうな風が向いていれば、そこを町民のために頑張るというのが町会議員の役目だと思います。

それと要するに議員の資質の問題。やりもしないで昔ながらのやり方を踏襲して、仕事が増える、2 人減るので委員会もやれないという風な事ではなくして、よし、勉強してやってみようかという気持ちにならないのかと。

そのところを付け加えて、私はこの議案第 36 号に賛成を致します。

○議長（森敏則君）

それでは次に反対者の答弁を許します。

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

色々意見が出ていますようですけれども、おっしゃることはよくわかるのです。特に人口問題、当然これは議員定数を算定する基準にはなります。それと民意を重んじろ、これが非常に重いと思います。この事実は確かに私は重く受け止めるべきだということは十分承知しております。やはりこういった時に一番私達は選択を悩むわけです。私も今回はこれはしょうがないなという思いで先般までいて、そういう思いでかけつけておりましたけれども、色々皆様方のご議論を聞いておりました、これは自分の所謂考え方を貫こうということで反対という結果に至った訳ですけれども。

先程岡田議員がおっしゃってございました事にちょっと関しますけれども、実はこれはちょっとデータがありますので、紹介しますので時間を頂きたいと思います。

まず全国の町村議会の定数等々についてちょっと調べて参りました。これは 23 年の 3 月に全国の町、村、町村の議長会が発表したデータに基づいています。ということは平成の大合併後です。それと自治法改定による人口割上限が撤廃される前という事になります。そこで全国の町村議会数が今 941 団体あります。その中の 1 町当たりの議員定数の平均数、これは 13.2 名でございます。その中で人口 5,000 人から 10,000 人以内の町村、これは全国で 237 団体あります。そしてその平均議員定数は 11.77 となっております。そしてまた更に小規模団体、所謂もっと少ない人口です。

そこには実は議員は5名というのが1団体あります。6名というのが8団体あります。7名というのが1団体ございます。そして8名というのは69団体ございます。そこで5人、6人というのは概ね人口が1,000名以下のところでございます。そして7人、8人というところは概ね人口が5,000名前後でございます。

そこで先程その中で岡田議員が常任委員会の云々を言われましたので、そこで常任委員会を設置している自治体は、941の内931です。98.9%が常任委員会を設置してあります。その中で委員会数、5常任委員会以上というのが6団体あります。4委員会というのが28団体あります。3委員会というのが304団体あります。2委員会というのが558団体あります。1委員会というのが34団体、3.6%でございます。それで常任委員会を未設置団体、つまり先程岡田議員が言われた本会議主義ですけれども、これは10団体。全体の1.1%ということでございます。そして1委員会の平均議員数、これは6.1名であります。常任委員会にまたがって複数に所属している議員の団体は150団体ありまして全体の16.1%ということでございます。

これは参考までに申し述べましたけれども、この数字が物語っているものというのは、やはり先程から反対しておられる議員さん達の発言の中にもありますように、やはり議会の最大の役目というのは、いつか吉永議員が言われたとおりでございますけれども、その中で議会の機能というのは大事なのですと、地方自治体にとって二元代表制というのは、地方自治体の根幹に関わるものですから、議会の機能を重んじたために議会というものがある。ですから議会の機能という部分は確かにおっしゃることを私は全否定するつもりはございませんけれども。例えばそれは10人でも出来ない事はないと思います。しかしながらやはり現状の事を考えていけば、議会機能を重視する事が所謂二元代表制の役割、議会の役割の向上ということに私は繋がるかと思っています。議会の機能が多いという事になれば、議会全てが否定される訳ですから、そういう結果にならないためにも、何故10人で多様な民意の反映が出来ないかと言われますけれども、先程80%くらいの民意が何故汲み上げられないかと言いますけれども、民意の汲み上げ方がちょっと違うのではないかと思います。おりまして、所謂この定数を削減しろという民意は確かに多かったということです。それは正に事実です。しかし、皆さんが主張されている民意の汲み上げというのは、先程からあっていますけれども、様々な意見が町内にはある訳です。この間樋口議員が、農業をしている人は困るというような主旨の発言をされたということで、かなり揶揄されていたように思いますけれども、私はそうは思わない。やはり色々な産業、色々な階級、色々な層から来た方が本当の民意を汲み上げる力になると思います。したがって樋口議員が言われた事はおそらく自分のことではなくて、農業者からも議会に来ていただけるような、そういう議会であって欲しいという思いで多分私はされたのだらうと解釈しています。

ですから諸々言いましたけれども、結局私の議員になった一番の理由と言いますか、それは色々あったのですが、皆さんが言えない所で言えない事を言う。つまり町民の皆様方が言えない事を私が言ってやろうではないかという、そういう思いが実はありました。ですからこういった代弁をする人達が減るという事は結果として、これは私の判断ではありますけれども、私は町民の不利益になるのではないだろうかと、そういう思いがしまして、結論としましてやっぱり、先程浪瀬議員が主張されておりましたように、2委員会が良き形ではなかろうかと、そして1委員会で討議する人数、最低限5名。例えば常任委員会が何故設置されたかという原点に戻りますと、所謂本会

議制度となりますと即決ということです。これではやっぱり重要な案件は深く審議されません。予算とかこういったものは委員会に付託して、十分審議する必要があるかと思います。所謂本会議で時間が足りないものを補うために、委員会というものがございます。これが議会の役割を果す大きなシステムになっている訳です。そういう思いで今、委員会制度が重視されていると思っています。

結果として長々となりましたけれども、そういった理由で私今回は反対とさせていただきます。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは次に賛成者の討論を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論が今賛成者 4 名、反対者 4 名、それぞれ発言をされました。議長と致しましては、これだけ 10 名の議員席に座っていらっしゃるようですが、あと 1 番議員、10 番議員の発言が無いようですが、どうしても自分が発言したいということであればこれを許します。

1 番議員、堀君。

○1 番（堀進一郎君）

一応私も、今回の直接請求制度に伴う請求時の意義、この重さ真摯に受け止めております。

そういう中で今回この 12 人の現在定数を 10 人に改めるという事に対しては反対です。そういう事の異議は何かと言いますと、この議会は町民の代表としての審議機関であります。そういう中で議会の運営の充実強化を図る。それと議会の運営に支障が無いように必する。それとやはり町民の代表でありますので、民意の反映を幅広く求めていくという事は非常に大事なことでないかと思うっております。そういう中で、この議員の定数に対しての 10 人というものに私は反対なのです。そういう事で特に民意の反映を狭まれるという事に対して、そういう事はしてはならないということが 1 つの私の理由です。

それと議会運営についても、委員会の充実。これは本会議の事前調査ということで私は認識しております。そういう事で、細かく小さく専門的に協議をし、調査をし、行政と一緒にあってそういうところをして行くためには、この常任委員会というのは非常に大事な機関だと思っております。それに対しては最小限度に 2 つの委員会ということは維持するべきであるということを思っております。

そういう中で今回もしも 10 人になった場合は、どうしても 4 人委員会になるということに繋がっていきます。議長を除いて 9 人でございますので、ある委員会が 5 人、そしてある委員会が 4 人となります。そういう 4 人の委員会に対して、私は果たして充実した委員会が出来るのかとこれを危惧しております。もしもこの 4 人の中で病気とか除斥等が出てきた場合、2 名が欠けるということになったら委員会の開催が不可能という事に繋がってきます。そういうこの大事な議会が機能を果せないという事に非常に心配しているものでありまして、やはりこの町民を代表する議会が運営の充実、強化を図り、そして議会運営に支障が喫しないように、そして多くの意見が、民意の反映が減少しないようにすることが大事なことでないかなと思っております。

そういう事から、12名の現在の定数を10名の定数に条例改正をするという事に対しては反対という意見を述べまして終わります。

○議長（森敏則君）

次に10番議員、後城君。

○10番（後城一雄君）

意見が大分出てしまったと言いますか、そういう考え方を致しておりますが。

まず原案に反対というのは所謂顔形が違いうように、これはお互いの説明不足もございましょうが、これが正しいという意識を持つてのことでございまして、どなたが言われてもやはり色々な調査、研究をした結果がそうであると自分自身が思っているわけで、そういったことで所謂町民の皆様が今度提出されまして、反対者はどうのこうのという意見が出ていますことも十分承知しております。ただ代表にも申し上げましたが、個人的に言いますとご理解を頂くような話はしたいという風には考えておりますが、最終的な考え方としまして10名にするのは如何かということで原案には反対という事で反対の意思だけはしておきます。

○議長（森敏則君）

以上全議員討論をして頂きました。

これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決致します。

この採決は起立によって行います。

それでは本案に対する委員長の報告は、否決です。したがって原案についての採決を行います。

議案第36号は、原案のとおり決定する事に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森敏則君）

はい。確認しました。

起立少数です。したがって議案第36号、東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、否決されました。

日程第 5 発議第 3 号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に、日程第5、発議第3号、東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

3番議員、浪瀬真吾君。

○3番（浪瀬真吾君）

提案の理由を説明致します。

東彼杵町の人口が年々減少していく中で、議員定数については、議員は基より住民の間でも様々な意見がある。町の発展のためには、議会は様々な意見を持った人が沢山いて論議する事が望ましく、委員会の役割としても農業、漁業、商工業などあらゆる専門分野においても調査機能を充実さ

せ、能動的に働き機能することが肝要であると共に、町民の代表としてその職務を発揮しなければならない。

昨年6月の議員発議による12名から10名への議員定数条例改正案は、今以上に削減ともなれば多くの町民の意見を反映させる事が狭まり、また議会運営に支障をきたす恐れがあるとして、12月定例会において賛成少数で否決されました。

今年3月定例会では、議員発議で現下の厳しい財政状況を鑑みて、議員も自ら身を切る覚悟で対処して行かなければならないということで、報酬の10%程度を削減する改正案が賛成多数で可決された。

しかし、今回町民の署名提出により、議員定数条例改正案（定数12名から10名）が上程された。議会としても真摯に受け止めなければならないが、議会の構成運営上でも2委員会で行くことが望ましく、10名ともなれば委員会構成は重複しなければならないことが予想され、日程調整等が難しくなり、運営上も厳しくなってくる。したがって民意も考慮したうえで定数を12名から11名に削減するものです。

○議長（森敏則君）

それではこれより発議者、浪瀬真吾君に対する質疑を行います。

9番議員、岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

本会議でありますので、5点程まとめて質疑を致します。

まず9月1日付で議長に提出されていますが、まだ特別委員会で町長から提案された議案を審査する前であり、議長名で参考人招致までしているのに、始めから反対なら何のための特別委員会の審査だったのか。直接請求された民意を門前払いする行為と考えますが、この点について第1点であります。

次に2名の削減が、多くの町民の意見を反映させることが狭まりとありますが、先程も言いましたように3町合併の時、推進された時には3町で26人の議員数に異議なく承認をされております、浪瀬議員も。当時の人口割からいっても、恐らく東彼杵町から10名も市会議員が選出されることは不可能だったと思われます。にもかかわらず、それでも民意は反映されると考えておられたことに関する整合性、この整合性についてお尋ねを致します。

次に議会運営に支障を来たすということの具体的な意味をお尋ね致します。

第4点であります。2委員会で行く事が望ましいという事について、何故1委員会では駄目なのか。波佐見町も本会議主義でやっておられながら、委員会を持っておられますけれども、先程も言いました様に、予算も決算も特別委員会で1つの委員会。新規の条例も連合審査会でやっているではないですか。今までもやって来ているのです、この町は。1委員会と同等ではないですか。あと陳情、請願と行政調査くらいは単独の委員会で行きますが、その辺について明解なお答えを頂きたいと思います。

次に最後でございますが、委員会調査についても全員であらゆる分野に携わる事について何故駄目なのか。議員は広い知識を持つことが肝要で、専門的な知識はその都度職員の皆さんに尋ねたら良いと思いますが、何故少ない人数をわざわざ分割しなければならないのか。

以上5点について明解な回答を頂きたいと思います。

○議長（森敏則君）

それでは浪瀬真吾君。1 番から順番に 5 つの質疑に対して答弁願います。

○3 番（浪瀬真吾君）

まず 9 月 1 日に何故提出をしたのかというご質問でございましたけれども、この事は 18 日の臨時議会で 12 名から 10 名が上程された時点で、私達、滝川賛成者のことですから、県の議長の研修の折、佐々の議長さんがそういった事を言われたという事で、その事を確認に行きまして、やはり 10 名にするということは、非常に問題があるという事を以前から思っておりましたので、あえて 9 月 1 日に、特別委員会がある前に出すことによって私たちの意思表示をしておこうと、そういったことで、2 人事務局に来て提出を致したところでございます。

それと町民の意見の反映が 3 町合併の問題を取り上げて言われましたけれども、基本的に 3 町合併の議会のときの 26 人というのは、ある程度の人数がいて、議会運営が成り立つという観点の下で、東彼杵町から何人議員に当選するかわかりませんでしたけれども、その辺を踏まえて、今回の場合は東彼杵町独自で議会構成をやっていくものですから、そこはやっぱり先程から言われておりますように 2 委員会で行くと、行った方がいいと、基本的に私はそう思っているものですからそういったことでしております。

それと議会運営が厳しくなってくるということでしたけれども、これも同様に基本的に 2 委員会で行った方がいいと思っております。何故 1 委員会で行けないのかと言われるけれども、私は元々の基本的な理念が 2 委員会で行って、ある程度分割して調査をしたり、或いは出向いて調査をしたりした方が、もっと中身の濃いものになってくるのではなかろうかと、そういうふうに判断をしております。他の言われた事も大体重複したような質問でございましたので、別にあればですね。

○議長（森敏則君）

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

3 回しか出来ませんのでちょっとまとめて申し訳なかったのですが。

まず佐々町議長とおっしゃいますが、私も電話で確認をしました。これは佐々町議長の個人的な見解なのです。この議長は定数削減の時いらっしゃらなかったのです、町長選挙に出馬して。現職の町長と戦われて、落選されて議員に上がってこられて議長になられたのです。まだ住民の方にも、議会運営が出来ないから増やしますよ、どうでしょうかという意見も聞いておられないのです。個人的な見解なのです。それを持ってきて何故うちに当てはめるのかそれをもう 1 点お尋ねします。

それから先程 3 町では 26 名で総人数が多いと言われましたが、私はそれを聞いているわけではないのです。町民の意見を反映させることが出来るというのが 3 町で 26 名ですから、人口割から行っても東彼杵町から 10 名も当選出来ないと私は判断していたものですから市会議員には。それでも民意も反映出来ると思って推進されてきたと思うのです。私も 3 町合併派でしたから推進はさせていただきました。26 名も、他所の町はこの時特例を設けたのです。しかし東彼 3 町だけは、財政的にも厳しいから特例も設けずに、合併協議会のときには 26 名で行こうと。うちの議会も、他の 2 町も賛成してきているのです。総体人数を言っているわけではなくて、少ない人数でも意見を反映させる事が出来るということで推進をされた浪瀬議員に対してその点をもう 1 点。

それから委員会がなぜしなければならないかというのが、どうも皆さん判断が違うのではないかと思います。これは議員数が 20 人を超した、その時本会議でしたら膨大な時間が必要になるのです。一人何回もすれば。だからそれを避けるために委員会が出来てきたのです。例えば大きな市議会なんか 1 つの委員会に 10 人くらいいらっしゃいます、3 つも委員会があるけど。だからわざわざその 10 人くらいか 12 人くらいでも本当は 2 つに分けなくてもいいのです。これを勘違いされないようにしていただきたいと思います。先程議員もおっしゃいましたけれども、何故 2 委員会にしなければいけないかというその回答。今までうちは 1 委員会ですべてきていたのではないですか、ほとんど。その辺について明解な回答をお願いします。

それから深く調査をすることについても、全員で産業建設の関係も知って、総務の関係も知ってというのが 10 名か 12 名でもいいのではないですか。町民の方も全て聞かれると思うのです。深く知る前に広く浅く議員としては。これが何故私は言うかということ、執行部側から上がって来た予算、条例、それを賛成、反対するだけではないですか、今の所議会は。だからそれを勉強するなら全員です。以上の点についてもう一度浪瀬議員の方からお答えを頂きたいと思います。

○議長（森敏則君）

発議提出者、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

1 点目の佐々町の議長さんは、条例改正をされた時には町長選に出られて不在であったと。しかし現在の話を聞いてみますと、その時の議員さんは 2 名おられると。そういった中で結局佐々町もまた元に戻したいというような話を内部ではしていると、最低 11 名はいきたいなど。その時に 10 名にされていた議員さん達も異論は出ないと、まして町長からもそういった異論の言葉も出ないというそういったご説明がございましたので、なる程なと思って帰ってきたところで、私が以前から思っていた考え方と一緒にだなど、そういう風に思っておりましたので、今回ここに書いているような形で。

それと何故 1 委員会ではいけないのかという質問でございますけれども、これは最初に言いましたとおり、基本的には岡田議員と私の見解が全然違う問題でございます、いくら言われてもやはり私は 2 委員会で調査したりした方が、より本町にとってはいいものになってくる。そしてまたそこをその時 1 委員会で調査したものを、また別の本会議の折に正したりしていったら、より議論を深めて方向性を持っていくというのが、この議会制民主主義の本来の姿ではないだろうかという考えでいるものですから、そこは見解の違いだろうとそういうふうに思っております。

○議長（森敏則君）

9 番議員、岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

最後でございますけれども、一番重要な日付を、まだ私はわからないのです。この特別委員会をする前に出したという事は、審議をする前にもう 10 名は絶対反対だったと、そしたら審議をする必要はなかったということですね、浪瀬議員と滝川議員は。11 名で、1 日を出しておられるのですから、橋村委員長が会議を開催する時に。ということは直接民主制をこれは非常に傷つけることになると思いませんか。署名があがってきたのですよ。それを今から橋村委員長の前で審議する、その前に、もう私は審議をする前から 10 名はもう関係ないと、11 名なら私はいきたいという事がこ

ここに完璧に表れていると思うのです。9月1日付と。これは否定なされませんよね。やはり直接民主制に対して私はこれは非常に重要な過失だと思うのです。まだ審議をする前に反対だと、そういう考え方がです。浪瀬議員が出すのは自由なのです。でも特別委員会があっている時でも修正、終わった後でも出してよかったのではないかと思います。この点についてだけ1点最後にお尋ねします。

○議長（森敏則君）

発議提出者、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

最初申し述べましたとおりに、やはり私達というか私は特に理念が10名というのには反対だったものですから、その点については提出した時にもどうせ質問があるだろうと、それはもう覚悟をして出したところでございます。やはりその思いが強かったと、そういうことでございます。

○議長（森敏則君）

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

この提出日の9月1日、これは大問題です、今岡田議員が言われたとおり。9月4日に直接請求の代表者の大石さんの説明を受け、そして特別委員会を作ったのは何のため作ったのですか。慎重審議をして9月4日に直接請求の代表者の大石さんの話を真摯に聞いて、そして結論を出そうというのが特別委員会ではなかったのですか。この9月1日ということになれば、あなたたちはもう結論ありきで、あれだけ直接請求された大石さんが熱心に説明をされ、そして我々議員も真剣に討論したのです。それをあなたたちは腹の底で笑いながら見ていたのですか。そういう事でしょう。何を言っているのか、この人達は、私は反対するのにと、そういう事で4日間の3時間半に及ぶ委員会を見ていたのですか。そういうことになります。これは許されませんよ。どう思います。

○議長（森敏則君）

発議提出者、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

これも最初申し上げたとおりです。代表者の言われる事も10名にしようという強い思いがあられたということは、町長の説明、上程された時にもそういうものを感じておりましたけれども、最初申し上げたとおり、私はやはり基本理念というのがございまして、逆にこれを出す事によって私たちの思いが伝わるのかなと逆にそういうふうに思ったわけでございますので、そこはまた違うと思います。

○議長（森敏則君）

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

9月1日提出の件については、また特別委員会がありますので、そこで厳しく追求したいと思います。

2点目として先程浪瀬議員は、8月18日の臨時議会の後に佐々町に行って、佐々町の議長さんの話を聞いてきた。たった1人ですよ。浪瀬議員は東彼杵町の住民から選ばれた議員です。今回2,807名の方が署名をされております。その中には数十名以上浪瀬議員に投票をされた住民の方も

いらっしゃいます。あなたは東彼杵町の民意と佐々町の1人の議長さんの意見、どちらが大事なのですか。

○議長（森敏則君）

発議提出者、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

最初吉永議員が言われた、18日以降とおっしゃいましたが、これは8月7日の前に行って、それは何故かと言いますと、先程討論の時にも言いましたが、7月4日の県の議長会研修会の折に佐々町の発表でそういったことを言われたものですから、それは確認をしておく必要があるのではなかろうかと思ったわけです。それで聞きに行ったら、元々私が思っていた考え方と一致をしたものですから。そしてまた自分の有権者の人も署名をしているのではないかというご質問でございましたけれども、そのことについては私ももっと逆に、削減する事の反対ということ、何故反対をするのかというのを自分の支持者とか何とかにもっと知らせておくべきだったのかなと。広報等で皆さん見ておられるから分かっておられるのかなと思ったりしたものですから、今後そういった人には説明をして理解を求めなければならないと、そういう風に現在のところは思っております。

○議長（森敏則君）

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

先程の議案第36号の際に、同僚議員から反対意見として、全国自治体の特に少数人口の自治体の、少数規模の自治体のお話を同僚議員がされまして、その中で5,000名から10,000名の人口の自治体においては、11.77名の議員定数が平均であるとおっしゃいました。そしてその11.77名は平均だから、東彼杵町もこの枠に当たるから12名が平均の議員定数にあるからというような根拠を示されましたけれども、今全国の1,700くらい自治体がある中で、奇数の議員定数の条例をしている所は何%ありますか。私は1割ないと思います。なんでこういう特殊な奇数定数の条例を提案されたのかお聞きします。

○議長（森敏則君）

発議提出者、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

それは先程も10名ですることの反対意見の中で言いましたが、奇数になった場合、同率になった場合は議長の意思もそこで反映出来る訳です。例えば5、5、6、6になった時、議長が最終的な判断として議長判断で否決するのか、可決するのか。それもいいのではないだろうかと、私はですね。だから今回11名と出しているのは、委員会構成を最初に言いましたように2委員会で行く、そして5名、5名委員会が出来ると。委員長は例えば5、5になった時最終的な判断で、議長が採決をされると。北松あたりの合併問題の時にも最終的な判断をされたのは、同率で議長採決によって合併するような事も、成立したような話も聞いておりますので、私は決して偶数でいかなければならないというのはなやぶさかではないと。

○議長（森敏則君）

次に7番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

まず1点お尋ねしたいのは、まだ先程12名から10名にするという条例改正の中で、定数の削減は反対とおっしゃったのです。まだ舌の根も乾いていないです、はっきり言って。それでなんで定数を削減に出すのですか。そこがまず1点目。

次にこの中にも書いてあります様に、今回町民の署名提出によりと書いておりますね、これは何ですか。署名提出によりとは何事ですか、あなたは、受け取り方として。町民の直接請求という言葉をご存知ですか、この意味を説明して下さい。

それから3点目。何がわざわざその中で、何ですかこの議員も自ら身を切る覚悟で対処していかねばならないという事で報酬の10%程度を削減するって、しましたという事を言いたかったのでしょうかけれども、私が提案してしましたということと言いたかったのでしょうかけれども、何が10%程度ですか。10%です、程度は何ですか。何か差があります、程度で。あるのですか、この3点説明して下さい。

○議長（森敏則君）

発議提出者、浪瀬君。

今後挙手をしてから発言をお願い致します。

再三にわたって注意いたします。

○3 番（浪瀬真吾君）

いっぺんに沢山言われますので、最後の方ばかり強調してなりますが。最後の方の10%程度というのは、前の報酬、それを10%カウントしてください。今の報酬の小数点とか端数切り上げをしなければなりませんので、程度という言葉をつけております。

それと署名提出というのは、直接請求というのは文言が私の表現が悪かったと思いますけれども、これは町長に署名を提出されて議会に上程されたという、その辺で解釈をして頂きたいと思います。

それと定数を削減することには反対と言っておりましたのは、12名から10名に削減する事には反対と、そういう事です。ですから今回出したのは、直接請求で上がって来ておりますので、そこを鑑みてと。ここにも文言を入れておりますけれども、それを鑑みていくらかでも削減をしてくれというような、町民のそういった直接請求でされておりますものですから、そこは鑑みて11名。1名削減するということで書いてあるわけでございます。

○議長（森敏則君）

7番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

わかったような、全く分からないような回答で、質問事項は3回ですので、またまとめて言わせていただきます。

私がお尋ねしたのは署名提出ということになっていたから、署名提出というのは、町民の直接請求で町長に出したのです。だから直接請求というのはどういう事ですか、どういう認識を持って理解しておられるのですかとお尋ねしているのです。町民が署名をして出した、それで町長が出した、何故町長が議案上程をしなければならないのか。その直接請求という一括りの中では何なのかという事をお尋ねしたのです。わかっていてごまかされているのか、はぐらかされているのか分かりませんが、もう2回目です、この質問をするのは。勿体無いわけです。

もう1点。報酬の10%程度というその程度。これ議員発議によって10%削減を提出されたですよ。浪瀬議員が先頭になって、発議者で出されたでしょう。その時には10%程度とは書いてないですよ。何円何円の端まで考えて出してないでしょう。あの時は報酬の10%削減ということで出されたのでしょう。だから何故その程度という言葉を使わなければならないですか、わざわざ。そして議員定数の削減反対というのはずっとおっしゃったでしょう。だからそれを今になって12名を10名の削減は駄目、2名削減するのは駄目、1名ならいいと。それなら始めから特別委員会でその数字を出されたら如何だったのですか、始めから。何も10名にする事が悪みたいな言い方をされてきたのです。この前の特別委員会からさっきまで。1名削減はいいのですとおっしゃるならあわないでしょう。先程の最終の反対討論、あの中で浪瀬議員のおっしゃった事と全くこれ矛盾しますよ。今わからないかもしれませんが、あとで議事録見てください。全く矛盾していますよ、おたくがおっしゃっているのは。

それと今のこの発議自体が上から目線ですよ、完全に。一番最後、何ですかこれ、民意を考慮した上でって、何ですかこれは。町民の皆さんの声を完全に上から目線で、12名を10名にするのは反対なのだと。10名は駄目だけれども、11名にしてやるという書き方ですよ、この書き方は。文章の書き方として。また忘れないで下さい、直接請求とはどういう認識を浪瀬議員は持っておられるのか。先程の定数削減で反対とおっしゃったのが同じ削減ではないですか。だったら1削減となると委員会でも委員長採決、本会議でも議長採決という事が十分考えられるのではないですか。あなた方が今6人賛同者がいて、反対派が4人だから議長採決になるものかという考えでおられる訳ですか。ここのところ明確にお答えください。

○議長（森敏則君）

再三にわたって言っていますので、勝手な発言はしないでください。

発議提出者、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

先程言われました直接請求という意味はもう十分承知をしております。やはり町民の方はここに書いておりますとおりに、署名活動をやって、町長にこういった改正案を提出してくださいと、それが直接請求だろうと思っております。しかし最初から言いますように、やはり議会運営かれこれ今までやってきた中で、やはりその最初から申しておりますとおりに、2委員会でやっていくことが私は一番いいのではなかろうかと、そういった基本理念の中でやっておりますものですから。

それと先程報酬のことを10%程度、あの時は橋村議員が提出者でございまして、私は賛成者で多分署名をしていたのではなかろうかなと思っております。

それから12名から10名、10名にする時反対をしていたではないかと言われましたけれども、やはりそれは結局今回の直接請求、そういったものを重んじてやはりそこは一步譲って折り合いをつけたところの考え方といいますか、委員会構成も成り立つような考え方、基本的な考え方というのが私の中にはありますので。

○議長（森敏則君）

他に。

11番議員、本下君。

○11番（本下利之君）

この提出日の事も非常に憤慨でなりません。普通考えられません、こういう事をやるということ
は。

直接請求、佐藤議員が言いましたけれども、これは議会で定数削減を否決されたと、そしたら住民の皆さんは住民の意見は反映されてない。しかし否決した人は、住民の意見を聞いたら減らさなくてもいいという事でその時は否決されたのです。それを受けて今度は住民の皆さんたちが、いや民意はそうではないよということで直接請求になった訳でしょう、なったのですよ。だから民意を反映するという事は自分勝手なことで判断してやるということではなくて、実際書面で上がってきたものをやはりああそうか自分もこう思っていたけれども民意がこうなのだという、そういう耳の貸し方というのは大事です、議員として。自分の考えばかり押し付けて、上がってしまったらあぐら組んで4年間おるということではいけないかと思います。

それと今年の3月、要するに住民の皆さん達から色々な否決された方たちは意見も聞かれたと思います。申し訳ないなというふうな感覚、或いはそういうものを考慮して、ここに書いてある民意を考慮して、それなら10%くらいでしょうか、そうしないと自分達も今度の選挙は危ないと、こういう考えに至って10%をたてられたような気がする訳です。そしたら今度はどうか、今度は10人を否決された。そしたら直ぐ11人にしておかないとまた民意を考慮したとはならないと。そういうふうなあなた達の腹の中が見えるような気がする。しかしこれではいけない、議員は。もっと民意の意見というのは、この前も話したけれども、こういうふうなことで削減をしようということで皆さん回られたわけ、遊び半分で回られた人は一人もおられません。真剣に考えてそれを議会に届けたのですから、その事を重く見て我々は対処しなければならない。私は皆さんと一緒にされるのが一番くやしい、情けない。

もう一度9月1日提出した理由を、議長から聞いたので出したというのではなくて、何故9月1日だったのかという事を一つ聞かせてください。お願いします。

○議長（森敏則君）

発議提出者、浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

この1日に出したというのは、何度も同じ事を言う訳ですけども、基本的な考え方が、委員会構成が成り立つような人員でなければならないというふうな、基本的な考え方を持っていたわけでございます。そういった事も踏まえて、4日に特別委員会があるというのも18日の特別委員会の申し合わせで、いつに日にちがなるか、参考人の方の都合に合わせてするということで、4日という日程は後で決まった訳であります。そういった中で最初申し上げておりますとおり、やはり議会の構成上の問題とか、そういったものを諸々考えたところ11人で行くのが私は前からいいと思っておりましてし、賛成者の滝川議員も全く同感であると、そして1日の日に行って特別委員会の前に出して、これは皆さん方が逆にそういった情報が入るのか入らないのかわかりませんが、出す事によってこれも一緒に考えながら、本来なら一緒に特別委員会の中でも出したかったわけですけども、これは36号として特別委員会に付議された事案でございましたので、これはちょっと出来ませんでしたので、あえて1日に出したという事でございます。

○議長（森敏則君）

他に。

1 番議員、堀君。

○1 番（堀進一郎君）

私はこの 9 月 1 日に出したという事は、議会運営委員会に出席して初めて知りました。

そういう中で発議者に質問しますけれども、もう一度はっきりとお願いします。11 名にした根拠、それと民意も考慮したとありますけれども、民意とはどなたを指しているのか、この 2 点。

○議長（森敏則君）

発議提出者、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

11 名にしたというのは、もう何回も申し上げておりますとおり、2 委員会で行く事が望ましいという事が一番私の根底の中にもありますし、その 2 委員会を保っていくというのはやはり 10 名にした時には、議長も委員会に所属しなければならないような、例えば先程も言いました 4 人の委員会だったら 3 人で採決をするものですから、そういった少数意見等が汲み上げられないと。5 人でした場合には、委員長も町民の皆さんの代表ですから 2、2 になった場合は結局委員長採決できると。だから 2 委員会で行くためには 5、5 いて、議長が最後に、例えば 5 対 5 になった場合に議長判断で採決が出来ると、そういったことで 11 人が最低必要だなとは思っております。先程も言いましたけれども、議長が委員会にもし入って、5 人の委員会の中では可決しても、例えば 3 対 1 とか 4 人でした場合、例えば 2 対 2 でなって、そこに委員長採決で賛成になっても、今後議長も賛成の中おられたとします。しかし今後は本会議の中で議長が議長席に座った場合、一方の方が 3 対 2 とかなって、議長と反対の意見になった場合に結局否決になってくる訳です、数の倫理で。ですからこれはやはり避けた方がいいと。そういったことでした訳でございます。

それと考慮してというご質問でございましたけれども、今回やはりこういった多くの署名をもって議会も定数を削減せよと、そういったことでございますけれども、12 名から 10 名にする事の反対という意味を、先程ずっと言っておりましたけれども、その中身をもう少し町民の皆様方にも周知をしておかなければならなかったと、そういう考えでおりますが、やはり今回こういうふうにして上程をされたものですから、それはやっぱり考慮はするべきだと、そういったところで上程をさせていただいたところでございます。

○議長（森敏則君）

他に。

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

かなり厳しい意見が出ているようですけれども、私は私なりの立場で 2、3 お尋ねしたいと思っておりますけれども。

まず、日付の問題を非常に問題視されているようでございますけれども、私こういう事務手続きを行う上で一番大事なことは、法的瑕疵があるかないかという事がまず重要視されるべきであろうと思います。そこで発議者は、法的瑕疵があるのかないのかお調べになったのかという事の第 1 点。

それと今の論調を聞いておりますと、所謂倫理観というものについて多分攻められているかなという気がいたしますけれども、確かにこれは大事な事です。しかし今浪瀬議員は、思いというものをお尋ねしたいのですけれども、この 1 日というのは、結局自分は自分なりの考えがあったから、

これを早めに皆様方に周知していただくために 9 月 1 日となったのか。その 2 点をお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

発議提出者、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

以前にも発議等がございましたけれども、やはりこれは私も自治法あたりを調べて、112 条と会議規則などを調べて、議員は規定の書類をもって発議が出来るという事は調べておりました。そういった中でまず事務局にもお伺いしまして、議長も留守でございましたので、議長にも電話をし、もし 4 日の日に議員削減が可決されたら取り下げをしますという事は、滝川議員と一緒に来てそういった事は申し上げておりました。ですから結局最初に言いましたように、橋村議員が言われたように、出すことによってそういった私達の考えが伝わればという思いでございました。それは事務局が他の議員さんに言われるかその辺はわかりませんが、そういう思いが伝わればという思いでございましたので、出した訳でございます。

○議長（森敏則君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 4 時 37 分）

再 開（午後 4 時 37 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

発議提出者、浪瀬君。

○3 番（浪瀬真吾君）

やはりこれは早く、先程言いましたとおりに他の人にも何らかの形で伝わればなど、私たちの思いが届けばというそういう思いで 1 日になったという事でございます。

○議長（森敏則君）

先程の発議提出者、浪瀬議員の発言の中で、9 月 1 日議長に提出したという事でございますが、提出日には私はこの事務局を留守にしておりまして、電話連絡で頂きました。

少し説明をさせていただきますと、この件についてはまだ 4 日の特別委員会の審議が成されていない状況で出すのかという事で、もう少し時間をずらしたらどうだということで助言をさせて頂きました。どうしてもその日に持って来たから提出するという事でありましたので、有浦局長が書類に不備がない限り受理しなければならないだろうという結論に達し受理をしております。

書類を確認したのは、翌 9 月 2 日の朝に私が出勤しまして書類を確認しております。以上です。補足致します。

他に、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、発議提出者に対する質疑をこれで終わります。

只今議題となっております発議第 3 号は議員定数問題特別委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

したがって本案につきましては議長を除く 10 人の議員で構成する議員定数問題特別委員会を設置し、これに付託する事に決定しました。

ここで名簿配付の為に暫時休憩致しますが、その前に本日の会議はあらかじめ延長を致します。それではここで資料配付の為に暫時休憩致します。

暫時休憩（午後 4 時 39 分）

再 開（午後 4 時 50 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

只今設置されました議員定数問題特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

したがって議員定数問題特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この後休憩を致しますので、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をして頂きます。

暫時休憩致します。

暫時休憩（午後 4 時 50 分）

再 開（午後 4 時 56 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

只今委員長、副委員長が選出されましたので発表致します。

議員定数問題特別委員会委員長に橋村君。副委員長に後城君を決定致しました。

日程第 6 請願第 1 号 町有地（旧千綿紡績跡地 許可番号東彼管第 15 号 東彼杵町瀬戸郷字寺田 734 番地ほか 7 筆 5,083.87 ㎡）の継続使用及び測量設計業務差し止めの請願 の取り下げについて

○議長（森敏則君）

次に日程第 6、請願第 1 号、町有地（旧千綿紡績跡地 許可番号東彼管第 15 号 東彼杵町瀬戸郷字寺田 734 番地ほか 7 筆 5,083.87 m²）の継続使用及び測量設計業務差し止めの請願の取り下げについてを議題とします。

第 2 回の定例会において、総務委員会に付託して閉会中の継続審査としておりました請願第 1 号は、請願者から 7 月 7 日付で取り下げの申し出があっております。

お諮りいたします。只今議題となっております請願第 1 号の取り下げを許可する事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第 1 号、町有地（旧千綿紡績跡地 許可番号東彼管第 15 号 東彼杵町瀬戸郷字寺田 734 番地ほか 7 筆 5,083.87 m²）の継続使用及び測量設計業務差し止めの請願の取り下げについてを許可する事に決定しました。

日程第 7 議案第 37 号 東彼杵町ふるさとの水を守る条例の制定について

○議長（森敏則君）

次に日程第 7、議案第 37 号、東彼杵町ふるさとの水を守る条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 37 号、東彼杵町ふるさとの水を守る条例の制定についてでございます。

提案の理由と致しましては、本町における水資源が、町民共通の貴重な財産であり、町民の福祉の増進に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、水資源の保全に関し、町、町民等、事業者及び採取者の責任を明らかにするとともに、水資源保全地域の指定、その他必要な事項を定めることにより、ふるさと東彼杵町の水を守り、もって町民の健康で快適な生活環境を確保することを目的として、本案を提出いたします。詳細につきましては、町民生活課長の方から説明させます。慎重審議の上適正な決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

町民生活課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、町民生活課長。

○町民生活課長（構浩光君）

議案第 37 号、東彼杵町ふるさとの水を守る条例について説明します。

目的については、本案の提案理由でありましたので省略します。

第 2 条、基本理念としては、彼杵川及び千綿川などの優良な水資源を有しており、上水道、農業用水等として利用され、町民に潤いと安らぎを与えるものとして古くから守り親しまれている。これら水資源が、町民生活にとって欠くことのできない町民共通の貴重な財産であることに鑑み、広

く町民の福祉の増進が発揮できるよう町、町民及び事業者等が協働してその有効な利用に努め、かつ、未来にわたり保全していかなければならない。

定義としましては、

- 1、水資源、本町に存在する河川水、地下水及び湧水をいう。
- 2、河川水、公共の水流及び水面で、町長が指定したものをいう。
- 3、地下水、地下の岩石の割目や、地層中の間隙を満たしている水をいう。
- 4、湧水、地下水が地表に自然に出てきたものをいう。
- 5、井戸、地下水を汲み上げるため、地面を深く掘った設備をいう。
- 6、ストレーナー、井戸に設けられた、吸水孔をいう。
- 7、町民、本町に住所を有する者をいう。
- 8、町民等、町民及び町内に滞在する者並びに町内に所在する土地、建物、事業所等の所有者及び管理者をいう。
- 9、事業者、町内において、事業を行う個人、法人又は団体をいう。
- 10、採取者、町内において水資源の採取を行う者をいう。

第4条、適用除外としては、国又は地方公共団体が事業者である場合、及び水資源の採取の目的が生活用又は農業用に限られる場合には適用しない。

第9条、水資源保全地域の指定としては、町内全域を水資源保全地域とします。

第10条、水資源の採取の許可としては、

- 1、河川水又は湧水の採取であって、1日当たりの採取量が20 m³を超えるもの。
- 2、地下水の採取であって、揚水機が6 c m³を超えるものを設置して行うものとします。

第11条、許可基準としては、

- 1、水資源の有効な利用に支障がないこと。
- 2、既存の水道及び生活用水源又は井戸に影響を及ぼすおそれがないこと。
- 3、採取する水資源の用途が必要かつ適当であること。
- 4、他の水をもって替えることが困難であると認められること。

続きまして第19条、本町における水資源の保全を図るため、東彼杵町ふるさとの水を守る審議会を設置する。

第21条、審議会は、委員5人以内で組織する。

附則、この条例は平成27年1月1日から施行する。以上です。

○議長（森敏則君）

それではこれより質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

委員会付託でございますが、町長に一点だけお尋ねします。

ここの条例の中の2ページ目の中に、水資源保全地域の指定という所で、この指定箇所には水資源を保全するため、町内全域を水資源保全地域と指定するということですが、もう少し具体的に説明して下さい。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだ町一円に被せておりますので、基本的には部分的とはいきませんので町全体に掛けて、後は地区地区で指定をしていければ一番いいかと考えておりますので、その辺は審議会の意見あたりを聞きながら定めて行きたいと考えておりますけれども。今条例的には全町という事でしております。だからこの辺も全く関係ない所がもしあれば検討しなければなりませんので、当面はこの条例の発足と同時に町内全域と掛けております。具体的にとなれば全体を掛けておりますので、現場を見て水が無い所は当然ないのですけれども、ただ地下水とか山とかありますので、全域に掛けておかないとなかなか場所が部分的にとはいきませんので、そこに漏れた所はもし変な水の供給施設を作るとかされたら大変な事になるものですから、一応全域ということにしております。今後ともそういう指定にしておいて審議会あたりでもう少しもみながら、他の事例あたりも見ながら、実は一番心配しているのは、北海道あたりは中国からかなり買って入っておりますけれども、それプラス我々前回吉永議員からも質問があっていた水を何とか守るということで、水を使つての地域振興、こちら辺もあったものですから、合わせて3月に水循環基本法が出来ましたので、大いにしやすくなりますので、水資源の収支とかという事で財政措置を応援してもらおうという話をしておりますので、これも合わせて考えていこうと思っておりますので、若干そこらへんの指定等も全域掛けてスタートしようと思っております。

○議長（森敏則君）

6 番議員、吉永君。

○6 番（吉永秀俊君）

私がちょっと懸念しているのは、水の問題につきましては水利組合が色々ございます。堤とか湧水の所にもございますので、是非こういった所には事前の詳しい説明をしておかないと色々なトラブルの原因になると思いますので、そこら辺の事前説明については十分な協議をしていただくようお願いをしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程課長の方から説明しましたとおり、施行日を来年1月1日からということで時間を置まして、特にこの中には説明はしたかどうか分かりませんが、農業とか現在使っている分、特に経過措置第33条で書いておりますけれども、現に権原に基づき条例施行前に行っている者はこの限りではないということでございますので、農業者は勿論、水利権のある所にはそのままでございますので、それ以外の防止、開発行為あたりを防止するために設けるものでございます。よろしくお願い致します。

○議長（森敏則君）

1 番議員、堀君。

○1 番（堀進一郎君）

もう一つ町長にお尋ねです。今4条の事が出てきましたけれども、一応この最終目的が、生活用とか或いは農業用には適用しないとありますけれども、実際にどういう目的でした場合が対象になるのか、ちょっとその辺をもう少しはっきりとお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

所謂許可基準というのが、水を採取する時の許可を行うという事でございます。現に4条以外は該当する訳でございますので、例えば誰か民間から来られて、企業誘致などは特にまた町長が特別に定める場合に該当するかと思えますけれども、それ以外の方が来られて、むやみにどんどん揚げられた場合、地下水が枯渇しますので、そこら辺を制限するために許可制にするという事でございます。ですからどちらかといえば、採取者という事で書いておりますけれども、この町内において水資源の水を採取しようという人に対しての規制です。

○議長（森敏則君）

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

10条の第3項ですけれども、町長が公益上必要と認める場合は適用しないということですが、これは具体的にどういう事が想定されるのか。と申しますのは4条の適用除外、このことが崩れる可能性がありますので、ここら辺はある程度は明確にしておいた方がいいのではないかなという気がしますけれども、どうですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

例えば私が町長をしている時は、そういう約束が出来るかもしれませんが、町長が変わる可能性もありますので、ここの解釈が問題になるかと思えますけれども。こういう場合は審議会あたりに意見を掛けて、そういう意見答申あたりをもらえるようにした方がいいかなと思っているのですけれども。当面は農業関係とか国、或いは公共団体がする場合は、例えば工事とかします、その時水を塞がないといけないという時などは、それは公益上でございますので問題ないわけですが、それ以外に何か公益上発生した場合は、町長の権限によって許可をするという事に、この条文でいけば考えております。具体的にまだどういうものがくるのか分かりませんが、特に問題等があれば、当然公益性が議論されますので、公益上かどうかの判断だけだろうと思っております。具体的には何がどうなるのかというのはわかりません、今の段階では。

○議長（森敏則君）

2番議員、橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

では今の説明でいけば、公益性というのは営利企業等には適用されないという事で理解してよろしいですね。

それからもう1つ、経過措置というか33条がありますけれども、現に権限、これ権限（けんげん）と読むのですか。に基づき云々と書いてありますけれども、ちょっと意味がよくわからないの

ですが、これ既に、これでよいのですか。権限のげん。訂正なら訂正で結構だと思いますけども、若干理解しがたいといえますか、既に 20 m³とっている所は、はずすということによろしいでしょうか。ちょっとよくとわからないのですが、ざっと読んだだけですから、お願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

33 条の現に権原に基づきというのは、現にポンプを設置してこの口径にかかわらず汲み上げて使っている所あたりは、現にしている所は入りませんという事です。所謂今既に自分達がポンプあたりをはめまして、企業がはめまして、汲んでいる所あたりは対象にしませんという事です。これから 1 月 1 日以降については、そういう場合は許可制にします。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

ということであれば、この経過措置が認められるという事であれば、この 10 条の 20 m³が崩れる事になりますよね。それと元々本来の目的と言いますか、理念というものが崩れてしまうという事になるかと思えますけれども、やっぱり基本理念に基づいていけば、ここら辺も規定する必要があるのではないかという気がしますけれども、基本的な理念に反すると思いますがどうなのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

色々な会社があるかと思えますけれども、水を使って営業等を行うというのは、町内では個人の会社株式会社のたまがわがございしますけれども、ここが地下水を汲み上げてやっております。他の所もあるかと思えますけれども。その辺の現状を 1 月 1 日までに、例えばどういう能力のポンプをしていますかというのを、確認調査が必要かと思えます。そうしないと今おっしゃるようにそれを確認をしておかなければ、今権原というのが指定の際にですから、保全地区の指定の際に、現に権原。所謂現にそういう権利をもっている所を除きますということです。だからそこら辺のチェックは必要かと思えますけれども。申請まではいかないですけれども、現状調査か何かはするべきかなと思っております。

○議長（森敏則君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 5 時 15 分）

再 開（午後 5 時 15 分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

2 番議員、橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

質問ではございません。資料請求です。

今町長がおっしゃった玉川繊維ですね。あそこは当初の契約では1日300tだったのです、摂取基準が。特段の事情があるときMAX500tだったと思うのです。これは取水メーターは多分ないですから、あれは多分、報告義務があったと思うのです。ですから生活課長、委員会までに報告の実績とメーターがあるかないかの確認をお願いします。

○議長（森敏則君）

それでは町民生活課長よろしくお願い致します。

他に。

6番議員、吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

ちょっと忘れておりました。実は新幹線から出る排水、これは対象になるのかどうか。他の事例なのですが、新幹線の排水は非常に綺麗な水が出るのですが、これを利用して魚の養殖をするような業者がおります。ですからこの新幹線から出る排水が対象になるのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは排水で対象にはならないかと思うのですけれども、そこら辺を所謂地下水的な要素でございますので、高速道路の八反田、県道千綿溪線、あそこの下に加藤さんでございましてけれども、この水利権を町の方が公団と交渉しましたので、出来ましたらそこら辺は、民間でやられる場合ですけれども、公団とも話をしなければいけませんけれども、民間で決まっているような話ですからなかなか制限できませんけれども、もし決まっていなければ水利権自体を町の方に頂くような、それから町の方からそういう権限で民間に貸し出すような、そういう事が出来ないか検討したいなと思っております。

あその水は非常に綺麗ですので、何とか活用できないかと思ってます。

○議長（森敏則君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午後5時17分）

再開（午後5時18分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

私の早合点で決まっているのかと思っておりますけれども、全く高速道路と同じような事態が発生しておりますので、出来ましたら鉄道機構とも話をしながら、その水利権あたりを町の方で活用できないか相談してみようと思っております。

○議長（森敏則君）

他に。

7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

すでに権原のある地下水を汲み上げる事、今おっしゃった玉川繊維の他にはどこか把握していらっしゃいますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず考えられるのが花房温泉ですか。それから大内田さんといわれますか、その辺がされております。それから各畜産農家の牛舎の多頭飼育をされている所、そういう所がたくさんあります。それから勿論公共もありますけれども、それ以外に多分、調べたら各家庭そこで口径がどのくらいかわかりませんが、使っている所が多分あるだろうと思います、地下水を。ですからそこら辺の把握をどうするのか。そうしないと既得権或いは大変な問題になりますので、調査あたりをどういう風にするのか今後検討してまいろうと思っております。

○議長（森敏則君）

7 番議員、佐藤君。

○7 番（佐藤隆善君）

今おっしゃったような所以外にも、例えば水を大量に使う所で既に使っていられる所があるわけです。だからこの機会に、1 月 1 日の施行までに、調査を徹底してやってリストを作るとか。だから前回の議会の時にも問題になりました中岳の常明園の跡地ですね、跡地と言ったら失礼ですが町が借りる借りないという話が出ましたけれども、あそこも湧水と私は勘違いしていたらボーリングで汲み上げていたのですね。それから他に食品関係の所とか、養鶏場とか大量に使っている所が色々あると思います。この機会ですから失礼な言い方ですけども、把握しておられないなら、今回全て把握していただいて、どのくらいの水が町内で使われているのか、そのところは十分に調査を願いたいと思いますが。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

調べてみればかなり他にも、病院とか、旭碎石とか色々な所があろうかと思っておりますので、この際はっきり地下水の依存量といいますか、その辺の調査を明確にしていこうと思っております。

○議長（森敏則君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

他に質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 37 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

- 日程第 8 議案第 38 号 東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 39 号 東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 10 議案第 40 号 東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（森敏則君）

次に日程第 8、議案第 38 号、東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。日程第 9、議案第 39 号、東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。日程第 10、議案第 40 号、東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。以上 3 議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 38 号、東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして提案の理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法において、市町村は内閣府令の規定に従って、又はこれを参酌して認定子ども園及び保育所等に係る運営に関する基準を条例で定める必要があるため、本条例を制定するものであります。詳細につきましては、町民福祉課長に説明させます。

次に議案第 39 号、東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

提案の理由と致しまして、児童福祉法において、市町村は厚生労働省令の規定に従って、又はこれを参酌して放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。詳細につきましては、これも町民福祉課長に説明させます。

議案第 40 号、東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

提案の理由と致しまして、児童福祉法において、市町村は厚生労働省令の規定に従って、又はこれを参酌して家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため、本条例を制定するものであります。詳細につきましては、町民福祉課長に説明させます。いずれにつきましても慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願い致します。

町民福祉課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

それでは代わりましてご説明致します。

議案第 38 号、39 号、40 号について一括して説明を致します。

まず今回の子ども子育て支援新制度の概要について説明をしたいと思います。

別紙で内閣府等で作成をしてあります冊子、子ども・子育て支援新制度なるほど BOOK をご覧いただきたいと思います。

2 ページ目をお願い致します。冒頭にありますように、平成 24 年の 8 月に日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て支援法が成立いたしました。新制度が平成 27 年 4 月にスタートする予定となっております。

3 ページをお願い致します。今後国では幼稚園・保育所の機能を併せ持つ、認定こども園を普及する計画のようです。またページ 4 にありますように、地域型保育を創設され、基本的に 0 歳児から 2 歳児を対象にする小規模保育を増やす計画であります。この地域型保育につきましては、4 ページの一番下にありますように、4 種類のタイプがあります。家庭的保育、それから小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育という 4 種類があります。

5 ページをお願い致します。一時預かり及び地域子育て支援拠点事業。それから放課後児童クラブなどの地域の様々な子育て支援を充実していくという事でここに表現をされております。

それから現在、子ども・子育ての計画を作るために会議を現在 3 回ほど開催し、平成 27 年 4 月からの事業計画を検討しているところでございます。

7 ページをお願い致します。新制度の利用の流れについてのイメージ図でございます。

8 ページの一番上の所に、3 つの認定区分という事がありますように、今回の制度改正で利用者を 3 つの区分に認定する必要があります。1 号認定とは、教育標準時間認定といいまして、お子さんが 3 歳以上で教育を希望される場合であります。イメージ的には今までの認定こども園や幼稚園に通っていた満 3 歳以上のお子さんという事になります。次に 2 号認定とは、お子さんが満 3 歳以上で保育が必要な方が対象となります。イメージ的には今まで認定子ども園や、保育園に通って保育を受けていたお子さんになります。それから 3 号認定とは、お子さんが 3 歳未満で保育が必要な方が対象になります。

利用方法につきましては、認定こども園につきましては、直接認定こども園に申し込みを実施して、保育所につきましては、町の窓口で今まで同様、認定申請と利用希望の申し込みを同時に実施する予定でございます。時期につきましては 10 月下旬を予定いたしております。

9 ページをお願い致します。保育の認定につきましては、ページ 9 の保育を必要とする事由及び保育の必要量、並びに優先利用を勘案して認定をするという事になります。

11 ページをお願い致します。11 ページ以降につきましては、認定こども園とか保育園利用についての Q&A が記載してありますので、後ほど読んでいただければと思います。

それでは町の方で作成致しております、子ども・子育て支援新制度に係る条例の概要についてという資料をご覧いただきたいと思います。

1 番目の子ども・子育て新制度につきましては、子ども子育て 3 法に基づき実施され、平成 27 年 4 月から本格的にスタート致します。主なポイントということで、その下に 3 点ほど書いてあるのですが、今までの認定こども園の幼稚園部分につきましては文部科学省。保育園部分につきましては厚生労働省で財政支援を行ってございましたけれども、今後は認定こども園とそれから認可保

育所につきまして、財政支援や監督が内閣府の方へ一本化されるというふうな事になります。それから地域型保育給付が創設されるという事です。

それから2番目です。2番目は条例の制定の背景としまして、新制度におけます施設や設備・運営に関する基準を、子ども・子育て支援法並びに児童福祉法の規定により、町の条例で定める事となり今回審議をお願いするものであります。基準を定めるにあたって、府省令で従うべき基準。それから参酌して定める基準が規定されております。

2ページ目をご覧くださいと思います。ページ2の一番上にそれぞれの参酌すべき基準と従うべき基準の法的効果並びに許容の程度というのを記載致しております。参酌すべき基準というのは、条例の制定に当たっては法令の参酌すべき基準を十分参照した上で判断しなければならないという事になっております。従うべき基準は、条例の内容は法令の従うべき基準に従わなければならないという事で、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることを許容するというふうな事になっております。

それから3番目の今回お願いする条例につきましては、第1に東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例という事で、これは東彼杵町内にある認定こども園、それから保育所につきまして、運営に関する基準を定めるものでございます。

それから2つ目が東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例という事で、これは放課後児童の設備と運営に関する基準を定めるものでございまして、東彼杵町内では今現在、にこにこはうすとわくわくはうすという2か所で運営をされております。

それから3番目が東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例という事で、これにつきましては、家庭的保育事業は、実際東彼杵町内で運営をされている所はありません。今回新たに創設されるものでございます。今現在無いのですけれども、この条例を定めておかなければならないという事で定めるものでございます。

それから4番目に移りますけれども、基本的な考え方でございますけれども、本町の実情に合わせて国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないということで、一応判断を致しております。まして、原則として国の基準をもって本町の基準としたいというふうな事で考えております。ただし、一部本町独自の基準及び経過措置として設定しているものもあります。これは後ほど説明をします。

それから5番目と致しまして、東彼杵町が策定する条例につきまして、一つずつ概要を説明していきたいと思っておりますけれども。

まず東彼杵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について。基準の概要につきましては、新制度におきまして町の確認を受けたという事で、今回新たに町が事務として、それぞれの施設の確認をする事が必要になります。町の確認を受けた特定教育保育施設、これは認定こども園及び保育所の事でございます。特定地域型保育事業法においてという事で、これは先程言いましたように創設される事業の分でございます。子どもが教育、保育を受けた場合に、保護者が特定教育施設に支払うべき額を限度として、施設型給付や地域型保育給付費として施設が受け取ることが出来る事とされましたということで、今まで委託という形で保育園の方に支弁をしていたところでございますけれども、幼稚園が特に保護者の方に支弁をされていた分を保育園と同じように、法定代理受領という事で施設の方に町から直接助成をするというのが新たに

出来たところでございます。施行日につきましては、子ども・子育て法の施行日から施行するという事で、現在のところ平成 27 年の 4 月 1 日を本格的スタートということで、施行日ということで予定をされております。

それから今度は 2 件目です。東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の条例についてということで、基準の概要につきましては、子ども子育て 3 法の改正によりまして、放課後児童に関する条項が新設されまして、町は放課後児童健全育成事業の設備と運営につきまして、条例で基準を定めなければならないという事になりました。町が条例を定めるにあたりまして、放課後児童の従事するもの、それから員数について省令で定める基準に従って定めるものとされ、その事項については府省令で定める基準を参酌するという事になっております。先程ちょっと言いましたけれども、本町の独自の基準等ということで、設備の基準の中で施設、それから設備の中でこの条例の施行の際、現に存する放課後児童健全育成事業を実施している施設についてはということで、先程言いましたように、にこにこはうす、わくわくはうすについて、設備基準として国の方で規定されている児童一人につき概ね 1.65 m²以上なければならないという事になっております、この占用区画面積についての規定は、今回附則の経過措置の中で、移転とか改築等の変更が行われるまでの間、適用しないということでしたというふうに考えております。理由としましては右に書いておりますように、これを実施すると受け入れ定員が減少することによって、待機児童が増となる可能性があるものですから経過措置を設けることと致しました。

それから職員についてですけれども、基準では児童の集団の規模として規定されている、概ね 40 人以下という事で国の基準はなっているのですけれども、今現在、放課後児童健全育成事業でやっておられる運用の状況を見てみますと、だいたい両方とも 65 人前後を受け入れて運営を行っておられますので、この 40 人以下という事で基準通りにすることになりますと、待機児童が増になるという事で経過措置を設けることとしました。施行期日につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するという事で、これも 27 年の 4 月 1 日からの予定です。

それから 3 番目の東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてですけれども、概要につきましては、子ども子育て支援の新制度において、従来認可保育所が 20 人以上ということになっておりますけれども、それに加えて家庭的保育事業として 5 人以下、それから小規模事業として 6 人から 19 人以下の対象児童を受け持つ。それから保育が必要なものの家庭で行う居宅訪問型保育事業、これは 1 対 1 になります。それから事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず地域の子どもの開放した 4 つの累計につき、新たに市町村認可事業という事で、この家庭的保育事業につきましては、市町村が認可も行いますし、先程言いました確認という事務も行わなければならないということになりました。それから家庭的事業を行うにあたっては、国が定める基準を踏まえ条例で定める事とされて、家庭的保育事業者等はその条例を遵守することが必要でありますという事しております。参考という事で下に表を記載しておりますけれども、それぞれ 4 つの、先程なるほどブックで説明しました 4 つの施設の事業を表にしたものでございます。後でご覧いただければと思います。施行日につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に

伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日から施行するという事で、これも同じく 27 年の 4 月 1 日からの予定でございます。

それでは本文の方を見ていただいて、議案第 38 号から重要な所だけ抜粋して説明を致したいと思います。

まず第 1 条のところからいきたいと思いますが、第 1 条はこの条例の根拠となる法律及び省令を示したものでございます。

それから第 2 条、定義でございますけれど、用語の定義を規定したものでございます。

それから第 3 条につきましては、事業者に関する一般的な原則を規定したものでございます。

それから第 4 条、第 4 条は利用定員についてでございますけれども、認定こども園及び保育所の利用定員を規定するもので、20 人以上という事でしております。

それから第 5 条が、内容及び手続の説明及び同意なのですが、施設はあらかじめ保護者に対して説明責任と同意の規定がここに記載されております。

それから第 6 条が、利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止という事で、施設は利用申込みに対しまして、正当な理由がない場合、提供を拒否出来ないという事になっております。

それから第 13 条につきましては、利用者の負担額の受領に対しての規定をしたものでございます。

それから第 15 条ですね。それぞれの施設の区分に応じて、特定教育・保育の基準となる規定でございます。

それから飛びまして、第 35 条ですね。保育所の 1 号認定の子供が、1 号認定といいますのは先程言いましたように、3 歳以上で教育を受ける子供のことでございますけれども、保育所が特別利用保育を提供する。保育所が 1 号認定の子供をですね、保育をする、提供する場合の基準でございます。

次の第 36 条、特別利用教育の基準というのは、2 号認定の子供を、2 号というのは先程説明しました、3 歳以上で保育をする子供のことでございますけれども、幼稚園が特別利用教育を提供する場合の基準でございます。

それから利用定員、第 37 条でございますけれども、ここから特定地域型保育事業の運営に関する基準ということで、地域型保育事業、先程 4 種類あると言いました小規模の保育事業ですけれども、その利用定員の規定をここでしているものでございます。後は保育所と同じように、この地域型をですね、同じ要領で斡旋とか、それから正当な理由のない場合の拒否をしてはいけないよというような条項をずっと書いてあるものでございます。

それから、附則の所でございますけれども、施行日につきましては、第 1 条、この条例は、法の施行の日から施行するということで、先程言いましたように平成 27 年 4 月 1 日を予定されております。それから特定保育所に関する、第 2 条、特例ということで、これにつきましては、今までの保育所についてはですね、今まで通りの事務手続きで出来ますよという特例をしてある条項でございます。それから附則の第 3 条、施設型給付費等に関する経過措置ということで、これにつきましては、1 号認定の子供の特別利用保育並びに特別利用地域型保育についての、施設給付費等に関する経過措置を規定するものでございまして、主に幼稚園に関するものでございます。それから第 4 条、利用定員に関する経過措置ということで、ここにつきましては小規模保育事業の C 型と言いま

して、小規模保育事業の中にも A 型から C 型という 3 つのタイプに分かれておりまして、その分の経過措置を記載してあるところであります。それから連携施設に関する経過措置ということで、第 5 条ですね、ここにつきましては、地域型保育事業につきましては基本的に 0 歳から 2 歳までが対象になりますので、連携する保育園とか、幼稚園とか、認定こども園と連携を取らなければならないということになっておりますので、それを 5 年間経過するまでの間、確保しないことができるという経過措置を記載してあるものでございます。

それでは次に、議案第 39 号について、条例の方で説明をしたいと思います。

これは、東彼杵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございますけれども、趣旨は条例の第 1 条、条例の根拠となる法律及び省令を示し、この条例で規定する基準を省令同様に、最低基準とする略称規定を設けたものでございます。

それから第 2 条が、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準と同様に、補償規定を規定したものでございます。

それから第 3 条が、町の事業者に対する勧告規定及び努力義務を規定したものです。

それから第 4 条が、事業者の責務を規定したものでございます。

第 5 条が、支援の目的と一般原則を規定したものでございます。

次に第 6 条、これは災害に備えた設備と訓練を規定したものでございます。

それから第 9 条、ここはガイドラインに則って設備基準を定めたものでございまして、先程言いましたように、ここに児童一人につき概ね 1.65 m²が必要ですよというような規定が載っております。

それから次に、第 10 条に職員ということで、置かなければならない職員の基準を規定しているものでございまして、放課後児童の支援員の数、第 2 項に、2 人以上とするというような事が規定されております。

それから飛びまして、第 18 条、開所時間及び日数についてでございますけれども、国の基準に関する報告書を踏まえ、開所時間、日数を規定するものでございまして、第 1 項第 1 号に、小学校の授業の休日日に行う放課後児童の健全育成事業につきましては、1 日 8 時間以上。それから 2 号に、休日以外の日に行う放課後児童健全育成事業につきましては、1 日 3 時間以上開設をしておかなければならないという事が規定されております。それから第 2 項に、開所する日数につきまして、年に 250 日以上開設をしておかなければいけないというような事が規定されているものでございます。

それから附則の方でございまして、施行期日につきましては、先程から言いますように、法律の施行の日から施行するということで、平成 27 年 4 月 1 日の予定でございまして。

それから第 2 条、設備の基準に関する適用除外ということで、先程資料で説明しましたけれども、この条例の施行の際、現に存する放課後児童健全育成事業所が、第 9 条第 2 項の規定に適合しない場合においては、当該規定は当該既存事業所の移転、改築等の変更が行われるまでの間適用しないということで、経過措置を設けております。

それから第 3 条、職員の経過措置ということで、この条例の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、第 10 条第 3 項の規定に適用する適用については、同項中、修了したものとあるのは、修了したものであるということで（平成 32 年 3 月 31 日までに終了することを予定しているものを含む）と

ということで、第 10 条のところで、県知事が介在する研修を受けなければならないとなっておりますので、この 5 年間の経過措置が設けられているものでございます。

それから第 4 条、1 の支援単位を構成する児童の数に関する適用除外ということで、既存事業所が第 10 条第 4 項の規定に適合しない場合においては、当該規定は当分の間適用しないということで、これは先程言いました、1 の支援の単位が 40 人以下ということで、国の基準で定められておりますので、実際今行われている運用が適合しないことになっておりますので、これにつきましては、当分の間適用しないということで、適用除外を設けているものでございます。

それでは、議案第 40 号をお願い致します。

東彼杵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例ということで、第 1 条に趣旨を書いております、この条例は児童福祉法第 34 条 16 の規定に基づいて、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとするということが趣旨でございます。

主要な所だけ説明しますけれども、第 6 条に、家庭的保育事業者等は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供を終了後、満 3 歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を保育所、幼稚園、認定こども園を適切に確保しなければならないということで、3 歳以上になった時に、連携する施設を確保しておかなければならないということを、ここで決められております。

それから第 15 条第 1 項の所をお願いします。家庭的保育事業者等は利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭保育事業所等内で調理する方法により行わなければならないということで、調理が必要ですということを規定されています。第 16 条第 2 項ですね、その上で特例として、食事の提供について、連携施設や同一系列の法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を行うことも可能ですよというような事を記載しております。

それから第 17 条第 1 項、こちらが利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する、健康診断に準じて行わなければならないということで規定をしております。

それから第 22 条、家庭的保育事業についての項目なのですが、家庭的保育事業は次の家庭的保育の居宅その他の場所であって、以下の要件を満たす場所で実施するものとするということで、保育を行う専用の部屋、9.9 m²以上を設けることが必要ですよということで規定をされております。

それから第 23 条第 1 項に、家庭的保育事業を行う場合は、家庭的保育者、それから嘱託医、調理員を置かなければならないということで規定をされております。

それから第 24 条に、家庭的保育事業の保育時間は 1 日に 8 時間を原則として、乳幼児の保護者の労働時間その家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めるということになっております。

それから小規模保育事業につきましては、第 28 条の所をお願いします。乳児又は満 2 歳に満たない乳児を利用させる小規模保育事業所 A 型・B 型につきましては、乳児室又はほふく室を、一人につき 3.3 m²以上設けなければならないということで規定をされております。

それから第 33 条に、満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 C 型というものですが、これにつきましては、保育室又は遊戯室、それにつき 3.3 m²以上あること。それから屋外遊

戯室・遊技場が、一人につき 3.3 m²以上あることということが規定されておりまして、調理設備及び便所も設けなければならないということになっております。

それから第 37 条からは、居宅訪問型の保育事業についての規定を定めてある分でございます。

第 42 条からが、事業所内の保育事業についての規定でございます。事業所の従業員のみならず、地域の乳幼児も受ける事ができるということに規定になっております。

そして附則の所でございますけれども。一番最後の所ですね。施行期日につきましては、第 1 条に書いてありますように、法律の施行の日から施行するという事で、平成 27 年 4 月 1 日を予定致しております。それからあとは食事の提供の経過措置ですね。それから第 3 条に、連携する施設についての経過措置ですね、先程資料の方で説明したとおりでございます。

主な経過措置については、先程資料の方で説明したので、省略をしたいと思います。

以上で、議案第 38 号から第 40 号について説明を終わります。

○議長（森敏則君）

それではこれから、3 議案一括して質疑を行います。

質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願い致します。

1 番議員、堀君。

○1 番（堀進一郎君）

議案第 39 号についてちょっとお尋ねします。この対象者、所謂児童の基準になる対象者は、今現在小学 1 年生から 3 年生が対象になっておりますよね、そうですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

放課後児童健全はですね、小学生全員です。小学生が対象になります。

○議長（森敏則君）

1 番議員、堀君。

○1 番（堀進一郎君）

今現在、小学校 1 年生から 6 年生が対象になっているのですか。ちょっと前は、私は 1 年生から 3 年生が対象になっておりますよということを聞いていたものですから。

その辺の改正はあっているのかということをお尋ねしたかったものですから。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは改正はあっておりません。小学生を対象にしております。

○議長（森敏則君）

1 番議員、堀君。

○1 番（堀進一郎君）

分かりました。それでですね、第 9 条に、今現在東彼杵町でこれを事業としてしておられるのが、にこにこはうすですかね、これと千綿改善センターでしておられますよね。あれは、わくわくはうすと言うのですか、その 2 者がされているのですけれども。ちょっと懸念するのが、第 9 条の中に、

児童一人につき概ね 1.65 m²以上とありますよね。あの改善センターでちょっと見たところが、ロビーを使用されておりますよね。果たして今現在の定数で、あれが満足しておられるのか。これが国の法を今回準用したということだから、以前からそういう基準というのはあったのに対して、ちょっと心配だったものですから。許可があっているということは、何も問題ありませんか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはお手元にですね、条例の概要についてということであげておりますけれども、これの3ページになるのですかね、1枚めくって下さい。両面ですから、2枚目になります。2枚目の事案2ということで、放課後児童健全育成設備及び運営に関する基準を定める条例ということで説明をしておりますけれども、この枠の中に書いてありますとおり、経過措置を設けて、移転・改築等の変更が行われる間は適用しないということでございますので、当分の間は該当しないかと思っております。

○議長（森敏則君）

堀議員につきましては、3回を超えておりますのでご遠慮下さい。

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑が無いようですので、この件につきましては、これで質疑を終わります。

只今議題となっております、議案第38号、議案第39号、議案第40号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11 議案第41号 東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（森敏則君）

次に、日程第11、議案第41号、東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第41号、東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由と致しまして、母子及び寡婦福祉法が一部改正され、平成26年10月1日より施行されることに伴い、長崎県福祉医療費補助金実施要綱の一部が改正されます。この事によりまして、本条例の一部を改正する必要がある為、本案を提出致します。詳細につきましては、町民福祉課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますよう、宜しくお願い致します。

町民福祉課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

本条例は、心身障害者、乳幼児、母子家庭等に対し、医療費の一部を支給し、福祉増進を図る目的で設置されております。母子及び寡婦福祉法が平成 26 年 4 月に母子及び父子並びに寡婦福祉法と名称が変更され、公布されました。平成 26 年 10 月 1 日から施行されることとなりました。名称変更により、本条例も法律を引用している部分がありまして、関連するため改正するものでございます。改正条文につきましては、新旧対照表でご説明致します。

第 2 条の、支給対象者を規定した条文でありますけれども、第 3 項第 1 号及び第 4 号並びに第 7 号の母子及び寡婦福祉法とあるのを、母子及びの後に父子並びにを加え、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めるものでございます。

また第 5 項第 1 号に、父子家庭の父の定義を、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 2 項に定める配偶者のいない男子と改めるものでございます。

それから第 7 号を見て頂きたいと思います。第 7 号の法律第 6 条第 2 項の新設によって、条ずれが発生することから、第 3 項を第 4 項に改めるものでございます。

本文に戻って頂き、改正附則に規定しておりますように、この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（森敏則君）

これより質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 41 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 41 号は委員会付託を省略することに決定しました。これより討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

それではこれから、議案第 41 号を採決致します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 41 号、東彼杵町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 42 号 東彼地区保健福祉組合規約の一部を変更する規約について

○議長（森敏則君）

それでは次に、日程第 12、議案第 42 号、東彼地区保健福祉組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 42 号、東彼地区保健福祉組合規約の一部を変更する規約についてでございます。

提案の理由と致しまして、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律。平成 24 年法律第 51 号が公布され、平成 25 年 4 月 1 日及び平成 26 年 4 月 1 日に施行されました。これに関しまして、法律名の変更等について、東彼地区保健福祉組合規約の一部変更が必要であり、地方自治法の規定に基づき、構成町の議会の議決が必要となるため、本案を提出致します。詳細につきましては、町民福祉課長から説明をさせます。

慎重審議の上、適正なご決定を賜りますよう、宜しくお願い致します。

町民福祉課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

東彼地区保健福祉組合は郡内 3 町で構成する一部組合であり、規約の変更については、地方自治法第 286 条及び第 290 条の規定により、関係団体の議会の議決を経なければならないとなっております。地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が、平成 25 年 4 月 1 日及び平成 26 年 4 月 1 日に施行されました。その中で、障害者自立支援法の名称変更等がありました。名称変更により、本規約にも法律を引用している部分がありますので、関連するために改正するものであります。改正条文は、新旧対照表でご説明を致します。

第 3 条の共同処理する事務を定義した条文であります。第 1 項第 6 号、障害者自立支援法を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改め、障害程度区分を、障害支援区分と改めるものでございます。それから第 7 号でございます。第 6 号と同様に法律名を改めるものと、それからコミュニケーション支援事業を、意思疎通支援事業に改めるものでございます。それから、第 13 号第 1 項第 5 号の障害程度区分を障害支援区分と改めるものでございます。

本文に戻って頂き、改正附則に規定しておりますように、この規約は長崎県知事の許可の日から施行するということに致しております。

以上で説明を終わります。宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

それでは、これから質疑を受けます。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっております議案第 42 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 42 号は委員会付託を省略する事に決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。お諮り致します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 42 号、東彼地区保健福祉組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり承認されました。

日程第 13 議案第 43 号 平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（森敏則君）

次に日程第 13、議案第 43 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 43 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）でございます。歳入・歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 88,525 千円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,730,664 千円とするものでございます。

提案の理由と致しましては、今回の補正予算の主なものは、歳出におきましては、7 月 3 日の集中豪雨による被災箇所等の災害復旧費として 57,964 千円、民生費に障害者自立支援給付費等国県負担金前年度精算還付金等として 9,991 千円、総務費に法改正等に伴う電算経費、写真によるまちづくりプロジェクト業務費など 9,436 千円を計上致しております。

財源と致しましては、特定財源として災害復旧費などに伴う国県支出金に 38,841 千円、地方債として 9,624 千円、一般財源におきましては前年度繰越金として 24,949 千円を計上致しております。

詳細につきましては、財政管財課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますよう、宜しくお願い致します。

財政管財課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

議案第 43 号、平成 26 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、補足して説明致します。

18 ページをお願い致します。3、歳出、1 款、議会費、1 項 1 目、議会費でございます。人件費につきまして欠員による減額を致しております。

それから 2 款 1 項 1 目、一般管理費につきましては、区長会研修視察に係る貸し切りバス借上料と致しまして 170 千円。それから 3 目の財政管理費につきまして、ふるさと納税に対する謝礼としての特産品購入予算の追加で 846 千円。

飛びまして 7 目、企画費につきまして、来年 1 月に東京で開催予定の東彼杵町定住促進物産フェアの開催経費を、13 節のふるさと大使イベント開催経費の一部を流用して予算を組み替えるものでございます。

それから 10 目の電子計算費につきましては、法律改正に伴う農地台帳等の電子化に伴う作業経費と致しまして、農家台帳システム法改正対応業務と致しまして 921 千円。それから固定資産税システム変更業務以下につきまして、現在納税通知書につきましては特殊紙を使用しておりますが、これを普通の A4 用紙出力対応として経費節減を図るためのものでございまして、合計致しまして 1,583 千円。それから備品につきましては、会計課用 OCR を Windows7 対応とするための専用ソフトの購入費と致しまして 497 千円。それから 20 ページに行きまして、19 節がマイナンバー制度運用開始に係る、国が開発する情報連携中間サーバー利用負担金と致しまして 663 千円。

それから 11 目の地域づくり推進事業費につきましては、13 節が彼杵宿商店街活性化可能性調査業務委託と致しまして 1,000 千円。それから写真を通しての町の魅力を外部発信するという事で、写真によるまちづくりプロジェクト業務委託料で 2,820 千円、合計 3,820 千円の計上でございます。それから 19 節は、上杉地区公民館の下水道接続費用に対する助成と致しまして 266 千円。

それから 21 ページの 2 款 2 項 2 目、賦課徴収費につきましては、坂本地区の国土調査地籍図修正業務と致しまして 747 千円の計上でございます。

飛びまして、24 ページをお願い致します。3 款 1 項 3 目、障害福祉費につきましては、前年度の障害者自立支援給付費、実績による国県負担金精算返還金と致しまして 8,897 千円。

それから 25 ページ、3 款 2 項 1 目、児童福祉総務費につきましては、13 節、子ども・子育て支援事業計画を補完する次世代育成支援行動計画の期間延長に伴う評価分析課題整理作業経費の計上と致しまして 404 千円。

それから 2 目の児童運営費につきましては、前年度の保育対策促進事業補助金の実績に伴う返還金でございます、690 千円。

それから 26 ページに行きまして、4 款 1 項 2 目、予防費につきましては補正額 4,499 千円でございます。これは予防接種法施行令の一部改正によりまして、予防接種の対象疾病と致しまして、水痘と肺炎球菌感染症が追加された事に伴います、所要の経費の補正でございます。

それから 27 ページに行きまして、6 款 1 項 3 目、農業振興費につきましては、使用料がそのぎ茶啓発事業の PR イベントの追加費用と致しまして、施設使用料の追加で 242 千円。

4 目の土地改良事業費につきましては、13 節が高速道路を横断する里水路橋の点検業務と致しまして 1,500 千円。19 節は多面的機能支払拠出金につきましては、農地維持活動団体等の新規並びに移行組織の加入による追加費用と致しまして 1,248 千円の計上でございます。

それから飛びまして、30 ページをお願い致します。8 款 2 項 2 目、道路橋梁維持・新設改良費は当初予算に計上致しております、道路ストック点検業務に対する NEXCO からの助成金決定による財源更正を致しております。

31 ページ、8 款 5 項 3 目の公園費につきましては、金谷公園の植栽枿が、樹木の成長に伴いまして倒壊する寸前となっているため、これを撤去する工事の計上として 300 千円でございます。

それから 32 ページは、8 款 6 項 1 目、住宅管理費で、蔵本 A 団地内の 2 戸の解体工事費の計上で 1,200 千円。

それから 33 ページに行きまして、8 款 7 項 1 目、渉外費は大野原演習場周辺 5 地区の背負い式消火水のう、ジェットシューター15 基の購入に対する補助金の追加計上でございます。

それから飛びまして、36 ページをお願い致します。10 款 3 項 1 目、学校管理費につきましては、彼杵中学校のテニスコート付近の植木剪定料の追加で 250 千円。それから 15 節が通学路舗装工事並びに緊急時の校内電話機の改修工事を合わせまして 900 千円でございます。

それから 37 ページ、10 款 5 項 5 目、文化財保護費につきまして、これは阿波の人形浄瑠璃の本公演が 12 月に開催されますが、その後に参加者を募りまして、体験型の人形芝居ワークショップを計画致しております、その費用と致しまして講師謝礼、それから費用弁償、小道具輸送費。それと明治の民家の収蔵品移動に伴います資料館の収蔵品薫蒸業務費の計上と致しまして 677 千円を計上致しております。

それから 38 ページ、10 款 6 項 1 目、保健体育総務費につきましては、長崎国体運営交付金の追加によります財源更正を致しております。

それから 39 ページ、11 款 1 項 3 目、26 年農地等災害復旧事業費につきましては、7 月 3 日の集中豪雨による農地、施設合わせまして 22 箇所の復旧費用と致しまして 26,364 千円の計上でございます。

それから 40 ページに行きまして、11 款 2 項 1 目、公共土木施設災害復旧費につきましては、異常気象のために今後更に災害が予想されますが、予算を使い切ってしまったので、追加費用と致しまして 4,300 千円。

それから 2 目の 26 年公共土木施設災害復旧費につきましては、農地災同様 7 月豪雨の被災 5 箇所の道路災害復旧費用の計上で 27,300 千円でございます。

8 ページをお願い致します。2、歳入でございます。13 款 1 項 3 目、災害復旧費分担金につきましては、農地等災害復旧工事費の補助残の 3 割で 3,926 千円。

それから 9 ページの 15 款 1 項 3 目、土木費国庫負担金につきましては、公共土木施設災害復旧費の復旧工事費の 3 分の 2 の負担で 18,009 千円でございます。

10 ページが、15 款 2 項 1 目、総務費国庫補助金は、マイナンバー制度運用開始に係る中間サーバー利用負担に対する補助金の追加でございます、663 千円。

それから 11 ページ、16 款 2 項 4 目、農林水産業費県補助金につきましては、農地台帳の電子化に伴います補助金の追加で 921 千円。

飛びまして 7 目は、災害復旧事業費県補助金と致しまして、農地が事業費の 8 割、同じく施設費が 65%、合わせまして 18,563 千円の計上でございます。

それから 13 ページに行きまして、17 款 2 項 1 目、不動産売払収入、1、立木売払収入につきましては、町直営林、蕪の庄司山でございます、利用間伐事業及び分収林利用間伐事業収入と致しまして、合わせまして 2,425 千円の追加でございます。

14 ページは、19 款 1 項 4 目、ふるさと創生事業基金繰入金につきましては、彼杵宿商店街活性化調査費、それから写真によるまちづくりプロジェクト経費に対するもので 3,820 千円。

それから 5 目が、みどりの基金繰入金は、上杉地区下水道接続経費に対するもので 266 千円。

9 目の大野原演習場周辺整備につきましては、背負い式の消火水のう、ジェットシューター購入費用に対するもので 535 千円でございます。

15 ページが、一般財源と致しまして、繰越金 24,949 千円の追加でございます。

それから 16 ページ、21 款 4 項 4 目は、過年度収入で保育所運営費国県負担金の前年度精算金でございます。

5 目、雑入でございます。高速道路防災対策費と致しまして、NEXCO より助成決定がありました高速道路区域内の自治体管理構造物補修助成金として 2,000 千円。それから農地・水保全管理支払推進交付金につきましては、制度改正によりまして、事務委託金と致しまして、多面的機能支払交付金に振り替わるため、それぞれ増減を相殺致しております。それから芸術文化公演事業入場券売上代は、前年度において収入とすべきであった収入金の調停漏れに係るもので、410 千円の追加でございます。

4 ページをお願い致します。第 2 表、債務負担行為。平成 27 年度県議会議員選挙並びに町長・町議会議員選挙用ポスター掲示板につきましては、設置から撤去まで本年度歳出予算と合わせまして一括して契約をする必要があるため、それぞれ賃借料及び撤去料の限度額の設定を致しております。

5 ページの第 3 表、地方債につきましては、普通交付税算定結果におきまして、臨時財政対策債の決定によりまして、補正後の額が 276 千円減の 165,724 千円。それから現年補助災害復旧事業債は、復旧工事費の町負担額 9,900 千円を新たに地方債として起こしているものでございます。

第 1 表、歳入歳出予算補正並びに事項別明細書につきましては積上げでございますので、省略致します。

○議長（森敏則君）

ここで、町長から補足説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

説明する前にですね、大変申し訳ございませんけれども字句の訂正をお願い致します。

まず 1 ページの提案の理由の中で、障害者自立支援給付費等国県負担金前年度清算金が、清い、三水偏の清としておりますけれども、米偏の精算にご訂正をお願い致します。今のは、提案の理由の上から 2 行目の右の方の清算を、米偏の精算をお願い致します。それと、大変申し訳ございません、16 ページの過年度収入の保育所運営費国県負担金前年度、これも三水の清としておりますので、これも米の方に、米偏の精算の方に訂正をお願い致します。大変申し訳ございません。

それでは質問の前でございますけれども、ただ今 16 ページをお開き願いたいのですけれども、ただ今説明をしまして、雑入で一番下の方に芸術文化公演事業入場券売上代ということで、過年度収入 410 千円と上げております。これは大変な事が起こりまして、実は昨年の 10 月に前川清の歌謡ショーを開催致しました。それで売上金が 2,100 千円ございましたけれども、今回の決算書の

作成の中で主要な成果の方は2,100千円で上がって来まして、そして財政の方でチェックしております、それが金額が1,700千円しかあがっていないものですから、ちょっとおかしいということになりまして調べたところ、昨年10月から今年8月下旬ですかね、それまで10ヶ月間、410千円という金額をそのまま保管したまま失念しております、勿論その時にその410千円の売上の経過を聞いてみますと、当日の売上金、それから予約分ということで410千円あっているわけでございます。それがたまたま日曜日に開催する関係で、どうしても当日夕方に会計課に持って行くはずなのですが、それを、410千円を金庫の中に保管したまま失念しております、それを何ら見ることもなく10ヶ月間も放置をしていたということで、今回こうして補正予算として改めて上げさせて頂きました。

議員の皆様、監査委員の皆様にご迷惑を掛けますけれども、過年度収入ということで、大変な過失を仕出かしまして、この場を借りて深くお詫び申し上げます。大変申し訳ございません。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

経過につきましては、今、町長の方からのお話のとおりでございます。本当に単純なミスで言葉の申し上げようもございません。金庫にそのまま保管していたということで、それが発覚しまして、その後この事について次長を含めて各担当者の方には指導を致し、今後どう処理するかということを検討し、指示したところでございます。本当に申し訳ございませんでした。

○議長（森敏則君）

それではこれより質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

それでは質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。只今議題となっております議案第43号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第14 議案第44号 平成26年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（森敏則君）

次に日程第14、議案第44号、平成26年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第44号、平成26年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,570千円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ856,570千円とするものでございます。

提案の理由と致しましては、歳出では平成25年度介護保険事業費の精算に伴いまして、介護給付費及び地域支援事業費の実績が予定を下回りまして、国庫支出金、支払基金交付金並びに県支出

金等に返還金が生じたため、償還金 6,570 千円を計上致しております。その財源と致しましては、前年度繰越金 6,570 千円を計上致しております。詳細につきましては、町民福祉課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますよう、宜しくお願い致します。

町民福祉課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり、町民福祉課長。

○町民福祉課長（西坂孝良君）

6 ページの歳出をお願い致します。7 款 1 項 1 目 23 節の償還金利子及び割引料につきましては、前年度の概算交付金額及び負担金額の精算をし、返還金として 6,570 千円を返還するために計上するものです。

次に 5 ページをお願い致します。8 款 1 項 1 目、繰越金につきましては、歳出で説明しました歳出予算の財源として前年度繰越金 6,570 千円を追加計上するものでございます。

それから 1 ページから 4 ページにつきましては、ただ今の補正の積み上げでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（森敏則君）

それではこれから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっています議案第 44 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 44 号は委員会付託を省略する事に決定しました。これより討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第 44 号を採決致します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 44 号、平成 26 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了致しました。長時間大変お疲れ様でした。

本日はこれで散会致します。

散 会（午後 6 時 39 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 森 敏則

署名議員 吉永 秀俊

署名議員 佐藤 隆善